

私、国土交通省の今後の自賠責保険のあり方に係る懇談会の座長をしております西崎でござります。

現在、参議院で審議中の自賠責保険及び再保險特別会計法の一部改正案について所見を述べさせていただきます。

御承知のように、自賠責保険は強制保険として民間の任意保険との一本立て制度をとつており、ノーロス・ノープロフィットの原則のもとに運営され、戦後約半世紀近くの長きにわたり、被害者保護、安定的な保険料水準の維持、無保險者の絶滅などに多大の成果を上げてきました。

戦後の金融、保険関係の諸制度が軒並み時代おくれとなつて崩壊していく中で、自賠責保険制度は唯一例外とも言えるほどうまく機能しており、世界に誇るべき日本の社会的、経済的資産と言つても過言でないと思います。この制度を創設された先見性のある先人の方々、あるいはその維持発展に努力されてきていらっしゃる交通関係議員の諸先生方の御努力に深い敬意を表明するものであります。

今回の改正は、自賠責制度の根幹の一つである政府再保險廃止を中心とするものですが、戦後混乱期の制定 당시に比べれば保険会社の体力は格段に強化され、政府によるリスクヘッジの必要がなくなったこと、また民ができるることは民に任せるという行革、規制緩和の大方針からして、政府再保險廃止は当然であります。

しかし、自賠法の目的である被害者保護、適正な保険金支払いに対する当局の監督などが政府再保險を行なってきましただけに、再保險廃止に伴う新しい仕組みが必要であります。しかも、減少傾向にあるとはいえ、交通事故による死者数は年間九千人台に達し、また事故件数、被害者数の増大、特に重度後遺障害者数がこの十年間に倍増するなど交通戦争は深刻化する一方であり、被害者保護と安全対策の充実は喫緊の課題であると考えます。

このため、一昨年、当時の運輸省の中に、学

者、マスコミ関係者、法曹界、被害者代表、保険業界代表など、広範な分野からの委員で構成する自賠責保険のあり方に係る懇談会を設置、政府再保險廃止の前提条件として五項目の要望を全会一致で決定いたしました。この議論は、時には激論を交わし、十二回の会合を経て、しかし申しましてよう全会一致で決定したものです。

この条件とは、一つは被害者保護の充実、政府保障事業の維持、運用益活用事業のうち必要な事業の継続、四番目、自動車ユーチャーへのメリット五番目、合理的範囲内のコストの五項目でありまして、政府は昨年三月、規制緩和推進三ヵ年計画としてこの五条件を前提に政府再保險廃止を閣議決定いたしました。

これを受けて、懇談会は、五条件実現の具体策についてさらに検討を行い、昨年十二月に報告書を提出、当時の金融監督府の自賠責審議会の検討を経て今回の改正に至ったものであります。被害者保護の新しい仕組みとして、紛争処理機関の設置が改正案に盛り込まれております。これまで運輸省が行なってきた保険金支払いの全案件を審査する事前チェック制を、死亡事件など一定の事案以外は事後チェック制に切りかえ、保険金支払いをめぐる紛争は新設される紛争処理機関の調停にゆだねるというものです。この機関は民間組織ですが、国は業務全般について必要な監督を行うことになっており、公正中立な立場から紛争処理に当たり、被害者保護のセーフティーネットとしての役割を果たすことを期待いたします。

被災者救済の具体策としては、懇談会は高次障害対策後遺障害等級表の見直し、介護手当の増額、療護センターのベッド数の増加、在宅介護支援のための短期入院制度の導入などを要望しております。

交通事故の原因は極めて複合的であります。政府再保險特別会計の累積運用益は、基本的に

契約者、つまり自動車ユーチャーに帰属するものであり、被害者保護と並んで保険料軽減の原資として活用するのは当然であり、今回の改正案では、保険廃止の前提条件として五十分の一を保険料軽減に、二十分の九を被害者保護に配分することになつております。

自動車ユーチャーは、契約者として保険料を負担する立場にあると同時に、いつ自分が自動車事故の被害者になるかわからず、その場合には被害者救済の恩恵を受ける立場にあります。いわゆるユーチャーメリットとはほどよく両方のバランスをとることにあり、今回の配分率は妥当と思いま

す。

最後に、一連の環境整備について若干の要望を述べたいと思います。

まず、損保業界に對してであります。諸外国の業界に比べますと日本の業界はよくやつておられると思います。しかし、被害者の心情と窮状を十分に理解し、情報開示、説明などを充実し、誠心誠意適正な支払いに徹してほしいと思います。

また、今後は一〇〇%自主運用となります。業界は現在競争が激化し、再編の渦中にあり、くればれもリスク管理を徹底、安全かつ効率的な運用に心かけてほしいとお願いいたします。

次に、警察当局に対してもあります。保険金支払いに際して事故原因の調査が決定的に重要であることは明らかであります。事故原因の科学的研究、捜査情報の提供、こういったことについて最近随分前進が見られます。しかし、自賠責制度に関する基本認識についてであります。本日は、この答申の内容も踏まえつつ、今回の自賠責制度の改革について全体的な見解を申し上げたいと思います。

この自賠責保険審議会では、昨年六月に、自賠責保険制度に関して、今回の法案にも盛り込まれている政府再保險の廃止や、保険金支払いの適正化のための措置の必要性などを盛り込んだ答申を行なっています。本日は、この答申の内容も踏まえつつ、今回の自賠責制度の改革について全体的な見解を申し上げたいと思います。

○参考人(倉沢康一郎君) 自動車損害賠償責任保険審議会の会長を務めさせていただいております倉沢でございます。

この自賠責保険審議会では、昨年六月に、自賠責保険制度に関して、今回の法案にも盛り込まれている政府再保險の廃止や、保険金支払いの適正化のための措置の必要性などを盛り込んだ答申を行なっています。本日は、この答申の内容も踏まえつつ、今回の自賠責制度の改革について全体的な見解を申し上げたいと思います。

○参考人(倉沢康一郎君) 自動車損害賠償責任保険審議会の会長を務めさせていただいております倉沢でございます。

この自賠責保険審議会では、昨年六月に、自賠責保険制度に関して、今回の法案にも盛り込まれている政府再保險の廃止や、保険金支払いの適正化のための措置の必要性などを盛り込んだ答申を行なっています。本日は、この答申の内容も踏まえつつ、今回の自賠責制度の改革について全体的な見解を申し上げたいと思います。

○参考人(倉沢康一郎君) 自動車損害賠償責任保険審議会の会長を務めさせていただいております倉沢でございます。

この自賠責保険審議会では、昨年六月に、自賠責保険制度に関して、今回の法案にも盛り込まれている政府再保險の廃止や、保険金支払いの適正化のための措置の必要性などを盛り込んだ答申を行なっています。本日は、この答申の内容も踏まえつつ、今回の自賠責制度の改革について全体的な見解を申し上げたいと思います。

○参考人(倉沢康一郎君) 自動車損害賠償責任保険審議会の会長を務めさせていただいております倉沢でございます。

交通事故安全対策の強化、これは事故減少に効果があることが既に立証はされておりますが、交通関係当局の総合的な安全対策の推進が必要であります。縦割り廃止は今回の行革の眼目の一つであり、関係省庁のこうした総合的な対策、協力関係を期待いたします。

最後に、今回の改正案に総括的に賛意を表明し、一日も早い成立を期待いたします。成立後は被害者保護の精神にのつとつた適切な法運用が行われるよう期待するものであります。

以上、終わらせていただきります。

○委員長(今泉昭君) ありがとうございます。

次に、倉沢参考人にお願いいたします。倉沢参考人。

○参考人(倉沢康一郎君) 自動車損害賠償責任保険審議会の会長を務めさせていただいております倉沢でございます。

この自賠責保険審議会では、昨年六月に、自賠責保険制度に関して、今回の法案にも盛り込まれている政府再保險の廃止や、保険金支払いの適正化のための措置の必要性などを盛り込んだ答申を行なっています。本日は、この答申の内容も踏まえつつ、今回の自賠責制度の改革について全体的な見解を申し上げたいと思います。

く変化をしております。これが制度の環境として影響をもたらさざるを得ないことと、それから交通問題の内部においても、任意保険の普及であるとか救急医療の発達であるとか、それから三十年代には自動車を運転する人などのは一部の人たちでしたけれども、今は、先ほど西崎参考人のお話をありましたように、加害者と被害者に互換性があるといったような状況が出てきておりますので、この際見直しをする必要があると考えております。

次に、二本立て制度でございましたけれども、我が国の自動車保険は、強制保険で基本補償としての性格を有する自賠責保険と任意保険のいわゆる二本立て制度となっています。

この自賠責保険の大きな特徴というものは、自賠法によって契約内容が画一的に定型化されていて、そして迅速な被害者救済が図られるよう支払い等についても法規制が行われ、また、ノーロス・ノープロフィット原則ということで保険料水準も抑えられているわけあります。一方、任意保険では、契約者が担保内容や各種サービスを任意に選択することが可能となっており、このようにそれぞれ異なる性格を有する自賠責保険と任意保険が今後も相互に補完し合って機能していくことが適当だと考えます。

加入を強制して基本補償ということに対する契約内容、契約条件の法的な同一性ということ、それからそれ以上乗せをするものについて運転者が自助的に自分のライフプランの中でこれを選んでいくということが二本立て制度の眼目かと思ひます。

次に、保険給付水準についてでございますけれども、自賠責保険の保険金限度額は、從来から、任意保険の普及状況等を踏まえつつ、加害者が任意保険に未加入の場合でも基本補償を確保するという観点から改定されてきております。現在の保険金限度額については、死亡三千万、傷害百二十万という限度額については、これによって相当程度の賠償金額がカバーされていて、基本補償とし

ての自賠責保険の性格を踏まえれば、基本的に適切をしております。

この限度額というものの評価については、今までには二本立て制度における役割分担の接続性をもたらさざるを得ないことと、それから交

通問題の内部においても、任意保険の普及であるとか救急医療の発達であるとか、それから三十年代には自動車を運転する人などのは一部の人たちでしたけれども、今は、先ほど西崎参考人のお話をありましたように、加害者と被害者に互換性があるといったような状況が出てきておりますので、この際見直しをする必要があると考えております。

次に、政府再保険制度の廃止についてですけれども、政府再保険制度は、立法当時、保険金の支払いに関する危険の一端を国が負担することが適切であるということ、それから被害者保護の観点から保険金の支払いを国が審査することが適切であるという理由から、昭和三十年の自賠責制度創設時から実施されました。

しかしながら、近年、保険会社の担保力が向上していることやブール制度、あるいは保険業法の改正に基づく保険契約者保護機構の設立といった条件が加わっていることと、それから二番目に、保険金の支払いを再保険制度を通じて国がチックするということですけれども、本来、適切な保険金支払いの制度的保障という問題は再保険とは別の問題でございまして、政府再保険自体は廃止しても問題ないということで、昨年六月の答申に

残っている運用益について、これまでも充てていた自動車ユーチャーによる保険料負担の軽減と被害者救済などの対策の実施の双方にバランスよく配分することが必要と考えられます。今回の政府法案では、運用益の二十分の九を被害者救済等の対策に、残る二十分の十一をユーチャーによる保険料負担の軽減に充てることとしており、これはバランスのとれた配分であろうと思います。保険料の果実であるということから、そのことの意味からいいますと、二十分の十一対二十分の九ということは、これはバランスのとれた配分であろうと私は考えております。

最後に二つ申し上げます。

今回の法案は、自賠責審議会の場でも多くの関係者が長年真剣な議論を重ね、必要な調整を行ってきた結果を反映したものであり、高く評価しております。この法案の成立の暁には、以上申し上げた観点から適切な運用が行われることを期待いたします。

どうもありがとうございました。

○委員長(今泉昭君) ありがとうございました。

次に、荒木参考人にお願いいたします。荒木参考人。

○参考人(荒木襄君) 私は、社団法人日本損害保険協会で専務理事を務めております荒木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、自動車損害賠償保障法、いわゆる自賠法の改正に関しまして、私ども損害保険協会に意見を述べる機会を与えていただきまして、まことにありがとうございました。

本日は、自賠責保険の実務を行つてある事業者の立場から、自賠法の改正についての考え方を述べさせていただきたいと思います。

自賠責保険は、昭和三十年に制度が創設され以来、保険責任の六割を政府に再保険するという仕組みになつております。すなわち、保険料のうち純保険料の六割を政府に納めまして、保険会社が被害者等に保険金を支払った場合にはその金額の六割を政府から回収するという仕組みであります。

本日は、自賠責保険の実務を行つてある事業者の立場から、自賠法の改正についての考え方を述べさせていただきたいと思います。

このように仕組みが導入されました理由は、一つには、新しい強制保険の導入に当たりまして、当時の保険会社の担保力を考慮して、過半であります六割を政府が再保険として引き受けるということによりまして制度の安定を期したということでありまして、いわゆるリスクヘッジといった観点かと思います。

その第二は、自賠責保険の公的な性格にかかる点かと思います。

しかしながら、現在におきましては、この制度が創設されました昭和三十年当時と比べますと保険会社の体力は格段に向上しております。例えば、総資産ベースで申し上げますと約三百倍以上に成長をしているわけであります。

また、自賠法に基づきまして各保険会社は共同ブールといったものを創設しておりまして、各保険会社間でこのブールを通じてリスクを平準化しているということであります。仮に、もしそのうのどこかの会社が支払い不能といったような事態

態に陥りました場合には、その他の保険会社がこのブールを通じてその責任を負担するという仕組みになつてゐるわけであります。

さらに、保険業法に基づいて創設をされました損害保険契約者保護機構という組織ができるておりまして、これも保険会社の破綻に備えた仕組みであります。つまり、セーフティーネットとしては、自賠責保険については二重のセーフティーネットが張られていると申し上げてよろしいかと思ひます。そういう意味で、再保険制度が持つておりましたリスクヘッジとしての役割は極めて乏しくなつてきているということが言えるかと存じます。

したがいまして、私どもいたしましては、民にできることは民にいう規制改革の考え方にも即しまして政府再保険を廃止していただきたいと考えてゐるわけであります。

損保業界は、平成十一年二月に政府再保険制度の廃止の要望を提出いたしました。それ以降、この政府再保険問題を含めました自賠責保険制度問題について、我々損保業界を含めまして、政府の規制改革委員会、関係省庁、被害者の団体及び有識者、専門家といったような方々において幅広い論議が行われたところであります。

この論議を踏まえまして、平成十二年三月に、政府の規制改革三ヵ年計画の中で、自賠責保険の再保険については、次に申し上げます五つの条件の実現の方針を確認した上で廃止を行うということが閣議決定されたのであります。

五つの条件の一つは、被害者保護対策が充実されるということであります。その二は、政府保障事業を維持することであります。三番目は、現在、政府再保険の運用益を活用いたしまして、政府が被害者保護対策事業や事故防止対策事業を行つてゐるわけでありますけれども、政府再保険廃止後もこれらの事業のうち必要な事業は継続をして行うこと。四番目は、自動車ユーチャー等へのメリットがあるということ。五番目は、合理的な範囲内でのコストによる制度の改定であるという

こと。これらの五つの条件を踏まえた方向性が示されたわけであります。政府再保険廃止後の被害者保護のあり方にについて、その後関係当事者間で銳意協議が進められたわけであります。
もとより、我々いたしましても、自賠法の目的であります被害者保護という機能は引き続き極めて重要であると考えております。したがいまして、政府再保険制度を廃止する場合には、再保険制度にかかる保険金支払いの適正化の仕組みを整備することが必要であると考えております。
昨年末に、次の三つの点を骨子といたします被害者保護対策を講じることによって、政府再保険を廃止するということで関係者間で協議がまとまりました。
その第一は、死亡あるいは重度の後遺障害のようない定の事案については、国が保険会社から届け出を受け一件ごとのチェックを行うということであります。また、その第二は、専門の有識者等によつて保険金支払いに関する紛争を解決する仕組みを自賠法の中に位置づけまして、行政府がその運営の公正性を確保するために必要な監督を行うということであります。三番目は、保険会社は保険金支払いに関して、被害者あるいは被保険者等に対する説明義務あるいは情報開示の義務というものが示されているということであります。
現在、御審議をいただいております自賠法の改正案におきましては、業界のかねてからの要望であります政府再保険の廃止という規制緩和を実現していくたゞと同時に、関係者間で論議を重ねた結果であります被害者保護のための必要な措置について、いずれも明確にしていただいた内容であります。

案に示されました新たな紛争処理の仕組みや被害者に対する情報提供の充実などについて積極的に御協力をし、強制保険としての自賠責保険が果たすべき役割が前進することはあっても、決して後退することはないよう努めています。

今回の制度改正を機にいたしまして、損害業界としては、業務全般の簡素化と効率化に取り組みまして、自賠責保険の運営に必要な経費の縮減に努めてまいりたいと考えております。

また、お預かりする保険料の運用について、保険会社の運用分がこれまでの四割から十割に拡大されるということをご存じますから、運用の一層の効率化、安定的な収益の確保といったことにつきましても積極的に取り組んでいきたいと考えております。

つきましては、今次改正法が速やかに成立をされし、平成十四年度から政府再保険が廃止されることを強く要望するものであります。

以上、私の考え方を述べさせていただきました。御清聴ありがとうございました。

○委員長(今泉昭君) ありがとうございました。

○参考人(北原浩一君) 次に、北原参考人にお願いいたします。北原参考人。

○参考人(北原浩一君) 私は、全国交通事故後遺障害者団体連合会代表の北原でございます。

このたびは、交通事故による重度後遺障害に苦しむ私たちの意見を聞く場を与えてくださいまして、ありがとうございます。

私は、約二年前に、当時の運輸省で審議されていました今後の自賠責保険のあり方に係る懇談会に意見を届けることを目的に、後遺障害者団体に呼びかけ、全国交通事故後遺障害者団体連合会を結成しました。今回は、この会の代表の立場で意見を述べさせていただきます。あわせて、最近設立した、全会員が交通事故被害者により構成する交通事故後遺障害者家族の会代表の立場からも意見を述べさせていただきます。

私が被害者救済活動にかかわることになつたの

は、十四年前に、当時十一歳だった長男が、英語塾へ行くため横断歩道を渡っていた際に前を見ないで右折侵入してきたトラックにはねられ、瀕死の重傷を負い、奇跡的に命が助かっただけれども一級の障害者になつたこと、加害者に自動車保険がなく、幾つもの民事訴訟を余儀なくされたことなどを通じて、交通犯罪の被害者救済につき、交通事故の真相を被害者が知ることが困難であるとか、加害者の処罰は被害者が知らないうちに罰金二十万円で終わつていたとか、自賠責保険金の上限が重度後遺障害者の損害額については実態を反映しない低額であるとか、ユーワーメリットとは自賠責保険料を安くすることだと理解されているなど、諸制度に不備が多いと感じたからです。

私たちには、被害者救済が充実するなど五条件が満たされる前提で、今回の自賠責保険再保険廃止はやむを得ないと承諾し、また、紛争処理機関についても納得できると思つて今回の法改正については受け入れる考えになりました。しかし、被害者救済が十分だとは思つていないので、それらにつき若干言及させていただきます。

第一に、自賠責保険による救済は交通犯罪被害者救済という視点があると思います。同じ交通事故故でも、労災保険で救済する場合は自損事故であつても過失相殺のない手厚い救済がされのに、自賠責保険では救済されません。無責事故につき自賠責保険救済を求める考へはありませんが、交通犯罪の被害者として重度障害者になつた場合の救済は特別の手厚い救済策を考えていただくことを求めます。

例示すると、重度障害者救済のための療護センターにつき地域格差をなくすため九州や北海道にも増設することや、あるいは重度障害者を一日二十四時間、年三百六十五日休みなしに介護している母親に休息を与えるための短期預かり制度であるショートステイを受け入れる協力病院をふやすとか、重度後遺障害者は将来にわたり介護料などを多額の費用を必要とするのだから、これを反映した保険金に増額するなどの配慮を求めます。

また、植物状態になつた重度障害者の場合や高次脳機能障害者の場合に、私たち介護をする親が亡くなつた後も生きていくことができる仕組みをつくるなどの配慮を求めます。

になり、介護人生に変わつてしまひました。自賠責保険は、万一の災難に遭つたときのためにあるのですから、車一台当たりにするとわざかな保険料を還元することよりも、不運な被害者になつた際にこの制度により十分な救済がなされることがユーザーメリットだというべきではないでしょうか。

あるいは被害者救済対策につきまして、このたびの法改正がどの程度こなしておられるのかどうか、御感想をお伺いいたしたいと思います。

事柄的に、保険料の水準の問題あるいは自動車アセスの問題あるいは保険金支払い適正化対策あるいは重度後遺障害対策等々、たくさんあるうかと思いますけれども、まとめてお話をいただければ幸いです。

解していなかったため、正当な認定を受けるために必要な事項を診断書へ記載することなど、資料を作成してもらうことが極めて困難です。すなわち、脳の損傷を受けた場合は記憶力や感情抑制力の喪失、眼科、耳鼻科、泌尿器科、ほか全身症状が出るのに、高次脳機能障害につき総合判断をしてくれる脳外科の医師がいなくて困るなどの現実があるので、この困難を解決するため、医療機関でマニュアル作成など施策を求めるま

回復程度の見きわめが難しいことと、介護の難しさに关心を奪われている間に、二年という時効に気づかない場合があります。民法第七百二十四条の規定により時効三年の余裕があるので、自賠責請求権を二年の時効で失った被害者は損害賠償を要求する相手に頼んで保険金を受け取る弱い立場になり、対等な話し合いができる現実があります。時効は三年に変更することを求めます。

第二に、自賠責保険でのユーチャーメリットが保険料を還元することだと理解している面について内尋ねますよ、つづき意見と言つたまへ、ござります。

す。
昨年は百十五万人を超える交通事故負傷者がいたそうですが、車のユーザーはだれでも交通事故被害者になる可能性があり、また交通事故は同じ家族を何度も襲うこともあるのです。
私の家内は、中学生のとき父親が交通事故に遭つて植物状態となり、亡くなるまでの七年間、母親を助ける苦しい生活をしながら大学を出て中学校教師になつたのですが、長男が中学生として進学するのを楽しみにしていた矢先に一級の障害者

いたたきたいとも願いました。
自賠責保険制度が存在する限り、今後も後遺障害者救済について私たちの声を反映して改善を続けていただくよう要望して、意見陳述を終わりました。

これは、今度の改正によって、事前チェックは死亡案件あるいは重度後遺障害、一部に限定して、あとは事後チェックになるのですが、業界の方でやつておられる再審査会ですね。ここも機能は非常に充実してきておりますし、それから紛争が起きた場合の紛争処理機関の設置、これらも民間の組織としてつくられるわけですが、監督

当局が業務全般に対して監督をしていくことと、その委員構成も、これは業界からは人で、中立な第三者専門家によって構成するといふことで、ここで出される調停に対するは、今回の改正によって、これまでと比較してそんなんに後退することはないと。むしろ、そういう紛争処理機構の活用によつて、それから情報公開、説明ですね、業界の被害者に対するそれによつて前進、充実していくのではないかと思います。

それ以外の重度後遺障害、被害者の救済策ですね、これについては先ほどの私の冒頭の陳述で述べたが、この委員構成も、これは業界からは人で、中立な第三者専門家によって構成するといふことで、ここで出される調停に対するは、今回の改正によって、これまでと比較してそんなんに後退することはないと。むしろ、そういう紛争処理機構の活用によつて、それから情報公開、説明ですね、業界の被害者に対するそれによつて前進、充実していくのではないかと思います。

係議員の皆様、先生方のひとつ御努力をお願いしたいと思います。

○野沢太三君 ありがとうございます。

確かに、その再審査が非常に意義を持つてきましたし、加えて、紛争処理機関を新設するということだけ思っています。これからそれが有効に機能するように、我々も大いに目を光らせてまいりたいと、かよろしく思ふ次第でございます。

続きまして、倉沢参考人にお尋ねいたしたいと

思いますが、参考人におかれましては、平成十二年六月に会長としてまとめられました自動車損害賠償保険法の問題について、お尋ねいたいと

思ひます。大変私はいい方向に今進んでゐる省と建設省が今回一緒になつて、そこで、交通安全対策といふのはこれ道路から信号、みんな入つてくるわけで、ここに対し総合的な安全対策、非常に期待しているわけです。

あと、先ほど言いました警察関係とかいろんな面があると思いますので、専門であられる交通問題議員の皆様、先生方のひとつ御努力をお願いしたいと思います。

賠償責任保険審議会の答申におかれまして、この自賠責保険と任意保険の二本立て制度といふものが非常に機能しているんだということを御指摘され、本日もまた同趣旨の御陳述をいただいたところでございます。

これは、大変その意味で、日本の持つているすぐれた制度とも言わわれておりますけれども、逆全部これが一〇〇%入っていないとか、あるいは資力によって保険の内容に格差があるとか、さまざま問題が含まれているようにも思いますが、この二本立てのもう一本をもう少し機能させることも、この二本立てのもう一本をもう少し機能させることが非常に大事ではないかと、かようく私はうわけでございます。

そういうふうに考えてまいりますと、責任か無責任かということを含めまして非常に微妙で、いつも自分が被害者になりあるいは加害者になるかもわからないという状態が、自分で運転をしてみればこれ感ずるわけでございますので、諸外国でも既に採用されておりますノーフォールトの保険というものが大変これ注目すべき制度ではないかと思ひますが、これに対する御意見等についてもお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○参考人(倉沢康一郎君) 昭和三十年に我が国でオリジナルに考えされました自賠責保険制度採用の際には、政策的な選択肢として幾つかあつたと思うのでございます。

自動車の人身事故の被害者に対して、税金ないしは目的税を取つて社会保障で被害者を救済するというような選択肢もあり得たかと思うんです。そのときに、この自賠責保険制度といふものをとつたということは、一方において被害者の救済は厚くなればならないけれども、他方において運転者が、どうせ被害者は政府で救われてこちらにはかかるこないんだというようなことでモラルの低下が起こつてはいけないと。

そこで、ともかく第一次的には、加害者の責任を自賠法三条で一般不法行為よりもずっと重くし大上で、それでそれが絵にかいたもちにならない

ために自賠責保険というものによってその履行の確保をしようということで、その制度がつくられたわけでございます。

やはりこれも一つの選択肢ではございますけれども、どうも保険というものの非常に大きく抱えていたわけでございます。まず責任を負う者が責任を履行すべきし、その履行保障について団体的に保険金から払うというこの制度のメリットは私は十分あると思っております。

それから、強制保険と任意保険でございますけれども、確かに一〇〇%強制、一〇〇%ということではないかもしれませんけれども、保険金の支払い限度額をずっと上げていって大体強制保険だけでもという考え方もあるかと思いますけれども、やはり強制加入の保険というのは基本補償として被害者救済に日本国民が全く平等な扱いを受けるというようなことで、これに対して、自分がいつ加害者になるかもしれないという人が自分の生計の維持というような自助的な考え方で自分で商品を選んで、あるいはこれから商品によっては自己保有台数と比べると少ないので、二年契約とか三年契約があるからであります。この三千六百万件について全件政府再保険をお引き受けいただいております再保険が廃止された場合の効率化というの行すべし、その履行保障について団体的に保険金は保険制度には初めからございまして、そういう意味でございますと、まず責任を負う者が責任を履行するときのようなモラルハザードの問題というのも、この二本立てのもう一本をもう少し機能させることも、この二本立てのもう一本をもう少し機能させることが非常に大事ではないかと、かようく私は思つております。

それから、強制保険と任意保険でございますけれども、確かに一〇〇%強制、一〇〇%ということではないかもしれませんけれども、保険金の支払は一年間に大体三千六百万件ぐらいございます。保有台数と比べると少ないので、二年契約とか三年契約があるからであります。この三千六百万件について全件政府再保険をお引き受けいただいております再保険が廃止された場合の効率化というの行すべし、その履行保障について団体的に保険金は保険制度には初めからございまして、そういう意味でございますと、まず責任を負う者が責任を履行するときのようなモラルハザードの問題というのも、この二本立てのもう一本をもう少し機能させることも、この二本立てのもう一本をもう少し機能させることが非常に大事ではないかと、かようく私は思つております。

○参考人(荒木襄君) まず、御質問の第一点であります再保険が廃止された場合の効率化というの行すべし、その履行保障について団体的に保険金は保険制度には初めからございまして、どういう意味でございますと、まず責任を負う者が責任を履行するときのようなモラルハザードの問題というのも、この二本立てのもう一本をもう少し機能させることも、この二本立てのもう一本をもう少し機能させることが非常に大事ではないかと、かようく私は思つております。

政府の再保険制度が現在あるわけであります

が、例えば自賠責保険の保険契約の件数

といふことはないかもしれませんけれども、保険金の支払

い限度額をずっと上げていって大体強制保険だけ

でという考え方もあるかと思いますけれども、やは

ります強制加入の保険というのは基本補償として

被害者救済に日本国民が全く平等な扱いを受ける

というようなことで、これに対して、自分がいつ

加害者になるかもしれないという人が自分の生計

の維持というような自助的な考え方で自分で商品

を選んで、あるいはこれから商品によっては自

己保有台数と比べると少ないので、二年契約とか三

年契約があるからであります。この三千六百万件

について全件政府再保険をお引き受けいただい

ております再保険が廃止された場合の効率化とい

うの行すべし、その履行保障について団体的に保

険金は保険制度には初めからございまして、

どういう意味でございますと、まず責任を負うが

者が責任を履行するときのようなモラルハザード

の問題というのも、この二本立てのもう一本を

もう少し機能させることも、この二本立てのもう

一本をもう少し機能させることが非常に大事

ではないかと、かようく私は思つております。

いますね、これの公正中立性といふものはどう担保していくかということが大事なことではないかと思いますが、この点。

それからもう一点、恐縮ですが、今回の法改正

が上がり段階で日本の自賠責保険法が国際

的な各制度と比較してどの程度の評価ができるの

か、お考えがあつたら聞かせていただきたいと思

います。

○参考人(荒木襄君) まず、御質問の第一点であ

ります再保険が廃止された場合の効率化といふの

は、どういうことかという御質問にお答えをいたし

ます。

政府の再保険制度が現在あるわけであります

が、例えば自賠責保険の保険契約の件数

といふことはないかもしれませんけれども、保険金の支払

い限度額をずっと上げていって大体強制保険だけ

でという考え方もあるかと思いますけれども、やは

ります強制加入の保険というのは基本補償として

被害者救済に日本国民が全く平等な扱いを受ける

というようなことで、これに対して、自分がいつ

加害者になるかもしれないという人が自分の生計

の維持というような自助的な考え方で自分で商品

を選んで、あるいはこれから商品によっては自

己保有台数と比べると少ないので、二年契約とか三

年契約があるからであります。この三千六百万件

について全件政府再保険をお引き受けいただい

ております再保険が廃止された場合の効率化とい

うの行すべし、その履行保障について団体的に保

険金は保険制度には初めからございまして、

どういう意味でございますと、まず責任を負うが

者が責任を履行するときのようなモラルハザード

の問題というのも、この二本立てのもう一本を

もう少し機能させることも、この二本立てのもう

一本をもう少し機能させることが非常に大事

ではないかと、かようく私は思つております。

それから、今回つくります紛争処理機関でござ

ります。

そういうもろもろの再保険にかかる事務の負担が再保険制度をやめればなくなるということ

がありますので、これにかかわっております従業員の人数というよりもむしろ工数と言った方がいい

と思いますが、そういうものを調査いたしました

と、それからコンピューターに関連したコストとありますけれども、少なくとも二億円程度の節約

がありますけれども、少くとも私どもの結論であります。

それから、第二点の御質問であります第三者的

な、あるいは中立的な調停機関ということであり

ます。ですが、これは設立をいたしますのは民間で設立

をいたしますから、今のところ財團法人という考

え方のようになりますから、基本財産について一

定の出捐をいたしますとか、あるいはその後の運

営について経費が出てまいりますから、そいつ

たものの応分の負担は業界で行わなければならな

いと考へております。

しかしながら、この法人の設立の目的はあくま

で中立的、第三者的な立場で被害者あるいは被保

険者と保険会社との間の保険金支払いをめぐる紛

争の解決ということになりますから、この法人の運

営、つまり理事でありますとか評議員でありますとか、そういう法人の運営にかかる役員につ

いては損保業界から出すという考え方でございま

せん。一口で申し上げれば、資金は応分の負担を

いたしますけれども、その運営については一切口

出しはしないというふうに考えております。

当然のことながら、この新しい機関が事故の事

実関係をいろいろ調査なさると、あるいは調停

案をつくつていく上でいろいろと技術的な御質問

等もござりますから、私どもとしてはそういう技

術的な面でいろいろ御協力するのはこれはもう當

然の話であります。その点は十分やつてきました

けれども、その御依頼が時々ござります。

それから、今後つくります紛争処理機関でござ

ります。

停案については業界としてはこれを受け入れるということを原則的に申し上げているわけであります。

それから、自賠責の再保険制度が廃止された場合に、そういう廃止されたという状態での自賠責保険というものが国際的にどういう評価になるかということになりますが、まず第一点は、政府が再保険を引き受けるという政府再保険制度、かつ政府が再保険について保険会社に義務づけをする、強制的な再保険制度というものを政府がやるという例は大変国際的には珍しい、皆無ではございませんが珍しいわけあります。どちらかというと発展途上国にそういうことが時々行われています。

OECODとしても再保険取引が国際的に広く自由に行われるということが望ましいと考えておりますので、我が国の自賠責保険の政府による強制的な再保険制度はOECODの立場からいえば問題があるということで、OECODに我が国が加盟して以来たびたび審査の対象になり、たしか四度ぐらい審査の対象になつておると思いますが、そのうち二度ばかり廃止の勧告も受けている。我が国はそれについて保留をしているということがずっと続いてきたわけであります、これが今度は廃止されますので、というか廃止されますと、その点ではOECODの指摘あるいは勧告に沿つた解決になりますから、国際的には大いに評価されるのではないかと考

えております。

ただ、一方において、商品がどうしても画一的になつてしましますので、基本補償ですから、それを補うものとして任意保険があつて、これはいろいろと多様性のある商品を保険会社が提供している、それから昨今では自分自身が被害者になつたときの保障も任意保険の中に入つてあるというような保険も生まれてまいりました。そういう意味で、自賠責保険と任意保険との二重構造というものは、これは実は国際的に見て、ちゃんと説明しますと比較的好評といいますか、それはなかなかいかねてから実はOECODはこの問題を大変重要な視しております、損害保険の再保険取引はもともとかなり国際間で行われるということが、これももう明治の初めからあつたわけでありまして、OECODとしても再保険取引が国際的に広く自由に行われるということが望ましいと考えておりますので、我が国の自賠責保険の政府による強制的な再保険制度はOECODの立場からいえば問題があるということで、OECODに我が国が加盟して以来たびたび審査の対象になり、たしか四度ぐらい

そういうことで、かねがねOECODで問題にされておりました再保険制度がなくなることによって、自賠責保険というものは国際的にも大いに高い評価を受けるんじやないかと、私はそう思つております。

以上でございます。

○野沢太三君 時間が参りましたので、北原参考人にお伺いしたい質問はちょっと省略になつてしまいますが、北原参考人におかれましては、身内の方が交通事故で被害を受けられたことに関して大変な御苦労をいただいて今日いらっしゃると伺いました。日夜事故防止に御尽力くださいましたことについて心から敬意と感謝を申し上げまして、いただきました御意見は我々の今後の活動の中に十分生かしてまいりますことを申し上げまして、質問を終わります。

○寺崎昭久君 まず、西崎参考人にお伺いいたします。本日は、有益な御意見を御披露いただきまして、ありがとうございます。

それから、自賠責保険と任意保険との関係とい

うのは、これも国際的にはかなり珍しい制度であ

りますけれども、やはり何とも基本補

金の適正化が弱まるんではないかということの懸念に対しても措置をする必要があるということから

先ほど来、再保険が廃止された後の保険金支払

額である自賠責保険について、車検とのリンクでありますとか解約の制限等によって日本では無保険者というのが極めて少ないわけであります。こ

れは国際的に見て大変すぐれた点であると私は考

えます。

ただ、一方において、商品がどうしても画一的

ろんな方法があるわけでございます。

それから、現に再審査会の構成メンバーというものは直接業界に関係のない方で構成するという状況であるとすれば、今回のように別に指定紛争処理機関をつくるのではなくて、再審査会の独立性を高める、あるいは法人格を付与するというようなことも一つあつたんではないかと思うんです。が、あえて新しくこういう機関を設けられた背景といいましょうか、検討経過もお聞かせいただければ幸いだと思います。

○参考人(西崎哲郎君) 今おつしやった点は運輸省の懇談会でも随分議論されまして、率直に言つて、初め損保業界の方からは、今の再審査会その他、それをより強化して活用するのがいいんじやないか、それから逆に被害者代表の方からは、国機関として設置して全面的に国が介入してやるべきであるという意見も出て、先ほど激論と言つたんですが、それも一つ随分議論の対象になつたわけです。それで、最終的には被害者代表の方もそれから業界の方も、今提案されている民間組織としてつくり、国がそれに対して全面的に業務全般について監督をしていくという、こういう形になることで意見が一致したわけです。

それで、その背景には、先ほど私が言いましたように、業界の今の再審査会その他、これは非常に私は充実してきていると思いますが、ただ、被害者にとってます、義務的に保険金の支払いが適正かどうか、それから、言ってみますとこれは不満の構造ですね、満足できるということはまずないと思うんです。

そうすると、そこにおける保険金支払いについての信頼感が確立しているかどうかというのが非常に大きいわけで、残念ながら、懇談会をやつて決めるという意味では、国会の審議にかわって行うとしている機能を、権能を發揮したんだろうかという若干の疑問を持つております。と申しますのは、自賠責審議会というのは、いわば保険料率を決めるという意味では、国会の審議にかわって行うというぐらい大事な権能を持つていいと思ってます。

今回の経過を私なりに調べてみますと、改正法案が閣議決定されたのが三月二日、そして自賠責審議会が行われたのが三月十六日というよう伺つておるわけであります。が、再保険制度が廃止されれば、当然、例えば平成九年に決まつた現行料率に影響を与えるであろう、あるいは設計した設計図に影響を与えるであろうということは予想されるわけなので、だとすれば、閣議決定される前に十分に保険審議会で議論されていいテーマではなかつたのかと、課題ではなかつたのかと思う

して国がやはり、事後チェック制になるだけに、紛争処理については国が監督できるような、それによって一種の信頼といいますか、これがやはり必要だと、現段階では私もその必要性を考えますし、特に、先ほど言いましたように、車社会におけるセーフティネットとしてみんな公正中立を信頼され、その調停が双方にとつて受け入れられていくという、そういうの今の土壤の中におけるセーフティネットとしてみんな公正中立を信頼され、その調停が双方にとつて受け入れられていくという、そういうの今の土壤の中においては、それから逆に被害者代表の方からは、国機関として設置して全面的に国が介入してやるべきであるという意見も出て、先ほど激論と言つたんですが、それも一つ随分議論の対象になつたわけです。それで、最終的には被害者代表の方もそれから業界の方も、今提案されている民間組織としてつくり、国がそれに対して全面的に業務全般について監督をしていくという、こういう形になることで意見が一致したわけです。

○参考人(西崎哲郎君) 今おつしやった点は運輸

省の懇談会でも随分議論されまして、率直に言つて、初め損保業界の方からは、今の再審査会その

他、それをより強化して活用するのがいいんじやないか、それから逆に被害者代表の方からは、国機関として設置して全面的に国が介入してやれば幸いだと思います。

○寺崎昭久君 ありがとうございます。

○倉沢参考人にお尋ねいたします。

以上です。

○寺崎昭久君 ありがとうございます。

以上です。

七

の先生方、この委員会に大変期待しております。

○続訓弘君 どうもありがとうございました。

次に、西崎参考人と荒木参考人に伺います。懇談会や自賠責の結論を踏まえて、最終的に紛争処理の枠組みは公正、中立性を確保するため、紛争処理機関に対して国が監督を行うこととなり

され、しかもそれが非常に信頼される妥当な詰め方の案になつていくという、これが重要で、特に最初が大事なので、業界の方で資金の負担は覚悟していらっしゃるようですが、国としても、これはもう極めて重要な事業ですから、状況に応じて負担するのは当然だらうと私は思います。

○統訓弘君 どうもありがとうございました。

の開示といつたような、法律でこれから義務づけられるわけでありますけれども、そういう非常に重要な点についてはきちんとやっていきたい。そういう点でいえば、やはり十割保険会社が責任を負うということが、保険の經營に当たる者の立場からいえば大変大きなメリットといいますか、非常に大きな変化になるだろうと。

なるということで、もともとその運用益というものが前の代の人たちの保険料の果実というもので、ある時期の人たちだけがその恩恵を受けるといふようなことも問題ですし、社会的に大きなインシグニアにもなりますので、その点で何年か低減していく、やがて本来の保険制度というものにならるべきであろうというときに、それが何年かといふ

そういう意味で、自賠責保険の運営について、損害保険会社も随分変わったなど世間の皆さんから思われるようこれから努力していくたい。そ

ことはちょっと理論的にあるわけではございませんで、数年から十年の間ぐらいだろうというよなことで低減していくことが、いわば

るために、国の監督や財政上の支援が必要ではな
いかと思いますけれども、この点についてお二人
の御意見を伺いたいと思います。

○参考人（荒木襄君） 新しくこれからつくつてま
ります指定法人、調停のための組織であります
が、今のところまだ具体的にその資金をどういう
形で調達するかというところで詰めた議論をし
ております。

により保険業界にはどのようなメリットが生ずるのでしょうか。具体的な数字があればお聞かせください。

○参考人(荒木襄君) 再保険制度がなくなることの具体的なメリットの問題であります、先ほどお話しいたしましたように、直接的にメリットとして出てまいりますのは事務処理の面でありまして、これまで再保険があるがために要してお

ういうこととのきつかけに十分なり得ると、私は考
えております。
○統訓弘君　せつかくの御努力をお願い申し上げ
ます。ありがとうございます。
統いて、倉沢参考人に伺います。

い間積まれてきたものを今度は長い間還元していくというような意味で六年というような数字がてきたというふうに私どもは了解しております。○続訓弘君　ありがとうございました。

それでは、北原参考人に伺います。

最近、後遺障害の方に対しても介護料の支給や、
護センターの整備などの措置が拡充されてはき
おりますけれども、後遺障害者団体の代表と

私ども業界としては、ともかく設立に必要な基盤を整備するとか、あるいは運営のための必要な経費を応分のものは負担しようということをまでは考えて、そういう方向で議論しておりますが、國にそういう御負担をお願いすることが妥当かどうか、あるいはお願いするしたらどういう考え方でお願いをしていくかということについてまだ十分検討しておりませんし、具体的に御相談もしておりません。設立に向けて一つの課題だと思いますので、引き続き検討してまいりたい、そのように考えております。

ましたいろいろな事務のコスト、少なくとも一億ぐらいのメリットがあるだろうということを先ど申し上げたわけあります。

そのほか、私は、そういう具体的な金額といふよりむしろ経営の立場から申しますと、これま何といいましても、最も国民に広く関係しておますこの自賠責保険と、いう非常に大事な保険について国が六〇%の責任を負う、民間は四〇%だ、責任を負うという点が、やはり保険会社の経営いう観点からいえば、何か国の仕事をお手伝いするというような感じにどうしてもなつてしまふ

○参考人(倉沢康一郎君) 今、先生方御承知のように、この自賠責保険は損害率百数十%といううなことで行われているわけですから、これはある意味でいえば保険料を安くする。もともと保険契約者が払った金で、できた果実から保険料を安くするという機能は持っているんですけれども、一方において、保険というのは総保険料と給保険金というものが等しくなつて、したがつて事故を起さなければ保険料は安くなるといったような仕組みが保険なわけで、そういう意味でいう

○参考人(西崎哲郎君) この紛争処理機関を、先ほど申しましたように、運輸省の方は初め国の機関として設置するという案で、それが最終的には民間の機関として、しかし国は業務全般について監督権を行使していくことになったわけですね。国の機関として設立されていれば当然これで國が財政的に面倒を見るわけで、今、民になつて國は監督ということですが、一番重要なのは業務が本当に公正中立に執行され、敏速に調停案が示

そういつたかと思ひます。
そういうことではいけませんけれども、そういうことになりがちだということは私はあつたといいます。これから文字どおり一〇〇%この保険について私ども保険会社が全責任を持つて運用を行っていく、経営を行っていくということであれば、経営としては、当然のことでありますから、けれども、この機に十分襟を正しながら被害者保護のあり方あるいは契約者等に対するサービス、特に保険金の支払いに関する事前事後的情

と、保険の加入者がちよつと保険自体について勘違いしがちといいますか、どうせ保険料はこんな安い金の事故しか起こっていないんだというような感じになるわけで、そういう意味でいえば、本来一〇〇以下にロスレシオがなるのは健全な姿だと思うんですけども、今まで運用益というものによって、そういう形でやってきて、これを一巻に今度ある時期にユーダー還元をしてゼロにいたしますと、

第十部　　國土交通委員會會議錄第十九號　　平成十三年六月二十一日　【參議院】

穴をあけて、そこからたんを吸引するような作業があつたりするために、夜中でも二時間置きに起きなきやいかぬとかいうような事情があるので、病気をすることもできないような状態で介護をしていることがありますので、その辺に対するもう少し手厚い手当てというものを考えていただけないものだらうかと思うわけです。

以上です。

○続訓弘君 どうもありがとうございました。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢と申します。

本当に、参考人の皆様、大変お忙しいところを本日はありがとうございます。

最初に北原参考人にお伺いしたいと思うのですが、ただいま御本人も被災者の関係者として大変御苦労されたことをお伺いしました。また、被害者の団体の役員としても多くの事故被害者への協力をされて、さまざまな体験をしてこられていると思います。こうした体験の中で、保険支払いの問題で被災者がいかに御苦労されているのかを目の当たりにしてこられたということで今お聞きしました。

そこで、お尋ねしたいんですが、保険会社の提示する支払い額の根拠となる損害の調査、そして査定のあり方について、被害者の立場から、保険会社が提示する過失割合、余りにもかけ離れていたお伺いしたいと思います。

○参考人(北原浩一君) 支払い額の苦労ということになりますと、やはり私たちは、被害者の視点から見ると、自賠責だけを見ているわけじゃありませんで、自賠責を含めた損害賠償額を見ていいわけです。そうしますと、その中で、先ほども例示しましたけれども、先ほど例示したものでいいますと、三千二百萬の提示したものが判決では一億二千八百万になつたわけでございます。そういうように大きな格差が出るというのは事実でして、ある事件では四千万と提示しているものが、最近、民事訴訟で提訴した数字というのは、でた

らめじやなく、私が見てもおかしくないと思うんですけれども、二億二千万の要求をしておりました。これが全部認められるとは思ひませんけれども、この数字の格差というのはかなり大きなものだと思います。ある方は、介護料一級の全面介護をする御主人の事例ですけれども、損保会社の提示額は日額三千円でございます。そういう事例が多々ありますので、やはりその損保の支払いについては非常に私としては納得できないと思うわけです。

損害調査については、先ほど事故の原因についていろいろわからぬ点があつて不信があるといふことを申し上げました。それでかえさせていただきます。

○大沢辰美君 そこで、荒木参考人に、今、北原参考人が述べられたああした事態についてどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○参考人(荒木襄君) 自賠責保険の保険金支払いについては、ある種の公平性、保険会社間の考え方の違いとか、あるいは被災者なり被保険者間の公平性を保つという意味で保険金支払いの基準が改正法の中ではさらにそれは自賠法に関する事例が多々あると聞いておりますが、どうしてそういうふうになるのか、その要因、背景についてお伺いしたいと思います。

これは、基本補償としての自賠責保険の役割にかんがみまして、一つは、迅速な処理ということになりますと、やはり私たちは、被害者の視点から見ると、自賠責だけを見ているわけじゃありませんで、自賠責を含めた損害賠償額を見ていいわけです。そうしますと、その中で、先ほども例示しましたけれども、先ほど例示したものでいいますと、三千二百萬の提示したものが判決では一億二千八百万になつたわけでございます。そういうように大きな格差が出るというのは事実でして、ある事件では四千万と提示しているものが、最近、民事訴訟で提訴した数字というのは、でた

いうことありますから、そういう特性はあるにいたしました。

損害額の算出という場合には、一般的の不法行為責任の考え方方に沿つて算出していくということになります。その場合には、もちろん裁判のいろんな判例といいますか、あるいは各地の弁護士会で持つていらっしゃるいろんな基準、そういふものもあります。その点も参考にしながら、各保険会社がそれぞれの考え方で損害の調査をし、具体的な金額を被保険者なり被災者に御提示をして示談を進めていくことになります。

この任意保険の損害額をどう認定するか、どう交渉していくかということは、これは自賠責保険と大分性格が違います。要は、任意保険で損害額をお示しし示談をするというのは、交通事故全体、民事関係の紛争全体を最終的に決着をする、解決をするということも一つの大きな役割でありますから、全体としての民事責任をそこで決着をしてしまおう、示談という形で決着をしようといふことでありますから、どうしても、全体としての過失相殺のあり方でありますとか、あるいは慰謝料をどうするかという問題については、今申し上げましたように、民事事件としての不法行為責任に関する裁判例その他を参考にしながら全体的な解決を図っていくことになります。そして、これについては保険会社間で一定の支払いの基準を、共通の物差しを持つてありますから、これは各社でそれぞれ自分なりの考え方でやつていくかがいいかと思います。

これは、基本補償としての自賠責保険の役割にかんがみまして、先ほど申し上げた公平性ということもありますと、御存じのよから、かなり画一的な支払い基準というものを定めておりました。それから、過失相殺の問題なんかにやつていても、自賠責保険の基本補償という考え方から、一般の民事責任の考え方から見ますと大変緩和をいたしまして、七〇%以上の過失がなければ過失相殺はしない、そういう考え方をしてい

違いますから、そういう特性はあるにいたしました。でも、一般的の民事責任の解決の仕方から大きくなるわけですが、それが全部認められるとは思ひませんけれども、被害者の救済の立場に立つているのかどうか、実態はどうなつていてるかということなんですねけれども、自算会は自賠責の損害調査をやつておられますから、当然、公正中立、適正でなければならぬはずですが、この点と損害調査のあり方についてお伺いしたいと思います。

○参考人(倉沢康一郎君) 自算会が実際にどういうふうにやつてているかということは、私つまびらかには存じませんけれども、制度的に申しますと、結局、自算会はある種の客観的な基準に基づいて、今度は支払い基準が法定されますけれども、そういうものに基づいてかなり技術的な調査の役割を果たすべき機関だと思います。

したがつて、それに対して審査会、再審査会といふふうな三審制みたいな構造を内部に持つておられます。それでございまして、それでその再審査会においてはかなり専門家である部外者が公正な立場で審査をするという制度をとっているのだと思います。実際にどういう調査をしているかというのについてはなかなかつまびらかにはできませんので、御容赦いただきたいと思います。

○参考人(西崎哲郎君) 業界の自算会それからこの再審査機能、私も自算会に何回か行つていろいろな状況をお聞きしたり見たり、御存じのように数

年前にいろいろ問題が起きてこの再審査機能を強化したわけですが、その効果は随分出ていると思います。

私、ですから、業界も随分努力されてやつていらっしゃると思うんですが、一つ問題は、先ほど北原さんも言われたんですが、交通事故の原因、これがどういう原因によって、つまり責任の所在ですけれども、この出発点が非常に大事なわけです。それで、警察のこれは初期捜査になるわけで、それが、警察も随分捜査については改善、努力しておられるようですが、しかしこれはやっぱりいろんな複合的な要因もあるわけですから、科学的な事故原因の究明、調査というのは、これはもう必要不可欠だと思っています。

そういう立場からすると、これはもうまだまだ改善の余地がある、それから捜査情報の活用も、これも限定的に自由化はされつつあるようですが、もっと積極的に保険会社、自算会、あるいは特に新しくできる紛争処理機関には警察の捜査情報もフルに提供していただき、やはり事故原因をはつきり客観的に究明し、その責任の分担に応じて支払い額を決めていくという、このシステムが非常に私は重要だろうと思うんです。それがしっかりと積み重ねられていくと、いよいよ本当にまだ課題は山積みになります。しかし、今度の法改正に伴って、運用益の問題で先ほどもお話をありました、二十分の九の九千億円を基金として運営していくことになる。だから、年間大体百九十億円が予算枠として固定されるのではないかなど思うんですけれども、私たちにはなぜ二十分の九なのかという疑問を持つていています。しかし、この枠内でどう被害者の救済費

に充てるのかという点で真剣に検討しなければならないと思うんですが、百九十億円の内訳を見ますと、被害者救済対策は百二十四億円、そして事故防止対策は六十二億円となっています。

この事故防止対策にはノンステップバスとか購入費の助成も入っていますし、それからバス活性化事業費も含まれていて、私、これらは交通パリアフリーの問題じゃないかな、バス事業対策であると思うんですけど、もちろんこれは必要な事業なんですねけれども、なぜこの少ない中から被害者救援などのかな、この中から出ているのがちょっと理解ができないんですけど、これらは一般会計で私は見るものだと思っています。

そこで、これを本来の被害者救済対策に充当することを私は見直すべきだと思いますが、今陳述の中でその点も少し強調されていましたけれども、その点をさらにもう少し詳しくお話ししたいと思います。

○参考人(北原浩一君) 今質問のことを聞きました。私も全くそう思いまして、実はノンステップバス等のパリアフリー対策は、何も乏しい被害者を救う仕組みであるこの自賠責に依存しなくていいのではないか。例えば、今道路関連予算で道路建設費、道路関連税金を見直すという議論が国会でなされているように、報道で見ておりますと、あれでは例えばパリアフリー対策をあの予算でも行うというようなことも報道されておりま

す。

○参考人(北原浩一君) 今質問のことを聞きました。私も全くそう思いまして、実はノンステップバス等のパリアフリー対策は、何も乏しい被害者を救う仕組みであるこの自賠責に依存しなくていいのではないか。例えば、今道路関連予算で道路建設費、道路関連税金を見直すという議論が国会でなされているように、報道で見ておりますと、あれでは例えばパリアフリー対策をあの予算でも行うというようなことも報道されておりま

す。

○参考人(北原浩一君) 今質問のことを聞きました。私も全くそう思いまして、実はノンステップバス等のパリアフリー対策は、何も乏しい被害者を救う仕組みであるこの自賠責に依存しなくていいのではないか。例えば、今道路関連予算で道路建設費、道路関連税金を見直すという議論が国会でなされているように、報道で見ておりますと、あれでは例えばパリアフリー対策をあの予算でも行うというようなことも報道されておりま

す。

イチしていただきたいと思っております。
○大沢辰美君 以上です。ありがとうございます。
参考の方々、本日は御苦勞さまでございました。

○渕上貞雄君 社民党的渕上でございます。

参考の方々、本日は御苦勞さまでございました。

これが一体どの程度拡充されていくかということを、やっぱり私も懇談会の座長の立場でよく注視したいと思います。それでも不十分なら、二十分の九をふやすということは、これはなかなか難

しいわけで、国としてはしかし、安定的に運用益を確保は充実していくとい、それから被害者活動事業も含めて継続していく。そのためには、被害者救済対策をより強化させていくべきだろ、そういうふうに思います。

○渕上貞雄君 次に、倉沢康一郎参考人にお伺いいたしますが、事故が増加するにつれて、損保会社の保険料を運用した利益で、例えば植物状態など重度の後遺障害を背負った交通事故被害者を救済する事業を行なうなどの点があります。

また、ユーチャーへの還元と言ひながら、平成十四年から平成二十年という期間が設定されています。累積運用益は今までのユーチャーが納めてきた保険料が原資となつているわけですから、保険料を納めたユーチャーに還元するというのが本旨ではないかと考えますが、この二つについてお伺いいたします。

また、ユーチャーへの還元と言ひながら、平成十四年から平成二十年という期間が設定されています。累積運用益は今までのユーチャーが納めてきた保険料が原資となつているわけですから、保険料を納めたユーチャーに還元するというのが本旨ではないかと考えますが、この二つについてお伺いいたします。

○参考人(西崎哲郎君) 最初の御質問ですが、二十分の九で一体十分な被害者保護の充実、これが前提になつていてるわけですから、できるかど

うかという、それから最近の交通事故状況を見ると、その面からも強化していく必要があるという

こと、二十分の九で大丈夫かという、実はそういう不安は被害者団体の方が非常に強く持つておりますし、私も実は心配しているわけです。

しかし、やはりユーチャーへの還元というのは、保険料の契約者としてはやっぱり支払う立場で、確かに現在利用しているユーチャー、前のユーチャーが、しかし継続的に皆大体同一契約者だと思われるのですが、しかしこれは順繰りになつてゐるわけですから、これは時系列的に見るとそう遮断すべきだ

ことです。
○参考人(西崎哲郎君) 最初の御質問ですが、二十分の九で一体十分な被害者保護の充実、これが前提になつていてるわけですから、できるかど

うかという、それから最近の交通事故状況を見ると、その面からも強化していく必要があるという

こと、二十分の九で大丈夫かという、実はそういう不安は被害者団体の方が非常に強く持つておりますし、私も実は心配しているわけです。

しかし、やはりユーチャーへの還元というのは、保険料の契約者としてはやっぱり支払う立場で、確かに現在利用しているユーチャー、前のユーチャーが、しかし継続的に皆大体同一契約者だと思われるのですが、しかしこれは順繰りになつてゐるわけですから、これは時系列的に見るとそう遮断すべきだ

ことです。
○参考人(倉沢康一郎君) 政府の再保険の廃止は被害者保護を廢止するというふうにはこの審議会答申は考えておりませんで、百八十九度違う立場で、この自賠法の目的が被害者救済と健全な交通の発展というようなことで、その場合に被害者保護の手法として賠償責任保険制度というものを取り入れた。そこで、賠償責任保険制度として被害者保護というものはより図られるような形でいくべきだというものが今度の答申の骨子でございま

す。

それでござりますから、政府の再保険という重構造を取り払つて、一番被害者保護に問題がも

社が破綻をして支払い不能になるおそれはないか
という点でございますが、これはいろいろな見方
があるかもしれませんけれども、私は、現在の保
険会社の個々の資産の問題というよりは、むしろ
国の制度として、国というか業界の制度としての
ブール制度と国の制度としての保険契約者保護機
構等によって、これは現在はもう問題ないという
ふうに考えております。

それでは、再保険の運用益で行われていたものに
構

いたしまして五十七億四千三百八十三万円にも上っております。これは損保業界の払い済りであり、損保業界が被害者救済という自賠責の目的をゆがめてきた実態ではないかと思います。損保業界の姿勢がこれらとの問題について問われるのではなかかと思いますが、その点、いかがでございましょうか。

次に、被害者救済の充実のためには、保険料が民間の一〇〇%運用になり、より多くの運用益の発生が見込まれるわけですから、保険会社の運用益を活用して実施している被害者救済対策も充実させたいただく必要があると考えますが、参考人の御見解をお伺いいたします。

次に、被害者救済の充実のために、保険料が民間の一〇〇%運用になり、より多くの運用益の発生が見込まれるわけですから、保険会社の運用益を活用して実施している被害者救済対策も充実させていくだけ必要があると考えますが、参考人の御見解をお伺いいたします。

○参考人(荒木襄君) お答えを申し上げます。

まず第一点の、被害者に規定を下回るような保険金が支払われたケースが過去にあって、是正をしたということがあるじゃないかという御指摘はそのとおりであります。過去にそういうことが

あつたことは事実であります。我々としても、そういうことは本来あつてはならないことでありますので、その原因についていろいろ調査をいたしましたが、再三申し上げてお

りますように、自賠責保険については支払いの基準というものが、かつては運輸省の自動車局長の通達ということで指示をされて、それを保険会社が遵守をするということをずっとやつてまいりましたので、本来そういうことは起るはずもないわ

けでありますけれども、実態をいろいろ調べてみると、交通事故の事実関係の調査とか認識、あ

るいは支払い基準の適用について、その現場で仕事をしている担保会社の社員なり、あるいは調査をゆだねられております自算会の調査事務所の職員の方々の中に、若干誤認といいますか錯誤というか、そういうものがあつて、計算上

のミスが行われたケースがあつたということだと思います。

決して、何か意図的な払い済りといったものではないと私は確信しておりますけれども、しかし、そういうことが事実上起きているわけであり

ますから、それを早く是正しなきやいけないといふことで、一つには保険会社の中での支払い結果と支払い基準との間の点検を厳格化いたしました。また、調査事務所におきましても同様に支払いの結果と支払い基準についての点検を大変強化いたしました。その結果、平成十一年度あるいは十二年度においてこのような支払い基準を下回るような保険金の支払いというケースは激減しているというふうに私は承知しております。

○渕上貞雄君 なお、先ほども参考人の方からお話をありましたように、制度に対する不信というものがどこから生まれていくかというのは、おぼろげながら事故原因の調査だと事故にかかわる問題のように思いました。恐らくそういうものが、今言われたことで、やはり基準と結果についての点検というものがされれば、制度に対する信頼というものは私はより増してくると思いますので、今後ともひとつ、どうか荒木参考人におかれても御努力いただきますようお願いを申し上げておきたいと思います。

最後になりますけれども、北原浩一参考人にお伺いいたしますが、再保险制度の廃止についてどのようにお考えになつているのか、ひとつ御質問申し上げます。

被害者保護の目的に国が介入を義務づけている自賠責保険が、信じられないような厳しい査定をなされて、長い間苦しんできている人が大勢いる。恐らく査定の基準によって悩んでいるとか苦しんでいるというか、そういう印象を受けられているようなお話を先ほどございました。

したがつて、このような状況がなぜ発生するのか、その原因は何とお考えなのか、どういう点をまず改善すべきなのか、そしてやはり国に望むことは一体どういうことなのかをお伺いして、質問を終わります。

○参考人(北原浩一君) 廃止については基本的に私たちとは反対だったわけです。ただ、規制緩和やはり行政がスリムになるという考え方についても私たちは反対しているわけじゃありません。で

自賠責保険か 信じられないような厳しい査定をなされて、長い間苦しんできた人が大勢いる。恐らく査定の基準によって悩んでいるとか苦しんでいるというか、そういう印象を受けられているようなお話が先ほどございました。

したがつて、このような状況がなぜ発生するのか、その原因は何とお考えなのか、どういう点をまず改善すべきなのか、そしてやはり国に望むことは一体どういうことなのかをお伺いして、質問を終わります。

○参考人(北原浩一君) 廃止については基本的に
は私たちは反対だったわけです。ただ、規制緩和
でやはり行政がスリムになるという考えについて
は私たちは反対しているわけじゃありません。で

すから、非常にそこにジレンマもあるんですけれども、我々被害者の救済については、先ほどもお話ししましたように、大変申しわけないけれども、損保会社の対応に対して不信があるわけです。ただ、私は、損保という仕組みがあるということは、通り魔に傷つけられた人たちよりもはるかに助かるですから、ありがたい仕組みだと思っている前提で損保の駆け引きに対する不信を持っていますが、損保の仕組みに対して敵視したりしているわけで、損保の仕組みに対し敵視したり感情的に反感を持つているわけではないです。

ただ、やはり、こういう利害が対立する人たちが査定するよりは、そういう立場に立たない国が関与した方がペターだと思っているわけです。ですから、廃止は反対であったのだけれども、時と流れで仕方がないと、そのかわりきちっとした国との関与でいろいろ被害者が泣かないような方策を講じていただきたいと思つてはいるわけです。

○田名部匡省君 最初に倉沢参考人にお願いしますが、この保険料が昔は高かつたと思うんですね。自賠責保険はノーロス・ノーブロフィットだと、こう言われて、ずっとこうして拝見しておつて、保険に入つてすぐ事故は起きないだろうとみんな思つてはいるんですね。それから、場合によつては事故発生から保険金支払いまでのタイムラグというのがあるし、そんなことで運用利回りが比較的好調であつたし、運用益は累積してきたと、こう私は認識しているんですね。それは生命保険の今逆ざやともう全く違いますし、そういう意味では累積運用益が二兆円だったと。いろいろとその分配の仕方も考えられてはいるわけでありますけれども。

○参考人(倉沢康一郎君) 特別会計に繰り入れるということですが、この累積の運用益というのはどこに帰属するんでしょうか。

なことは、もっと早くから還元がなされるべきであつたという理屈になるんだと思います。これでお答えになります。

○田名部匡省君 先ほど来、これについて各委員からもお話をありました。どうしても、私も、自賠責が赤字料率になる前に車を所有しておった、あるいはその以降、車を持つてない人には還元されないと。もう年をとつて車に乗らなくなつましたなんという人もおるし、そういうことを

考へると、運用益の累積に全く貢献していない人に還元するというのはどういう理屈から考へられてきたのかなど。たしか、保険相互会社を株式会社に転換する場合でも、どの時点で社員つまり契約者に株式を渡すかという問題が生じますよね。

この点について、法案によると、運用益の配分には保険理論上全く問題はないんでしょうか。

○参考人(倉沢康一郎君) 理論的にはかなり問題は含んでいると思うんですけども、やっぱりユーチャー還元という言葉にある意味でいえば二つの意味があつて、例えば継続して入っている人に対してはまさに事実上還元されるわけですけれども、将来あるべき姿として自賠責保険制度のあり方というものを考へると、ユーチャーがかかるべき保険料を払うようなシステムにしていくと、で、こんなべらぼうな運用益がたまらないような保険料率にしていくということで、そういう意味では将来のユーチャーに対する還元といつたような意味もこれに含まれるかと思います。

○田名部匡省君 北原参考人にお尋ねしますが、私は四人の方々の話を伺つて、やつぱり事故に遭つた人とその経験がない人との差といふのはこんなにあるのかなと、こういう感じでお話を伺つて、本当に気の毒だなと。

私は、保険というのは、何のために保険に入つているのか、あるいはそのためにある保険なんかというのを忘れる、これはおかしな方へ行つて、運用益もあつちへ使つたりこっちへ使つたり、もう最近、KSDを見ても、車庫証明のあれを見ても、もう全く金があるとでたらめに使つ

て、でたらめとは言いませんが、本来の目的から離れた方にはつかり気が向いていつてゐるなど、う気がしてならぬわけです。

そこで、この運用益の配分をどうお考へになつてゐるか。あるいは自動車保有者は常に被害者に離れた方にも立つわけですから、保険料の形で微々たる私は金額を還元するよりも、事故の被害者となつた場合に手厚い保護を受けられる方が政策的にもいいんではないかと。これ、少しごらいももらつたつて、今度、自分も加害者になつたときのことを考へると、私はそう思つんですが、どうですか。北原参考人。

○参考人(北原浩一君) 全くおっしゃるとおりで、私も息子が交通事故に遭つて、今は全く信じおりません。私はそう思つんでした。気も動転したわけだけれども、それからこういう世界のことについて多少学んできておりますので、今の質問について思ふことですけれども、やはりこの保険の制度といふことは被害者救済という制度であつて、車のユーチャーは第三者ではなくて、いつ我が身に降りかかるかわからぬということがありますし、これが保険料が安いことがいいのでしたら究極的にはゼロになればいいわけです。ところが、そうなつていいんですかという問題。

保険というのは何のための保険なんですか。まさかのときに備える保険ではないですか。保険を掛けない、ゼロという選択もあるわけですよ。ところが、まさかのとき役に立たなきや、この保険は存在価値がないわけです。ですから、やはりそのことを考へると、通常の経済的なお金の運用の視点でこういうものを見るというのではなく、そこには存在価値がないわけです。ですから、やはりそろそろはなかなか認可にならないのではないか。そういう事前の認可制度の中でそれは防がれて、保険に入りたくても入れないような高い保険料を保険会社が仮にもし申請をしたとしても、恐らくそれはなかなか認可にならないのではないか。そういう事前の認可制度の中でそれは防がれて、そういうふうに私は考へております。

純粹に、全く理論的にリスクに見合つた保険料を全部適用するということになれば、まさに先生がおっしゃつたように、理屈の上ではそのような高い保険料が生ずるということはあり得るわけでありまして、例えばアメリカなんかで現にそういう問題が起きております。そういうことが日本に起きてはならないのです。そういう事前の認可制度の中でもそういうことが未然に防がれているというふうに私は思いますが、逆に言えば今度は、カリフォルニアの電力危機ではありませんが、保

が起きてはいるということを伺うんですが、自由競争の結果、保険料は安くなつた人もいるけれども、逆に高くなつて保険に入れないと、いう人たちもおると聞きますが、一体どういうことなのか。消費者のための競争が逆に悪い結果を生んでいるんでないだろかなど私は思つんですが、いかがですか。

○参考人(荒木義君) この引き受け拒否の問題は、もちろん自賠責の問題じゃなくて任意保険の問題だというふうに理解をいたしますが、私自身は具体的に受けの拒否という実事をまだ承知をしておりませんが、そういうことが起きてはならないというふうにもちろん思つてゐる立場で申し上げますが、保険料率が自由化されまして、確かに保険会社はいろいろリスクに見合つた保険料を提示するということでやつておりますから、理論的に言へば、保険に入ろうにも保険料が高過ぎて入れないという人が起ると、ということは理論的には可能性がございますが、そういうことを防ぐために自動車保険については、一般的の住宅の火災保険もそうでありますけれども、金融庁が事前の料率認可制度をとつております。

したがつて、金融庁の事前の認可の審査の中で、保険に入りたくても入れないような高い保険料を保険会社が仮にもし申請をしたとしても、恐らくそれはなかなか認可にならないのではないか。そういう事前の認可制度の中でそれは防がれて、西崎参考人にお尋ねしますが、自賠責懇談会の提言によると、事故を起こした者を政府保障事業で救済するプランが出ておつたようですが、それによっては、自賠責審議会の答申ではこれが受け入れられなかつた。せつかく先生が座長を務められておる懇談会が被害者救済のために一步を踏み出そうとしたんだろうと思うんですが、これが踏み出せなかつたというのはどういうことだったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○参考人(西崎哲郎君) それは、政府保障事業は、つまりひき逃げそれから無保険者、これは政

險料が抑えられるということのために保険会社としてはもう引き受けができないというようなことになる可能性もあるわけですね。そういうことがあります。しかし、そこまで來てゐるかなという感じを率直に申し上げて私は今持つております。そういうふうにならぬように努める必要があるというふうに思つております。

○田名部匡省君 特に若い人たちというの危険だと見られてゐると思うんですね。それから、お年寄りの方々もだんだんブレーキの踏みぐあいが悪くなつてくると事故を起こすだろうということです。この辺がやっぱり入りにくくなつてゐる。しかし、事故を起こしたときにはこれは大変なことになるということになると、これは何かやつぱり考えなきゃならぬと思うんですね。

西崎参考人にお尋ねしますが、自賠責懇談会の提言によると、事故を起こした者を政府保障事業で救済するプランが出ておつたようですが、それによっては、自賠責審議会の答申ではこれが受け入れられなかつた。せつかく先生が座長を務められておる懇談会が被害者救済のために一步を踏み出そうとしたんだろうと思うんですが、これが踏み出せなかつたというのはどういうことだったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○参考人(西崎哲郎君) それは、政府保障事業は、つまりひき逃げそれから無保険者、これは政

府保障事業は継続してやつていくということ、今回も改正でもそれは貫かれていると思いますが、問題は、先ほどから出している、要するに無責

の問題とか、それから自損をどうするかとか、これが非常に難しい問題が、先ほど倉沢先生がいろ

いろおっしゃつたわけですが、これについては、

ですから懇談会としては明確な意見統一はできなかつたわけです。それで、今おっしゃつた高齢ドライバーの、よろしいんでしょうか、時間は。

○田名部匡省君 いや、もう時間がありませんので。

○参考人(西崎哲郎君) そうですか。じゃ、もういいですか。

○田名部匡省君 自損事故のことをお伺いしたいと思つておつたんですが、この辺もやつぱりきちつと対応してやらぬと、この間も委員会で質問したんですけれども、NHKのテレビを見まして、猫が飛び出してきて慌ててハンドルを切つて対向車の方へ行ってぶつかったとか、電柱にぶつかったとかというようなことというのはあり得るわけでして、そういうことの被害者救済というのも考えていただきたい。

それで私は、この日本というのは、自動車にかかる税とか料金というのは多過ぎるのではないかと思うんですね。例えばガソリン税、軽油、あるいは免許の書きかえ、自動車取得税、車庫証明、それから外国から入ってくるたび、私も一遍ドイツから買おうと思ってやつたら、物すごい手続と金がかかるんですね、自分ではもう買えませんでした。そういうトータルのことも考えながら、特に運用益等については、本当にやつぱりきちつとした対応をとつて、国民の負担となるだけふやさないと。高速料金も皆もう全部かかりますから。どうぞそういうことも念頭に、今後審議会等でまた御議論いろいろあると思いますので、いずれにしても国民の立場に立つて、被害者の立場に立つてどうするかということでお考えいただきたい、こう思います。

時間ですから終わります。ありがとうございます。

○戸田邦司君 戸田邦司でございます。

先生方、大変お忙しいところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。自賠責保険に関してですが、私は、この法案は最終的には非常によいまとまりといいますか、落ちつくべきところに落ちついたのかなと、こういう感じで受け取っております。私自身、今でも車を運転していますし、海外で車を運転していたこともありますし、そういう意味で、この問題については非常に関心があります。

この自賠責保険を基本的な点で考えますと、こ

れは日本の社会の成り立ちとか、そこまで行き着くような問題だと思います。これは先ほど来お話しありましたように、こういった形の強制保険が存在している国というのは非常に少ないんじやないかと思います。

私は雪の多い国に住んでいまして、それで任意保険だけです。それで、保険を掛けない人がいるかというと、いませんね。これはやつぱり自分の社会における存立にかかる問題だから、もし自分が事故を起こして、それが保険で支払われなければ自分自身がもう一生償つても償い切れない、一生を棒に振る、そういうようなことで、こういうことについて非常に重大な关心を一般の人

が持つている、そういうことだたと思います。ですから、先ほど荒木参考人から、OECDで御説明されて非常によくできた仕組みだなどわかつてもられたと思うという話ををしておられました。たゞ、ヨーロッパにしてもアメリカにしても、第三者に対する損害賠償についての保険というのは非常に説得力のある意見だと思います。

ただ、ヨーロッパにしてもアメリカにしても、被害を与えようとはほかの何かで与えようと、そこは救済の道があるというような保険に加入しているから私は自動車損害のこういう保険には、任意保険には入つておりませんと、いう人もおりますね。ですから、必ずしもそのパーセンテージがそのまま自動車事故の救済に当たらないかといえばそうではないと私は受けとめておりますから、その点、日本の場合と若干の違いがありますね。

そこで、重度後遺障害の人々の救済、そういうことを考えていくと、国によってはこれは医療制度の中できちつと担保されている国があります。つまり、医療はただであると、そういう社会保障制度を持つていてる国がありますから、そうしますと、そちらの方のスキームの中に吸収され特別に自動車の方で立てなくともいいと、そういうようなことにもなつていてると思いますので、その辺は、自動車の方できちつとした制度をつ

くつて救済できるようにしていくと、本来国がやるべきことをやらないで済んでしまうという、そういう危険もありはしないかと私は思つております。

○参考人(西崎哲郎君) 違いはいろいろ、例えばまず無保険者の問題ですね。日本は、二輪車は別として自動車に関してはもうほとんど無保険者はゼロに近い。アメリカは御存じのように二〇%台ですね。欧州でもやつぱり一ヶの台の無保険者があります。これはまず一番大きな違いだと思います。

それから、強制保険を通じての運用益の活用、被害者保護あるいは被害者救済、これも例えば今、日本の療護センターがやつていてる事業は、これはやつぱり世界でもかなり先端的な水準で、もれが要するに基礎的な部分は強制保険で補い、あ

とはニーズに応じて積み上げていくという、これも実にうまく考えたものだと私は思いました。最初に、ですから私は世界に誇るべき社会的経済的資産じゃないかと申し上げたんです。

政府再保險の廃止というのはこの一部分、根幹ですけれどもその一部分で、制度全体のノーロス・ノープロフィットの原則も含めて私はこれは思いますが、先生のおつしやることに全く同感いたします。

○戸田邦司君 自動車損害関係についてだけ考えますと、そういうことも言えると思います。それは非常に説得力のある意見だと思います。

ただ、ヨーロッパにしてもアメリカにしても、第三者に対する損害賠償についての保険というのは一般的にありますね。ですから、自動車事故で被害を与えようとはほかの何かで与えようと、そこは救済の道があるというような保険に加入しているから私は自動車損害のこういう保険には、任意保険には入つておりませんと、いう人もおりますね。ですから、必ずしもそのパーセンテージがそのまま自動車事故の救済に当たらないかといえばそうではないと私は受けとめておりますから、その点、日本の場合と若干の違いがありますね。

そこで、重度後遺障害の人々の救済、そういうことを考えていくと、国によってはこれは医療制度の中できちつと担保されている国があります。つまり、医療はただであると、そういう社会保障制度を持つていてる国がありますから、そうしますと、そちらの方のスキームの中に吸収され特別に自動車の方で立てなくともいいと、そういうようなことにもなつていてると思いますので、その辺は、自動車の方できちつとした制度をつ

くつて救済できるようにしていくと、本来国がやるべきことをやらないで済んでしまうという、そういう危険もありはしないかと私は思つております。

○参考人(西崎哲郎君) おつしやるとおりで、自賠責審議会の答申も、「被害者の苦しみを軽減するための費用を、社会全体がバランスよく負担する」と思いますが、先生のおつしやることに全く同感いたします。

○戸田邦司君 おつしやるとおりで、自賠責審議会の答申も、「被害者の苦しみを軽減するための費用を、社会全体がバランスよく負担する」という視点も必要である」という点の指摘もあるわけですが、自動車事故の被害者の救済ということを目的とする強制保険制度ができ、ある意味でいいますと、我が国の保険の普及の中で責任保険の普及の先駆けを昭和三十年という時代にしたと思うのでござりますね。

そのとき、先ほど理論的に運用益の帰属といふことで申し上げましたけれども、政策論的にいふことを自賠責という枠組みの中で、一種の何どいいますか、補助的といいますかあるいは補充的

もあらわすわけですが、自動車事故の被害者保護をするための費用を、社会全体がバランスよく負担するという視点も必要である」という点の指摘もありますが、その辺については、倉沢参考人、どちらにお考えでしようか。

そういう点について、被害者救済全体を見た場合、今の自賠責の中の仕組みというのはよくで

きた仕組みだと思つておりますが、そのほかの部分と考え合わせますと、必ずしも整合性がとれておられます。ですから私は世界に誇るべき社会的経済的資産じゃないかと申し上げたんです。

○参考人(倉沢康一郎君) おつしやるとおりで、自賠責審議会の答申も、「被害者の苦しみを軽減するための費用を、社会全体がバランスよく負担する」と思いますが、先生のおつしやることに全く同感いたします。

○戸田邦司君 自動車損害関係についてだけ考えますと、そういうことも言えると思います。それは非常に説得力のある意見だと思います。

ただ、ヨーロッパにしてもアメリカにしても、第三者に対する損害賠償についての保険というのは一般的にありますね。ですから、自動車事故で被害を与えようとはほかの何かで与えようと、そこは救済の道があるというような保険に加入しているから私は自動車損害のこういう保険には、任意保険には入つておりませんと、いう人もおりますね。

そこで、重度後遺障害の人々の救済、そういうことを考えていくと、国によってはこれは医療制度の中できちつと担保されている国があります。つまり、医療はただであると、そういう社会保障制度を持つていてる国がありますから、そうしますと、そちらの方のスキームの中に吸収され特別に自動車の方で立てなくともいいと、そういうようなことにもなつていてると思いますので、その辺は、自動車の方できちつとした制度をつ

くつて救済できるようにしていくと、本来国がやるべきことをやらないで済んでしまうという、そういう危険もありはしないかと私は思つております。

○戸田邦司君 今のいろんな制度の立て方では、まさしく先生御指摘のとおりだと思います。

それで、先ほど北原参考人からも提起されておりましたが、道路特定財源、ああいつたものも検

討に値するではないかという話がありまして、自動車事故関係の被害者というのは加害者が特定できるものですから、これまた違った点があるかと思いますから、今後の課題として、例えば通り魔などもあわせて国としてどう考えるかという課題はあると思つております。

そこで、北原参考人にお伺いしたいと思いますが、事実関係を明らかにする、これは非常に難しいんですよね。まず警察が出てきて調べます。それは、先ほどの話ではありませんが、刑訴法の問題で中身は明らかにしてくれない、訴訟に關係あるとなかろうと明らかにしてくれないと。ですから、事実関係だけははつきりさせてもらうような仕組みができるかできないか。まず警察が調べ、それから通常ですと損保関係が調べ、それから自賠責関係がその事実関係の確認に出てくるというような段階を考えますと、時間が非常にたつていてるんですね。その辺について、事実関係をはつきりさせるという点一点に関して、北原参考人に何か新たな提案なり提言なりがありましたら、お伺いします。

○参考人(北原浩一君) 事実関係を知ることが本当に大事なことだと思いますけれども、一つには警察の捜査情報を初期の段階で知ることができるように新たな提案なり提言なりがありました。例えば目撃者、時間がたつと目撃者も言つたことを忘れてしまうとか、現場の状況や地形も変わるとかあって、真相が非常にわかりにくくなりますが、ですから、最初の情報が被害者の求めに応じてわかるようなルール、そういうものをつくっていただきたいと思います。

やはり、何といつても真実を知りたい。被害者も泣いてばかりいてそういうことに目が回らないということもあるんです。そうしますと、それを何か手当として守つてあげるというような手段もあるのではないかと思います。

以上です。

○戸田邦司君 最後に、荒木参考人にお伺いした

私は、今回のこの自賠責関係の問題について、最初にいろいろ問題提起され指摘されたのは損害協会ではなかつたかと思つております。それで、損保協会として最初にそういうような問題意識を持つて検討されてきて、今回の法案がまとまつた段階で、もうすぐ通るだろうと思ひますけれども、このできばえといいますか、その辺の評価などもあわせて伺いできればと思いますが。

○参考人(荒木襄君) 政府再保険の廃止というのは私ども損保協会の中から出てきた要請であります。して、それを取り上げていただいて今日御審議いただきました段階で、もうすぐ通るだろうと思ひます。ななことがございました。それは冒頭私が申し上げたとおりであります。

でき上がりました法案を拝見いたしまして、もちろん私どもが要望いたしました政府再保険制度の廃止も盛り込まれておりますが、それに伴うといいますか再保険制度にかかる被害者保護の考え方、保険金支払いの適正化に対するいろんな措置、これも十分盛り込まれておりますし、さらには被害者と保険会社との関係の情報開示について、保険金請求を受けたとき、あるいは支払いをするとき、書面でちゃんとした根拠を示しなさいというようななことがこの中に盛り込まれております。

○参考人(西崎哲郎君) まず、中立公正な立場で機関を設けることになつております。この機関が保険会社の立場に偏ることなく真に公正中立の機関として被害者の保護のために機能するためにどのような点に留意すべきであるとお考えになつておられますか、御意見を承りたいと思います。

私は、保険金支払いの適正化というのは保険会社としては大変大事だと思っておりますので、そういう立場から考えております。こういう規定は大変いい規定だと考えております。こういうことを通じまして十分な情報開示が行われ、それが保険会社の信用といいますか、信頼関係をより高めていくというのは、保険会社としても全く賛成であります。結じてこの法案については、私どもとしては大賛成であります。

以上です。

○戸田邦司君 終わります。

○島袋宗康君 二院クラブ・自由連合の島袋宗康でございます。

本日は、大変お忙しい中、参考人のお四名の

方々、おいでいただきまして本当に御苦労さまでございます。

私は、まず西崎参考人にお伺いしたいと思います。今後の自賠責保険のあり方に係る懇談会座長として報告書の取りまとめに御尽力されましたが、同報告書は、自賠責保険の目的である被害者の保護を基本に据えつつ検討を進められ、「被害者保護のセーフティネットとして、専門の有識者で構成する紛争処理機関を設けて自賠法に位置づけ、行政がその業務全般について必要な監督を行ふことができるようになりますが」、

これを受けて、今回の改正案では指定紛争処理機関を設けることになつております。この機関が保険会社の立場に偏ることなく真に公正中立の機関として被害者の保護のために機能するために何のような点に留意すべきであるとお考えになつておられますか、御意見を承りたいと思います。

○島袋宗康君 どうもありがとうございました。

荒木参考人にお伺いいたします。

平成十二年十二月二十六日の今後の自賠責保険のあり方に係る懇談会報告書の被害者保護に関する一項に、「支払の適正化のための仕組みが変わることに応じて、保険会社等はこれまで以上に、被害者、被保険者に対する情報開示を進める必要がある。具体的には、一括払いの場合も含め、支払基準を被害者、被保険者に事前に示すとともに、自賠責保険に係る支払額の内訳や根拠を明瞭にすべきである。また、被害者や被保険者からの資料請求にも応じなければならないこととする必要がある。」との指摘を受けて、今改正案では、保険会社に書面の交付等を義務づけております。

○参考人(荒木襄君) お答えをいたします。

これらの指摘に対し、保険会社の立場としては運営には口に出さない、お金は出す、それから保険業界からはスタッフも参加しないという、専門家として、そういうことになつては、専門能力とそれから全体の運営についての人材の問題だと思います。

それで、先ほど荒木さんも言われたように、保険業界としては運営には口に出さない、お金は出す、それから保険業界からはスタッフも参加しないという、専門家として、そういうことになつては、専門能力とそれから全体の運営についての人材の問題だと思います。

つまり、専門家として、そういうことになつては、専門能力とそれから全体の運営についての人材の問題だと思います。

それから同時に、どのぐらいの紛争処理のクレームが来るか、これはまだ予想がつかないわけですが、いすれにしても、クレームが来た場合はできるだけ早く敏速に処理する、しかもその調停

案が双方から受け入れられる、内容の濃い、レベルの高いものである必要があるので、そこにはそ

ういう専門能力とそれから処理能力、それとからいうことで、先ほど業界の方からは資金提供ということがありますけれども、私も言いましたように、必要なならば國も面倒を見て、それでこの紛争処理機関がきちんとワークしていくような手当が必要であると。

それから、運輸省は業務全般にわたつて監督権行使するわけですから、これも、運輸省は状況を絶えず把握しながらこの機関を立ち上げていく必要があると。特に私は、初めの一年、二年といふのは非常に大事だというふうに思います。

○島袋宗康君 どうもありがとうございました。

荒木参考人にお伺いいたします。

平成十二年十二月二十六日の今後の自賠責保険のあり方に係る懇談会報告書の被害者保護に関する一項に、「支払の適正化のための仕組みが変わることに応じて、保険会社等はこれまで以上に、被害者、被保険者に対する情報開示を進める必要がある。具体的には、一括払いの場合も含め、支払基準を被害者、被保険者に事前に示すとともに、自賠責保険に係る支払額の内訳や根拠を明瞭にすべきである。また、被害者や被保険者からの資料請求にも応じなければならないこととする必要がある。」との指摘を受けて、今改正案では、保険会社に書面の交付等を義務づけております。

○参考人(荒木襄君) お答えをいたします。

これらの指摘に対し、保険会社の立場としては、荒木参考人はどのように対処されるおつもりなのか、お聞かせください。

○参考人(荒木襄君) お答えをいたします。

これまでも自賠責保険についてのいろんな相談、情報開示の御要請については、極力それには十分おこたえできるように、各保険会社ももちろん努力をしたと思いますが、私ども損害保険協会としても全国に十五カ所に、これは自賠責保険に限らず保険一般についての相談コーナーを設けておりますし、さらに五十二カ所については自賠責

保険、任意保険についての相談センターを設けております。大体年間七万件ぐらいの御相談がござります。

そういうことで情報開示に努めてまいりましたが、今度の改正案ではさらに一步進めて、保険金請求を受け付けたとき、それから保険金を支払うとき、いずれも書面によつてその金額の根拠となるものを示しなさいということになつております。

私は、それは大変重要なことだと思っております。そういうことを通じて、保険会社の内部の点検体制の強化ということでもちろんやらなきやいけませんけれども、そういう説明義務ということが加わったことによって保険会社の示す支払い額に関する世間の信頼度というのは一層高まつてくるであろう、そのことが自賠責保険の評価を高めるという意味で非常に重要なことだと考えておりますので、法律で決まることですから守るのは当然でありますけれども、この趣旨にも私どもは強い賛意を持っております。

○島袋宗康君 どうもありがとうございました。

倉沢参考人にお伺いいたします。自賠責制度に関する基本認識について述べられた中で、交通事故件数、死傷者数が昭和四十年代半ばまで急激に増加をし、昭和五十年代半ばに一時減少しておる、以降、再び増加に転じて、近年一貫して増加傾向にあるとの御認識を示されております。そして、昭和五十年代前半の一時減少の原因に交通安全対策の実施が功を奏している点を挙げられております。

しかし、交通事故が近年一貫して増加傾向にあるということは、政府による交通安全対策の実施が以前ほど熱心でないのかあるいは不十分であることも一因があると言えなくもないという気がいたしますけれども、どのようにお考えになりますか。深刻な交通事故件数の増加を抑制する何か有效な手だてはないものかどうか、お聞かせください。

○参考人(倉沢康一郎君) 私、あるいは言葉が足

りませんで、政府の交通安全対策の効果として

減つたものが、その政府の対策が何か怠られてふえたということではございませんで、依然としてます。

そういうものは数で出しますけれども、自動車の普及の急拡大みたいなものが背景にあるというよう

なことも一つ考へられるかと思うんですが、私が保険法を勉強しているので、そういう、ちょっと社会的な事実の原因については格別な知識はございませんので、御容赦いただきたいと思います。

○島袋宗康君 最後に、北原参考人よろしくお願ひします。

「交通事故による重度後遺障害者等に対する救済策充実の方向」と題する平成十二年六月六日の会中間報告書は、被害者本人だけでなく、家族も犠牲となる窮状について述べておられ、そして自動車保険の支払いや医療福祉制度だけでは救済できない重度後遺障害者等の救済をどのように進めていくか、問題は、現在の重要な政策課題として認識すべきであるとの考え方いろいろな点で御指摘しております。

北原参考人は、政府として一番真っ先に取り組むべき課題はどのようなことであるのかを、もしお考えがありましたらお聞かせください。

○参考人(北原浩一君) 真っ先になると大変難しい質問だと思いますけれども、今まで話したことの繰り返しになるんですけども、やはり例え

て認識すべきであるとの考え方をいろいろな点で御指摘されております。

本日、鈴木政二君が委員を辞任され、その補欠として山下善彦君が選任されました。

○委員長(今泉昭君) ただいまから国土交通委員会を開いたします。

午後二時開会

午後二時まで休憩いたします。

○島袋宗康君 終わります。

○委員長(今泉昭君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言御礼のごあいさつを申し上

げます。

参考人の方々には、長時間にわたり御出席をいただき、有益な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

午後二時まで休憩いたします。

午後零時四十三分休憩

おります。

○寺崎昭久君 今ちょっと私は聞き漏らしたかもしないんですが、新保障勘定に引き継ぐということでしょうか。

○政府参考人(高橋朋敬君) そのとおりでござい

ます。

○寺崎昭久君 確かに、保障勘定이라는のは賦課金で賄われている勘定ですから、保険料とは考え方の違うものであることは承知しております。しかしながら、この千三百六十億というのはかなりの余剰とも考えられますので、私はこの際は付加率を引き下げる、つまり保険料に還元するべきではないかと思いますけれども、そういう御検討はされたんでしようか。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。

先生御指摘のように、累積運用益がたまつてゐるわけでございまして、これにつきましては從来からユーザー還元に努めてきているわけございません。今後さらに適切な賦課金の水準の設定といふことも踏まえまして、累積運用益の一層のユーザー還元に努めてまいりたいという考え方でいくべきものと考えております。

○寺崎昭久君 もう一つ、政府参考人にお尋ねいたします。

○委員長(今泉昭君) お答えいたします。

まず、政府参考人にお尋ねしますけれども、たしか保障勘定にも滞留資金があるはずだと承知しております。およそ千三百六十億でしようが、この取り扱いはどうなるのか、伺います。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。

保障勘定におきまして、従来より保障事業の財源としましてユーチューバーに御負担いただいておりま

す。保険料の一部の部分、つまり賦課金部分でございますけれども、の水準を大幅な赤字レベルに設定することによって累積運用益のユーチューバー還元といつたようなことをやつてきておりまして、その財源として累積運用益があるわけでございます。

平成十四年度以降につきまして、ユーチューバー還元措置を継続するということによりまして保障勘定の累積運用益をユーチューバーに還元してまいるといふような考え方で取り扱つてしまいりたいと思つて

それからもう一点は、交付金勘定に規定する権利義務という定義、あるいは範囲というのはどういうものか、お尋ねいたします。

○政府参考人(高橋朋敬君) まず、後の御質問にございました権利義務の関係から御答弁申し上げます。

保険料等充当交付金勘定におきましては、平成十三年度までの既契約分の再保險の支払いを行うことになります。これは平成二十年度までにほとんどの支払いの完了を見込んでおりますが、しかし自賠責の支払いは裁判等によつて相当長期にわたるものもございます。平成二十年度までに支払いが終了しないものがあるというふうなことも想定されるところでございます。このため、平成二十年度末時点におきましても、再保險金を支払う債務など、それから再保險を支払ったための資産、財源でございますが、これにつきまして保険料等充当交付金勘定の権利義務として残る

これが、ユーザー還元が終了を予定しております二十一年度以降につきましては再保險の支払いのためにのみ勘定区分を設ける必要がなくなるために、保険料等充当交付金勘定を廃止しまして保障勘定に統合するということになるわけでござります。

それから、保険料等充当交付金勘定の不足と申しますか赤字ということについてのお尋ねがございましたが、保険料等充当交付金勘定によりまして毎年度のユーザーの保険料負担の軽減、これをどうするかということにつきましては、自賠審におきまして、保険収支やそれから契約件数の動向などを厳正に見きわめながら御議論いただいて決めていくことになるんだろうと思っております。○寺崎昭久君 次は、事業の過失相殺の問題についてお尋ねいたします。自賠責保険制度では、言うまでもなく、被害者

の重過失があつたときだけ保険金額を減額するという、いわゆる過失相殺の緩和制度がとられております。しかしながら、これのらち外にございました権利義務の関係から御答弁申し上げます。

保険に入つてない車、盗難車だと思いますけれども、保障勘定の場合には、過失相殺といつても、五〇%以下の過失であれば保険金は丸々お支払いしますというのを前提にしておりますけれども、保障勘定の場合には、過失が五〇%あれば五〇%カット、七〇%であれば七〇%カットといふことになつております。

これは財源が違うという理由もあるんだと思うますけれども、ただ、仮に車にはねられた、あるいはそのことで死亡したという人から見れば、相手の車が盗難車であろうと保険に入つていいようといまいと余り関係のないことだ、当てられた方が不幸というのはちょっとと考えにくいなと。バランスを欠くんではないかと思うし、現に自賠審答案でもしばしば、「自賠責保険では過失相殺を緩和されることは、被害者に有利な運用をしているが、政府保障事業では厳格な過失相殺が適用されている」と、今申したような内容だと思います。「被害者間の公平性の確保」という観点から、そのあり方の見直しが検討すべきである」と、同趣旨のことについて検討すべきである」と、同趣旨のこと

がこれまでたびたび言われてきております。つまりけれども、何%、どれぐらい相殺されるかというのは被害者の主張がどこまで認められるかという問題でもあるわけです。事故調査によれば、交通事故者へ損害をten補した後、本来損害を賠償すべき加害者に対する請求権をもつたことがございます。こういった点から、加害者の損害賠償責任の範囲を超えて損害をten補することは、保障事業の立てかえ払いという性格上難しいというふうな結論をいただきまして、なお今後の検討課題であるというふうに報告を承ったところです。

これを踏まえまして、国土交通省では引き続き検討を進めてまいりたい、こう思つております。○寺崎昭久君 自賠責保険審議会、あるいはありますけれども、何%、どれぐらい相殺されるかというのは被害者の主張がどこまで認められるかという問題でもあるわけです。事故調査によれば、交通事故の環境が悪い、車両の特性、あるいは車両の道筋でもあるわけです。事故調査によれば、例えば人為的な要因に起因するものではなくて、例えばメンテナンスの問題、運転管理の問題、いろんなことで事故というのは発生するんだと思います。

したがつて、こういう事故を調査したりしている現場の情報というのは大変大事なわけでして、例えばそういう事故の原因究明、解明をするための技術レベルを上げるということも大事でしよう。それから専門に扱つております警察の事故調査書、そういうものが開示できればもつと過失相殺の場合にでも納得のいく結論が出せるのではないかというような気がしているわけでありますけれども、事故調査の充実、警察調査書の開示等について国土交通省として何らかの働きかけをやつてもらつたものが開示できればもつと過失相殺の場合は、もしあれば、その辺をお知らせいただきたいと思います。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。○寺崎昭久君 四億円が多いのか少ないのかといふ判断がありますけれども、一兆円の保険料から

す。この保障事業の過失相殺のあり方につきましては、先生御指摘の平成十二年六月の自賠審の答申におきまして、そのあり方について検討すべきとされたところでございます。

この答申を受けまして、私どもの方で今後の自賠責保険のあり方に係る懇談会の場におきまして実務的な観点から検討を行わさせていただいたわけですが、一つは、保障事業における損害のん補というのには、加害者の損害賠償責任について政府が立てかえ払いを行うものであること

という性格を持っておりますことと、二つ目は、被害者へ損害をten補した後、本来損害を賠償すべき加害者に対する請求権をもつたことがございます。こういった点から、加害者の損害賠償責任の範囲を超えて損害をten補する

こととされた人、そういう人を捕まえて払いなさいといふいわゆる求償ということをやると思うんですけども、求償というのはどれぐらいの実績があるのか、またそれに対して回収できているのはどれくらいかというのはわかりますか。

○政府参考人(高橋朋敬君) 後ほどお答えさせていただきます。

○寺崎昭久君 よろしくお願いします。

それから、過失相殺とも関係のあることですけれども、何%、どれぐらい相殺されるかというのは被害者の主張がどこまで認められるかという問題でもあるわけです。事故調査によれば、交通事故者へ損害をten補した後、本来損害を賠償すべき加害者に対する請求権をもつたことがございます。

○政府参考人(高橋朋敬君) 後ほどお答えさせていただきます。

○寺崎昭久君 よろしくお願いします。

それから、過失相殺とも関係のあることですけれども、何%、どれぐらい相殺されるかというのは被害者の主張がどこまで認められるかという問題でもあるわけです。事故調査によれば、交通事故の環境が悪い、車両の特性、あるいは車両の道筋でもあるわけです。事故調査によれば、例えばメンテナンスの問題、運転管理の問題、いろんなことで事故というのは発生するんだと思います。

したがつて、こういう事故を調査したりしている現場の情報というのは大変大事なわけでして、例えばそういう事故の原因究明、解明をするための技術レベルを上げるということも大事でしよう。それから専門に扱つております警察の事故調査書、そういうものが開示できればもつと過失相殺の場合にでも納得のいく結論が出せるのではないかというような気がしているわけでありますけれども、事故調査の充実、警察調査書の開示等について国土交通省として何らかの働きかけをやつてもらつたものが開示できればもつと過失相殺の場合は、もしあれば、その辺をお知らせいただきたいと思います。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたしました。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたしました。○寺崎昭久君 保障事業につきましては、先生御指摘のとおり、ひき逃げ、無保険車による被害者につきましては政府が自賠責保険と同様の基準に基づきましたが、保障金の支出が年間約四億円程度増加するのではないかというふうに思つております。

○寺崎昭久君 四億円が多いのか少ないのかといふ判断がありますけれども、一兆円の保険料から

すると私はもっと大きくなるのかなと思つたんですね。これにしても、差額が出ることがありますね。これでござります。しかしながら、これのらち外にござります。この保障事業の過失相殺のあり方につきましては、先生御指摘の平成十二年六月の自賠審の答申におきまして、そのあり方について検討すべきとされたところでございます。

すけれども、そういう意味ではちょっと意外でした。認識不足だったと思います。

ところで、過失相殺の場合には、保険で一応払

うにしても、差額が出ることがありますね。これ

の財源については、事故を起こした人、ひき逃げ

をした人、そういう人を捕まえて払いなさいとい

ういわゆる求償ということをやると思うんですけ

れども、求償というのはどれぐらいの実績があるのか、またそれに対して回収できているのはどれ

くらいかというのはわかりますか。

ところでも、過失相殺の場合には、保険で一応払

うにしても、差額が出ることがありますね。これ

に思つております。

すけれども、そういう意味ではちょっと意外でし

た。認識不足だったと思います。

で、他の機関の各種の情報も可能な限り入手した上で損害調査を行っていくことが適当だというふうに思っております。

警察や検察におきましても、不起訴の場合の実況見分調査の開示など、被害者保護の観点からの情報提供の取り組みが進められているというふうに認識しております。自賠責保険の損害調査の際にも、このような警察とか検察の情報を積極的に活用して適正な損害調査を行つていくよう指導したいというふうに思つております。

○寺崎昭久君 国土交通副大臣にお尋ねいたしました。

事故対策計画作成の考え方についてお尋ねいたしました。このたびの法改正によりまして、事故対策勘定、言つてみれば基金を使って事故対策計画を執行するということになるわけありますけれども、事業の規模とか中身をどう決めるのかという点については明示されていないと思います。方向性は示されているものの、内容についてそんなに具体的ではないように思います。あるのは唯一、これまでどういうことをやつてきましたといふ実績であろうと思います。

そこで、今後、計画をつくる際には、確保できる資金量をもとに計画をつくるのが、あるいは計画が先で資金量を調達するという考え方をとるのか、整理をしておきたいと思うんです。

と申しますのは、今回は基金運用での計画を賄うわけであります。基金の量が仮に九千億とします。一%の運用利益が出るとと5%の運用利益が出るときには、全く使えるお金というものは変わってくるわけであります。それなりのニーズ、節度というのがあるんだと思ひますけれども、何を念頭に置いて決められるのか、その辺のお考えをお尋ねしたいと思います。

○副大臣(泉信也君) 先生御指摘のように、金利の上下によつて活用できる資金量は変わってまいりますので、被害者救済という観点からしますと、もつともっと密度を濃くした活用の仕方を考

えなければならないという思いもございます。

私もはいわゆる事業の必要性というのが先にあるべきである、事業の必要性を吟味して実施していくことだというふうに考えておりまして、

資金量は先に決まつてという考え方ではございません。ですから、今やらせていただいておりますような被害者救済事業の密度を濃くするという事柄にできるだけ力を注いでいくべきではないかと思ひます。

○寺崎昭久君 事業の必要性に応じて計画をつく必要だと思います。そういう意味では、今御紹介しましたように昨今は二%ぐらいの運用利回りかもしませんが、これが一%になるかもしれない、五%になるかもしれない。一%になつたらこれは大変なわけです。

そういうことを考えますと、例えば基金方式というのは不安定なので、事故対策勘定は一たん全額ユーチャーに戻した上で、必要な金額を調達するために賦課金をお願いする、賦課金で調達するところに具体的ではないようになります。あるのは唯一、これまでどういうことをやつてきましたといふ実績はあります。

○副大臣(泉信也君) 確かに、二兆円というものを一たんユーチャーにお返しする、それとは別に賦課金をちょうどいいとして被害者救済に充てるという考え方もあるんではないかと思いますが、これははどういうふうに検討されたんでしょうか。

合によつてはあると思つております。また、今でも場

合によつてはあると思つております。

しかし、先日も御答弁をさせていただきましたが、けれども、また先生から反論もございましたが、

一方で保険料を下げながら片方で賦課金を徴収す

るということがどうかということもございまし

て、今回はこういう「二十分の十一」と二十分の九と

いう体制をとらせていただきました。

そして、衆議院の附帯決議もございますよ

うに、今後賦課金というものを全く想定しないとい

うことではないという趣旨で検討しろという、た

しか決議をちょうだいしておると思いますが、こ

ういう答申をされました。

面の運用をさせていただきたいと思つております。

○副大臣(泉信也君) 先生御指摘のように、金利

の上下によつて活用できる資金量は変わってまいりますので、被害者救済という観点からしますと、もつともっと密度を濃くした活用の仕方を考

す。

○寺崎昭久君 次は、事故対策計画に対する国会の関与という面から国土交通大臣にお尋ねしたいと思います。

この改正法では、附則第四項に国土交通大臣が自動車事故対策計画を作成し、または変更することを規定し、その場合はあらかじめ財務大臣及び国家公安委員会と協議しなければならないということがうたわれております。この財源というのは、今お話をありましたように自賠責保険料を原資として、その運用益を使って執行する事業であるわけです。その際に、なぜ国会の関与というのがないで、財務大臣に相談するとか国家公安委員会に協議するとかという規定があるのか。むしろここであるべきは、国会に相談するということをもつと前面に出した措置を講じておく必要があるのではないかと思います。

というのは、確かにいわゆる税金をもとにして国の事業を行うというのとは違いますから、扱いは違つてもいいわけありますけれども、少なくとも、先日も申し上げたように七千万を超える人から保険料をちょうどいいとしてやつている事業でござりますので、もつともつといろんなところで関与する人がいてもいいんではないかと思いますけれども、国会はこういう計画に対してもどうにか関与していくんでしょうね。

それから、財務大臣とか国家公安委員会に相談するというのはどういう意味があるんでしようか。

○國務大臣(扇千景君) 先生も御存じだと思いますが、これから、財務大臣とか国家公安委員会に相談するというのはどういう意味があるんでしようか。

一方で、保険料を下げながら片方で賦課金を徴収するということがどうかということもございまして、今回はこういう「二十分の十一」と二十分の九という体制をとらせていただきました。

そして、衆議院の附帯決議もございますよう

に、決定プロセスの透明性を高める観点から、当審議会でも十分議論を行うようすべし」と、こ

ういう答申をされました。

もともと自動車の事故対策計画の策定につきま

おつしやいましたが、一般財源の意味だらうと思ひますけれども、これは金融庁の方でございまして、今度は金融庁になつておりますので。これは

が、今回の改正でこれが金融庁になりましたのと、いうこと、これも私は新たに国民の声を募つてしまつたように昨今は二%ぐらいの運用利回りかもしれませんのが、これが一%になるかもしれない、五%になるかもしれない。一%になつたらこれは大変なわけです。

そういうことを考えますと、例えは基金方式と

いうふうに思ひます。

○寺崎昭久君 事業の必要性に応じて計画をつく必要だと思います。そういう意味では、今御紹介しましたように昨今は二%ぐらいの運用利回りかもしれま

せん。ですから、今やらせていただいております

ような被害者救済事業の密度を濃くするという事

柄にできるだけ力を注いでいくべきではないかと思ひます。

○寺崎昭久君 事業の必要性に応じて計画をつく必要だと思います。そういう意味では、今御紹介

しましたように昨今は二%ぐらいの運用利回りしか決議をちょうだいしておると思いますが、こ

ういう答申をされました。

面の運用をさせていただきたいと思つております。

○副大臣(泉信也君) 先生御存じだと思いますが、

まず、今申しました計画の策定というものはパ

ブリックコメントを求めていかなければならぬ

といふことです。これも私は新たに国民の声を募つ

ていくということにおいては、今、先生がおつ

しゃつた趣旨、七千万の人たちが関与していると

いう話ですけれども、これはやっぱりパブリック

コメントを大事にしていきたいというのが二つ目

でございます。

そしてさらに、自動車の事故対策計画に基づきまして実施する事業という、今も副大臣が申しま

したように、予算にこれを組み込んで毎年度の予

算審議においてこれは国会の御審議をいただけ

る。これはもう予算審議ですから、当然国会の審

議を経なければなりませんので、先生がおつしや

いました国会で何をするのかということも、私は

予算の審議上これは国会で御審議いただくとい

うことで、すべてが国会にもパブリックしてあると

いうことになると思います。

○寺崎昭久君 私はもう一步進んで、もう一步踏み込んだ審議の仕方もあるんではないかといいう

メッセージを持っております。

例えば、道路整備五カ年計画のようなものを審

議するときは、やつぱり一つの法律として審議す

るわけなので、相当時間もかけて論議しているわ

けです。予算の中でやりますと、気がついた人が

いれば取り上げるかもしれないけれども、それ

だけに集中して議論をするということは少ない

と思います。まあ、最近はおかしな使われ方とい

のはしていないと私は思ひますけれども、かつて

は、この再保険分ではないにしろ、事故が減るか

らといって白バイを寄贈するとか消防車を寄贈す

るとか、そういうことをやっていた例もあるわけ

なので、そういう使われ方とというのは余り適当じやないなど。それをチェックするには、今申し上げたような道路整備五ヵ年計画のようにこの事

故対策計画というのも扱えないものだろうか。

つまり、特別法にしてやるというアイデアもあるんじゃないかということを申し上げたんです

が、大臣、何がありますか、御意見。

○國務大臣(扇千景君) 先生ももう既に御存じで

すけれども、從来から自賠責の特別会計から一般

会計に繰り入れてましたという経緯がございます。

やつぱり一般会計として繰り入れたものに対しては、少なくともそれ有利子をつけてお返しすると

いうことになつていてるわけですから、もともと一般会計の予算を審議するときにこれも審議されてるわけです。

ですから、自賠責の中からの特別会計を一般会計に入れるというのは、これはもう法律で決まつて、みずからの方全のためだと、保障金といいますか保険金といいますか、そういうために掛けていただいているので、その辺は御理解賜るというか、国会での御審議も十分にしていただけると思っております。

○寺崎昭久君 次は、事故対策センターの合理化の問題についてお尋ねいたします。
副大臣にお尋ねいたしますが、このところ自動車事故対策センターの問題がしばしば話題になつます。

○寺崎昭久君 次は、事故対策センターの合理化の問題についてお尋ねいたします。

副大臣にお尋ねいたしますが、このところ自動車事故対策センターの問題がしばしば話題になつます。

ているように思います。例えば、平成九年十二月

閣議決定の特殊法人等の整理合理化についてとい

う中で、自動車事故対策センターについて、「今申

りた事業運営に当たっては、事業の効率化の見地

から、組織・人員の縮減に努めるとともに、受益者負担の拡充を図る。」とされております。ま

た、平成十一年九月のあり方懇談会報告では、同

センターは、従来から事業推進体制の合理化や国

庫補助金の抑制の必要が指摘されている、事業分

野ごとに受益者負担の拡充を検討すること、そし

て、できるだけ受益者負担の原則で運営を行うこ

ととされてるわけでございます。

事故対策センターの人員縮減の検討はどうなつ

てているのか、あるいは療護センターの運営経費の

合理化、国庫補助金の縮減の状態はどうなつてい

るのか、検討状況についてお尋ねいたします。

○副大臣(泉信也君) 自賠責懇談会の報告書で、

士、民間コンサルタントの特別なタスクフォース

をつくつて検討させていただいているところでござりますので、その結果をいただいてさらに方向を見きわめていきたいと思つております。

ただ、今日まで事故対策センターで経費節減のた

めの合理化に努めてきたことは事実でございまし

て、例えは療護センターについては三年間で約五億六千万円、それから運行管理者に対します指導講習等については三年間で五億一千万円の経費の削減を行つております。また、事業費の一割に相当するところござります。

また、人員の合理化につきましても、いわゆる定員削減の分十一名、そしてさらに自主的削減十二名

等の合理化を実施しておるところでございまし

て、なおまた先ほど申し上げましたように、今検討していただいておりますようななタスクフォース

の御提言をいただいて、引き続き合理化、効率化

もう一つだけ申し上げますと、事故対策センターでの千葉療護センターも民間委託をさらに進めるべきであるという指摘があるわけですが、この報告書が出てから既に半年がたっているわけです。どう

いう取り組みになつててはいるか、あるいは指導され

ています。

○寺崎昭久君 もう一つお尋ねいたします。

例えば、今まで運用益事業として行われた中

に、事業用自動車の運転手等を対象にした講習に

対して補助をしていたという実績がございます。

この今紹介したようなあり方懇談会等の指摘によれば、受益者負担の拡充をしなさい、国庫補助金は縮減しなさいということを言つておるわけです

けれども、安全向上に資するといふのとおりかもしませんが、これを継続するというのが本

当にこの指摘の趣旨に合つてているのかなというの

を時々思つわけですが、副大臣はどう感じられま

すか。

○副大臣(泉信也君) 表現がちょっと悪いかもし

れませんが、風が吹けばおけ屋がもうかるみたい

なやり方ではないかという先生の御指摘であろう

かと思います。私も正直そういう感じを持たない

わけではございません。

ですから、見直しはほかの方々からおつしやら

れるまでなく国土交通省としてもやつていくつ

もりでございますが、先ほど申し上げましたよう

に、基本的には今御検討いただいているものの御報告をいただいた上で検討させていただきたいと

思ひます。

○寺崎昭久君 ことし四月三日、行革推進事務局

から特殊法人等の事業見直しの論点整理というの

が発表されました。それぞれ対象となる特殊法人

の名前を挙げて、これはこういう面から検討すべし、こういう面から検討してもらいたいという指

摘をしておるわけです。

例えば事故対策センターについては、政策金

融、調査・研究、医療・療護施設の所有、情報収

集・提供、この四項目にわたつて検討しなさい

と。これは、同センターが検討するだけではなくて所管の国土交通省も検討しなさい、抜本的な事

業見直しをしなさいということを求めておるわけ

でありますけれども、これはどういう場で今後検討することになりましようか。

○國務大臣(扇千景君) 今、寺崎先生がお読みに

なりましたとおり、この特殊法人の合理化につきましての指摘がされました。そして、我々は政府として、現在の聖域なき構造改革という小泉内閣のこれは公約として方針を国民の前に示している

わけでございますので、昨年の十二月、今、先生がお読みになりました、これは閣議決定されていて、ござりますので、行政改革の大綱に沿つて、新しい時代にふさわしい行政の組織あるいは制度への転換を目指す観点から、私どもとしても特殊法人の改革について鋭意検討を行つておりますし、また国土交通省独自の改革をしていこうということで、きょうも幾つか私は、先ほど午前中に記者会見をさせていただきました。

少なくとも、自動車事故対策センターにつきましても、その中でしっかりと議論をしなければならないし、また本来、皆様方がこれに加盟している自動車事故対策センターにおきましても、車社会のいわゆる危険度を考えますときには、その危険度に対する負の部分、そういうものに対しましても、対応するために必要な被害者の救済対策というものをぜひ事故防止対策と併用して行つていかなければならぬ、また先ほどから検討いただいております事業の重点化あるいは効率的な実施に努めてまいらなければならぬ。その意味で、改めて国土交通省として検討しているというところでございますので、ぜひ貴重ないう委員会での御意見も加味しながら、今後も推進するための検討をさせていただきたいと存じております。

○寺崎昭久君 國土交通大臣にもう一つお尋ねいたします。それは、重度障害者救済事業の今後のあり方という問題でございます。

交通事故による重度障害者等を対象とした被災者救済事業の一環として、療護センターが現在四カ所開設されております。しかしながら、この療護センターで収容できる人数というのは限られております。ベッド数でいうと百八十と聞いておりますが、したがつて同じような重い障害を抱えている人の中に、入れる人、入れない人ということがあるわけで、この辺を解決するということも大事な課題になつてゐると思います。

そうしてまた、今後も傾向としては重度交通事故故被害者がふえるかもしれないというようなこと

を考えますと、この被害者の公平公正な救済といふことももつともっと意を用いなければいけないと思います。そうはいつても、すぐその施設がでて、新しく体制ができたりするわけではないとすれば、広く一般の病院に協力を要請する、一般病院への介護委託というようなことも考えなければいけないのかな、あるいは一定額の補助金を拠出するシステムというのも導入しなければいけないのかなというように思つてゐるわけでありますけれども、今後の重度障害者を対象とした救済事業についてお考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(扇千景君) 今、先生から二つの御提示がございましたけれども、少なくとも平成十三年一月末の現在で見ますと、今約九十二名が療護センターへの入院を待つておられます。本年七月の中部療護センターの開業が一つございまして、また既存のセンター内におきます併設の介護病床の整備によりまして、できる限り待機患者の解消を図つた重複障害の短期の入院を受け入れる体制、ずっと御家庭でいうのでは家族じゅうが大変ほかのことでお疲れになりますので、短期でもいいから入院できるような制度も取り入れるべきである、そのことも私は考えなきやいけないと思つておりますので、少なくとも国土交通省といたしましては、あらゆる制度の救済範囲等を考えつつ、今後とも重度障害患者に対して支援を行つてまいりたい、そのように考えております。

○寺崎昭久君 今、介護保険の保険料の話をされましたけれども、確かに自賠責からも介護料が支給されております。しかし、これで足りるというような、十分だというような状態でないことはもう言うまでもありません。

そもそも、自賠責保険の中では介護保険が六十五歳以上を対象とするなど、必ずしも一般の福祉ではこれが見られていないという、十分に対応できていないという現状が一つございます。

そういう意味で、これらの被害者につきましては、恐らく財政的な限界というものもあるんだと思います。ということを考えますと、この問題については自賠責制度の中で対応を図つていくことが

これは今、先生がおっしゃいましたように、社会的にこれは要求として求められておる。そのためのユーザーの皆さんのが加入も、頭の中ではそういうことも気にしながら自賠責に加入していくべきだと思っておりますので、救済のためには、療護センターの設置、運営あるいは介護料の支給など、あらゆる面で今後対策を講じなければなりません。今後も、重度障害者を対象とした救済事業についてお考えを伺いたいと思います。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。

これは大変流言飛語のたぐいかもしませんけれども、今回の法改正に当たつて、自賠責からはもつともっとたくさん介護料が支給されるんではなかいか、期待なのか約束なのかというような流言飛語が飛んでおりますけれども、これを機会に介護料の支給対象を拡大したということをございます。

それも含めまして、病院だけではなくて在宅で治療していらっしゃる、あるいは療養していらっしゃる皆さん方がいらっしゃいますので、先生がおつしやった重度後遺障害の短期の入院を受け入れる体制、ずっと御家庭でいうのでは家族じゅうが大変ほかのことでお疲れになりますので、短期でもいいから入院できるような制度も取り入れるべきである、そのことも私は考えなきやいけないと思つておりますので、少なくとも国土交通省といたしましては、あらゆる制度の救済範囲等を定め、今後とも重度後遺障害患者に対する支援を行つてまいりたい、そのように考えております。

○寺崎昭久君 今、介護保険の機能を充実させる、あるいは法人格を取らせる、独立性を高めるという中で体制を整備するというアイデアもあつたのではないかと思います。それによって政府が定められたことをもできるわけなので、何も新しく指定紛争処理機関をつくることもなかつたのではないかと思つてゐます。いかとおもいますが、なぜこれを新設されたのか、改めて伺います。

○副大臣(泉信也君) 御承知のように、自賠責のものが損保会社の損害調査を受託してやるという今までの性格がございました。また、再審査会も同じような枠組みの中で機能してきたわけでござります。

ですから、今回の自賠責のあり方の議論の中で、特に被害者の方々から紛争処理機関の中立性、公正さあるいは迅速さというものが大変求められたわけでございまして、そうしたことを考えて第三者機関としての紛争処理機関を設けさせていただき、国が監督を行うという仕組みをつくりていただいたところでございます。

今の指定紛争処理機関の人選はこれから進められるのかなどと思います。どういうふうに進められるのかというのにはまだわかつていないのでありますけれども、ここへ関係省庁から大下るということは節度を持つた方が、あるいは原則禁止ぐらいのことをやつた方が私はいいのではないかと思いまますけれども、何らかの規制をされるのかどう

入れる、それから保障勘定の四百九十億は新保障勘定に繰り入れるということになつてゐるわけでありますけれども、およそお金を借りるといふことは返す計画があるから借りるというのが常識であつて、たまたま政府が預かっているからといつて、それは勝手にあつちの財布、こっちの財布に移していくものではないと思います。

戻す旨繰り戻し期限を変更したと、十六年まで待つてくださいねと申し入れたと書いてあるので、私も申しわけないなと思いますけれども、借りたものは借りたものでございますので、国土交通省としましては、この繰り戻しに対して予算要求をしつかりと行つて、予算審議をしていただくなりには少しは十六年を前倒しにしてお返しでき

新たに設立します紛争処理機関と自算会の審査会、今、先生がおっしゃいました再審査会を法人にしてというような議論も確かにございましたけれども、先ほど申し上げましたように、やはり紛争処理機関としての審査会の結論に誤解を与えたような仕組みとしては今回提案させていただいているますような方法論がよかつたのではないのか。八条機関というような議論もございました

○國務大臣(扇千景君) 新たな紛争処理機関、これは先生も御指摘のように専門性とか独立性、それがなければ私は意味がないと思っていますし、必ずそれが必要である。それなれば、公正中立な紛争処理が確保されるような適切な役員が選任されるということが必要条件でございます。

特に、今回、衆議院におきましてこの法案に對

少なくとも、この事故対勘定を設けることを機に、この際、元本と利息がいつ戻つてくるのか、返済計画を出せということを財務省に要求するべきだと思うんですが、大臣はいかがでしょうか。
○国務大臣(扇千景君) 今、寺崎先生がおつしやいましたとおりでございまして、借りたものを返すのは当たり前のことでございます。

○政府参考人(高橋朋敬君) 先ほど数字の件で、後ほどお答えさせていただくという件でござります。

保障事業、平成十一年度に支払い総額三十七・六億円ございますが、そのうち、ひき逃げが二十一・四億、それから無保険が十六・二億円でござ

が、これは今日の行政改革の大きな流れの中ではなかなか難しいということで、この提案をさせていただいたところでござります。

○寺崎昭久君 私は、今の再審査会をそのままにしておくということを前提にしているわけではありません。先ほど申し上げたように、必要であれど民法上の新たな法人格を取得してもらうよう改組してはどうかということも含めて申し上げたのが、これは今日の行政改革の大

しまして審議していただきましたけれども、その中で、紛争処理機関の独立性、中立性を確保し、所管官庁の出身者がその役員になることは厳に抑制することという附帯決議をいただきました。私たちは、この附帯決議で御指摘のありましたように、これに沿って適切に対処していくつもりでございますし、附帯決議をいたしました重みというものを十分に勘案しながら行ってまいりたいと思つております。

ておりますお金につきましては、先生がおっしゃいましたように、平成六年度及び七年度におけるいわゆる財政特例法によりまして後日利子をつけて自賠責特別会計に繰り戻すと法律に、したがつてこれは確実に繰り戻すことになつておりますけれども、現実的に毎年の予算に従つて行わられるということになつているんですけれども、私も手元の一般会計の計算を見ておりますけれども、少なくとも十二年度繰り入れ戻し金が四千三にも

います。この無保険の方が求償の対象になるわけですが、平成十一年度で債権回収額は九億円となっています。それからもう一点、十九日の御審議で自賠責のカバー率の推移についてお尋ねがございました。これもあわせてお答え申し上げますけれども、平成七年から十一年まで五年間の数字を見ましたけれども、傷害で各年八五%、それから死亡で六二%程度の数字で推移しているということです。

ところで、この紛争処理機関というのは公益法人になるわけありますけれども、公益法人といふのは基本財産というのが必要だと思うんですねけれども、これはどこから調達することになるんでしょうか。まさか自賠責保険の運用益の中から出すなんということはないと思いますけれども、どうなんでしょうね。

○寺崎昭久君 最後に 大臣にお尋ねいたしますが、けれども、それは自賠責特会から今まで一般会計に貸し付けたお金を取り戻す算段でございます。自賠責特会は平成六年度、平成七年度にそれぞれ保険勘定、保障勘定から合計で一兆一千二百億円を一般会計に繰り入れております。もちろん、後日利息をつけて返済するという前提がついておりま

五百一十二億円、元本の残額が六千八百四十八億円、利子の相当額というところ、額未定と書いてあるんです。これでは失礼な話だなと思っておりますけれども、平成六年、七年度繰入額の一兆二千二百億円、適切な利子を付して繰り戻しということになつておりますし、なおかつ、申しわけないうござんすけれども十三年度の残高見込みといううところ、二十七億円と書いてあるらしいですが、

○寺崎昭久君 終わります。
○続訓弘君 十九日の当委員会の審議や本日午前
中の参考人の方々とのやりとりを通じまして、会
回の自賠責保険制度の改正について相当の議論が
深まつたと思います。

○福大臣(泉信也君) 新しい機関の設立に要しますが、基本財産につきましては、これから検討といふことになるわけでござりますけれども、基本的には、この紛争処理機関の設立を提案した損害保険界との調整が必要であるというふうに考えております。今、先生御指摘のように、運用益から出すべきというようなことは考えておりません。

しかししながら、これまで返ってきたのは平成七年、九年、十二年、十三年、合計しても六千三百五十三億円にすぎません。利息は入っていないわけであります。また、保障勘定も四百九十億繰り入れているんですが、この分も戻つております。今後の措置としては、四千三百五十八億は、つまり保険勘定から繰り入れた分は事故対勘定に

これらも、これもきちんと明記されているんですねすけれども、十三年度の残高は元本が四千八百四十八億円、利子相当分がこれもまた未定と、こう書いてございまして、大変申しわけないと思っております。

から規制緩和を行ふと、所が其の目的を達成してしまふ。従つて、この問題は、必ず第一点、再保險の仕組みにかわつて保険金支払いの適正化を図る新しい制度は、関係者に十分周知し、政府はしつかりとこれを運用していくべき必要があります。殊に四十数年ぶりに大きく制度が変わるわけで、保険会社などの各職員が、何点かにわたるようにするためには、必要と思われる何点かを焦点を当てながらお尋ねいたします。

はもちらんのこと、一般的の国民にも新しい保険金支払いの適正化の仕組みをよく理解していただることが大切です。

そこで、今後どのようにして新しい制度の周知徹底を図っていくのか。なるべく具体的に説明いたいと思います。

○国務大臣(扇千景君) 今、先生がおっしゃいましたように、今回の制度の改正、昭和三十年の自賠責法の成立以来の初めての大改正でございます。

先生がおっしゃったとおりでございますので、特にこの支払い適正化の仕組みにつきましては、再保険制度によります政府の事前チェック、これが一番大事だと思っておりますし、御論議をいただいておりますけれども、紛争処理制度の枠組みの創設、あるいは被害者に対します情報の提供等、そういう充実化に関しましても事後チェックの仕組みへ大きく今度変わつてまいりますので、ぜひその意味で、先生が御指摘のとおり、この一般の国民に対する制度の周知徹底を図るというのには一番必要なことであろうと思っておりますし、昭和三十年ですから、もうほとんど最初の改正のこの制度ができたことを知らない方も大勢いらっしゃつてしまつて、ただ掛けていらっしゃいますので、そういう意味では本当に周知徹底が大事であらうと思つております。

また、国土交通省としましても、保険会社に義務づける支払いの基準あるいは情報提供の内容と手続、そういうものを、新たな紛争処理制度の内容など今回の制度の改正の内容といふものをホームページあるいはポスター等さまざまな手段を通じて多くの皆さん方に徹底してまいりたいと存じております。

また、保険会社に対しましても、支払いの基準、あるいは先ほどからお話しになつております情報の提供、そして新たな紛争の処理制度の枠組みなどにつきましても、全国の各保険会社の担当者に至るまで少なくとも周知を図るように会社で徹底していただきたい。そのことも一環とし

て、国土交通省として、例えば地方ブロック、そういう単位でも説明会をするようにというふつに心がけて周知徹底を図つていきたいと考えております。

○統訓弘君 今、大臣がお答えされましたように、ぜひ徹底的な周知をお願い申し上げます。

そこで、「一番目は、自賠責保険制度の本旨が被

害者保護にあることは改正後も同様でございます。したがつて、事後チェックを基本とする新しい支払い適正化の制度を運用する政府においては、死亡事故などの重要事案の審査であれ、支払

害者保護にあつたとおりでございますので、

うにする必要があると考えます。

この点について、十四年度以降の対応についての考え方をお伺いいたします。

○副大臣(泉信也君) 御指摘のように、今回の改

正の後も、被害者保護を目的としてこの法律の運

用を図つていくべきことは私どもも十二分に認識

をしておるところでございまして、制度を設ければそれでいいというものではなくて、個々の事業

はこれから十二分に検討させていただく所存でござ

いませんけれども、政府再保険制度にかかる新たな支払いの適正化の措置が個別事案につきましても

十二分にできますように万全を尽くしたいと思ひます。

○統訓弘君 新しい民間紛争処理機関は、保険会社や保険会社主導の自算会による損害調査と保険金の支払い決定の方法への被害者の不信感を考えます。

こういった観点から、紛争処理機関の運営においては、各地で交通事故の相談などを行っております日弁連などの組織との連携を行つておきまして、地方レベルにおきましてもこのよ

この観点から、改正法の施行に当たりましては、支払いをめぐる紛争を紛争処理機関や民間の関係業界に任せ切りにするのではなく、改正法における国の関与と監督のための仕組みをしっかりと実行できるようにすることが必要であると考えます。今後は、今後も安心保険料をさらに引き下げることになります。審議会を通じて一部にユーチャー

も被害者保護の立場に立つて厳正に取り組めるようになります。したがつて、事後チェックを基本とする新しい支払い適正化の制度を運用する政府においては、死亡事故などの重要事案の審査であれ、支払害者保護にあつたとおりでございますので、

うにする必要があると考えます。

この点について、十四年度以降の対応についての考え方をお伺いいたします。

○副大臣(泉信也君) 御指摘のように、今回の改

正の後も、被害者保護を目的としてこの法律の運

用を図つていくべきことは私どもも十二分に認識

をしておるところでございまして、制度を設ければそれでいいというものではなくて、個々の事業

はこれから十二分に検討させていただく所存でござ

いませんけれども、政府再保険制度にかかる新たな支払いの適正化の措置が個別事案につきましても

十二分にできますように万全を尽くしたいと思ひます。

○統訓弘君 新しい民間紛争処理機関は、保険会社や保険会社主導の自算会による損害調査と保険金の支払い決定の方法への被害者の不信感を考えます。

こういった観点から、紛争処理機関の運営においては、各地で交通事故の相談などを行っておきまして、地方レベルにおきましてもこのよ

害者の利便を図る方法を検討してまいりたいと思つております。

○統訓弘君 自賠責保険の運用益、つまり果実を活用する被害者救済や事故防止の事業は、改正後

は累積運用益の二十分の九を基金的に充てて行うことになります。審議会を通じて一部にユーチャー

も被害者保護にあつたとおりでございますので、

うにします。したがつて、事後チェックを基本とする新しい支払い適正化の制度を運用する政府においては、死亡事故などの重要事案の審査であれ、支払

害者保護にあつたとおりでございますので、

おります。

○続訓弘君 政府の説明では、二十分の九の運用益の財源で必要な事業は今後も安定的に実施できるということでござりますけれども、交通事故による重慶後遺障害者の数がこの十年間で倍増しているような深刻な事態の中で、将来一〇〇%大丈夫とまで言えるかという心配が残ります。

政府において、こうした対策に遺憾なきを期するため、効率的に対策を充実していくてほしい、そしてその財源を有効に活用してほしいと希望するのですが、将来の問題として、仮にこの二十分の九ではこうした対策に不十分というような事態が発生したときには追加的な財源の検討を行うべきではないかと考えますが、大臣の御見解を伺います。

○国務大臣(扇千景君) 今、続先生がおっしゃいましたように、今回のこの改正、大改正と言つていいと思いますけれども、この制度改正に当たりまして、少なくとも運用益の、今、先生御指摘の二十分の九を充てるという、これを活用していくという、このことに関しましては、私は被害者の救済対策等を今後も安定的に行えるものと思つております。例えば、今現在の金利情勢では大体年利約一%という大変有利なことになつております。そうしますと、年間今百八十億円の発生運用益が見込まれるわけでございますから、平成十三年度の予算の被害者救済対策等に関しましては約百八十億円の歳出規模ということになつておりますので、今後も事業の効率化あるいは重点化を通じて被害者の救済対策をしていかなければいけない、そう思つております。

今、先生が御指摘のように、相当程度の長期にわたって安定的な被害者救済対策を実施できるものと思つておりますけれども、もしも仮に先生がおっしゃったように累積の運用益の財源が不足した場合はどうするのかということもおっしゃいましたので、改めて私はそういう場合には賦課金方式というものを改めて追加財源の検討を行わなければならぬと思っておりますので、これは少

なくとも安定的な運用益を図れるようく最大限の努力をしてまいりうるというものが今の状況でございま

す。

○続訓弘君 強制保険、最低保障としての自賠責保険と任意の自動車保険のいわゆる一本立て制度は相互に補完しながらうまく機能しているといふ

のが政府や自賠責審議会の評価であります。しかしながら、最低保障の不足分を補うべき任意の保険の加入が困難になるような事態がさらに悪化す

ればこうした補完関係は崩壊してしまいます。

金融庁の説明では、任意保険の対人賠償の加入率は約八五%で、数字の上では高い率かもしれないが、それでもまだ高い率かもしません。

しかし、近年、任意の保険は、自由化によ

る競争は望ましいことはあります。一方で、若者などの保険料率が著しく高くなったり、保険会社が一部の人々の保険契約を引き受けないなどと

いったことにより、加入が難しくなつてきている

と承知しております。

金融庁はこうした実態をどの程度把握しておら

れるのか、お答え願いたいと存じます。

○政府参考人(田口義明君) お答えいたします。

任意保険につきましては、契約者のリスクの実

態に応じて保険料を算出することになつているわ

けでございますが、若い方、若年者は一般に事故率が高いということになりますとか、運転経験年

数が少なくて割引率が低いといったようなことな

どから、保険料が相対的に高くなる傾向にござい

ます。また、保険会社が任意保険を引き受けけるに

おきまして対物賠償等の引き受けを拒否する場

合というのもあり得ようかと思いますが、そろし

ましたり、あるいは違法改造車であるような場合

を拒否することはないというふうに聞いておりま

す。

なお、任意保険におきます年齢条件別の契約構

成を見ますと、二十六歳未満の方を担保する契約

の割合が約三割を占めていますなど、任意保険

は若い方々にも活用されている状況にございま

す。

○続訓弘君 一本立ての相互補完関係をきちんと機能させるためには、任意の保険の保険料率をな

るべく低廉なものとし、また保険会社による引き受け拒否などを是正していく必要がありますが、金融庁はどう対処していかれるのか伺います。

○副大臣(村田吉隆君) 任意保険の保険料率をで

きるだけ安く、それからいろんな引き受け拒否が

ないようとに、こういう御質問であります。

任意保険制度でございますが、民間の保険制度の中でも、保険金の支払いとそれから経費、これが

貰えるような中で保険料率が各保険会社ごとに決まっていく、こういう仕組みであります。

ただ、一方におきまして、保険会社の対人賠償保険の取り扱いにつきましては金融庁が事務ガイドラインというものを定めておりまして、真に危

険が特に大きいと認められる場合を除きまして、保険契約の締結に応じるような対応が行われてい

るかといったような点を監督上の着眼点としているわけござります。

現在の保険金の水準につきましては、平成十二年六月の自賠責答申におきまして適当とされておるところでござりますけれども、御指摘のとおり、経済情勢等をよく見きわめて、将来見直しが

必要になることも想定されると考へておるところ

でございます。特に、重度後遺障害者の介護に関する費用につきましては、保険金としての支給を検討すべきことはこの答申にも指摘されておりま

す。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。

自賠責保険の限度額は、自賠責保険の基本保険

としての性格を踏まえまして、賃金水準や医療費の動向などを勘案して政令で規定しているところ

でございます。

そこで、今後、政府としては保険金の限度額の見直しをどのように進めていくおつもりなのか。

特に、近年深刻化している重度の後遺障害の限度額を速やかに改善すべきであると考えますが、どう

はいけません。

そこで、今後、政府としては保険金の限度額の見直しをどのように進めていくおつもりなのか。

特に、かなりの事故件数がカバーされているというこ

とではあります。が、これに安住することがあつて

はいけません。

そこで、今後、政府としては保険金の限度額の見直しをどのように進めていくおつもりなのか。

特に、かなりの事故件数がカバーされているとい

うことはございません。

そこで、今後、政府としては保険金の限度額の見直しをどのように進めていくおつもりなのか。

特に、かなりの事故件数がカバーされているとい

うことはございません。

そこで、今後、政府としては保険金の限度額の見直しをどのように進めていくおつもりなのか。

特に、かなりの事故件数がカバーされているとい

うことはございません。

そこで、今後、政府としては保険金の限度額の見直しをどのように進めていくおつもりなのか。

特に、かなりの事故件数がカバーされているとい

うことはございません。

そこで、今後、政府としては保険金の限度額の見直しをどのように進めていくおつもりなのか。

のよう事故防止対策を充実していくお考えなのが、お伺いいたします。

○国務大臣(扇千景君) 今、先生が御指摘のようになります。現在の自賠責特別会計の累積運用益を活用しまして事故防止対策事業を行っておりますけれども、なお、御指摘のとおり、私たち事故によります被害を軽減するために、事後の被災者救済対策と並んで、事前の事故防止対策というものがなければならぬと思つております。

そして、先ほど私がお答えしましたように、自賠責特会の運用益、大体約二兆円ということになつておりますので、この二兆円の中でも、少なとも運用益、二十分の九ということでございますから約九千億でございます。それを運用益として、先ほど申しました年二%ということで約百八十億円と。そしてまた、残りの一兆一千億円はユーヤーに還元いたしますけれども、この百八十億円といふものの運用益の中から特に私は事故防止対策にも充てるということを考えておりますし、これらの事業につきましても、安定期的に実施する、絶えず安全を呼びかけるということが大事だと思っておりますので、事前の安全対策にこれらの費用も使っていきたい。

今後とも、交通事故によります被災者を極力発生させないという観点から、私が今申しました事業の効率化も配慮しながら、事故防止対策の充実に一層の努力をしていきたいと思っております。

○統訓弘君 終わります。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢辰美でございます。

まず最初に、政府の再保険の廃止について伺います。政府の再保険の廃止に伴つて、保険金の支払いが適正に行われているかどうかの政府の事前チェックも廃止することになると考えられます。そこでお聞きしますが、年間の事前チエック件数と、その結果の実績はどうでしょうか、まずお伺いします。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。政府再保険制度に基づきまして、自賠責保険の重要な事案のチエックのほかに、紛争処理機関そ

の支払いに関しまして一件ごとに審査を実施いたしましたが、お伺いいたします。

○大沢辰美君 今度の改正で、死亡それから重度障害の重要案件については事後のチエックをするということになりますが、死亡件数が十二年で約九千六十六人ですか、重度障害者が一万件余りになるわけですが、つまり事後チエックの対象となるのは、事故総数百十六万件年間あるわけですから、そのうち約二万件ぐらいになるわけです。ですから、全体のわずか一・七%にすぎないわけです。ですから、あとの百十四万件、約九十九%はチエック対象外となってしまうのであります。だから、保険会社の支払い渋りがある中で、政府が支払いのチエックを放棄するということはやつぱり重大な影響が出てくるのではないかと思ひます。

自賠責保険は被災者の救済保護を目的としているということは、これはもう本当に、繰り返し申しますけれども、どうしてチエックまで廃止するのか、政府として本当に不適正な支払いがなくなるという約束、それができますか。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。今回の制度改正におきまして、再保険制度が果たしておきました支払い適正化の機能、これを代替するわけですが、これについて引き続

るものに対する監督、それから情報提供の義務違反があった場合に対する命令などを通じまして、保険金の支払いの適正化のための責務を果たしていきます。

○副大臣(村田吉隆君) 委員が今お読みになつたように、自賠責保険の損害調査につきましては、昨年六月の答申に今のような記述がございます。

○大沢辰美君 被害者に情報提供を義務づける、紛争処理機関を設置した、このことについては当然のことだと思いますけれども、支払い額の根拠を示すこと、当たり前のことであつて、今までがいかに保険会社に都合がよかつたかということを示すのではないかなと私は思ひます。しかし、そのことと、政府がチエックをしなくてもよいということはならないと思うんです。

現に、皆さんが十分とは言えないチエックであります。だから、保険会社の支払い額の根拠を示すことにはならないと思うんです。

保険金が例えば支払われないケースとある場合は、保険金が約十億円の過少支払が出てるわけですね。本当にこれは指摘せざるを得ません。だから、被害者の救済を目的としているにもかかわらず、あとの百十四万件、約九十九%の被災者を政府のチエックから外す、これはやつぱり重大なことだと思うんです。私たちは、むしろチエック機能を強化してすべての人たちを対象にしたチエックをすべきである、そのことを指摘して次の質問に入りたいと思います。

次に、自算会、いわゆる自動車保険料率算定会ですが、このことについてお伺いいたします。

損害調査について、自賠責の保険審議会答申で事故等一定の重要な事案につきましては国が引き続きチエックを行うシステムといたします。新たに紛争処理の仕組みや被害者に対する情報提供の義務づけなどの措置を講じることにいたしております。これらによりまして、被害者に対して一層の支払いの適正化を図つてしまいたいと思っており

把握、被害者の立場に十分配慮した損害調査の実施を求めているわけですね。こうしたこととを保障する上で、具体的にどう進めていくのか、お伺いします。

○副大臣(村田吉隆君) 委員が今お読みになつたように、自賠責保険の損害調査につきましては、昨年六月の答申に今のような記述がございます。

第一義的には警察等によつて調査して、あと自算会も極力現場の調査をしようと、こういう記述になつておられたようなことと思ひます。

具体的にですけれども、私どもも、自算会が損害調査に当たりましては事故現場の状況を的確に把握するということが重要である、こういうふうに思ひます。そうしたことと自算会においても、保険金が例え支払われないケースとある場合は、保険金が約十億円の過少支払が出てるわけですね。本当にこれは指摘せざるを得ません。だから、被害者の救済を目的としているにもかかわらず、あとの百十四万件、約九十九%の被災者を政府のチエックから外す、これはやつぱり重大なことだと思うんです。私たちは、むしろチエック機能を強化してすべての人たちを対象にしたチエックをすべきである、そのことを指摘して次の質問に入りたいと思います。

ただ、自算会による調査ですが、これは保険金の請求があつてから出動するということでありますが、そういう場合を除きまして現場調査を行なうことがあります。ただ、自算会による調査をすることは事実上できないのでございます。

ただ、自算会による調査ですが、これは保険金の請求があつてから出動するということでありますが、そういう場合を除きまして現場調査を行なうことがあります。だから、時間的に見ますとどうしても時間がたつてから調査をする、こういうことでありまして、現場の調査、状況把握には正直言つて困難が伴つてゐることも事実でございますので、平成十二年三月の法務省によります不起訴記録の開示制度の充実ということがございましたので、その実況見分調書等の資料を積極的に自算会が活用していく、こういうシステム、あるいは報道等で事故があつたと認識できるような場合には保険金請求を待たずに自算会が現場に赴くなどして、自算会みずから事故現場の的確な把握に努めている、事故状況の正確な把握を努めているというものが実情でございまして、私ども、こうして取り組みを通じまして保険金支払いの一層の適正化が図られる、そういうことを期待しているわ

けでございます。

○大沢辰美君 先ほど私は、払い済りを含めた不適正な支払いがあるということ、年間数億円、そういう数字も指摘をさせていただきました。損保会社はもともと営利を追求する株式会社ですから、できるだけ支払いを抑えたいという私は払い済りの傾向にあると思うんです。その払い済りが自賠責保険にも大きな影響を与えてると思うんです。なぜなら、被害者と加害者の過失割合、この事実認定が行われて支払い額が決定される、その判断をする上で最も重要なのが損害調査です。また査定であって、その損害査定は自賠責保険だけでなく私は任意保険にも活用されるから重要な点を考えています。

任意保険は、文字どおり今、保険会社の利益を目的にした保険制度であることは言うまでもありません。それだけに、自賠責保険の査定をどう公平中立、公正に実施するかが私は決定的だと思いません。何度も強調いたしますけれども、自賠責保険は交通事故被害者の救済、保護を目的としている強制保険であります。だから自算会は、今時間がたつてからの調査が多いということを答弁されましたけれども、やはり損害調査の前提として絶対的に公正中立を守る義務があると思いますが、そのとおりですね。

○副大臣(村田吉隆君) 委員がおっしゃるとおりでありますと、自算会の事故調査、損害調査でございますが、それは公正中立にやらなければいけないということは論をまたないところでございます。例えば、被害者が死亡して加害者側の証言のほかに証拠がないようなケースがございます。そういう場合にも被害者側の証言のみに依拠して被害者に不利な判定をしないということ、そういうことにも注意をしておるようでございます。そういうことを通じて客観的な事故状況の把握に努めまして、被害者の立場に十分配慮した損害調査を実施しているということを私ども承知しております。わざでございます。

それから、自算会では、今言つたように有無

責、その事故に対する責任があるかどうかの認定等に万全を期したいということから、平成十年度

に審査会と再審査会を設置しまして、死亡事故とか傷害事故で被害者側が事故状況の説明が十分でないようなケースで保険金が支払われないとかあるいは減額されるおそれがあるというケースについては、そうした審査会とか再審査会を通じまして、より慎重な審査が行われている、こういうことであると承知しております。

○大沢辰美君 公正、ちゃんとやっていますといふ答弁ですけれども、ところが、自算会は損保会社が出資してつくった法人ですね。ですから、役員にもすらりと損保会社の社長が並んでいます。

しかも、被害者にとつては極めて重大な判断となる事故の状況がどうであったのか、過失割合がどうだったのかなどの損害調査をしているわけですね。この調査に被害者救済の決定権が事实上やっぱり握られているわけです。ところが、この損害調査を損保会社から受託して実施していることが明らかに公正中立どころか、営利企業の損保会社のための役割を担っているのが実態ではないか、私はそれだけの私はちゃんとした指導をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○副大臣(村田吉隆君) 自算会の損害査定あるいは損害調査につきまして、委員がおっしゃるようになりますけれども、確かに自算会の収支計算書を見ましても、自賠責の付加保険料の中からいただいてある収入のほかに会員からの会費の収入があることも事実でございます。

しかし、人間構成を見ましても、公益側の理事とそれから損保会社側の理事という構成を見ましても、公益側の代表する理事の方が人数が多いとされていますけれども、自算会の元職員が証言しているんですけれども、自賠責の趣旨からいえば疑わしきは被害者の利益にのはずだけれども、私がいた、その自算会にいた職員が、調査事務所では、疑わしきは保険金の抑制をでしたと正直に述べているんですね。

実際、私たちも被害者の家族の方からも直接お話を聞きました。例えば、いわゆる損害査定から過失割合は八割と提示され、先ほども参考人の方がおっしゃいましたけれども、しかし余りのひどさに何年もかかつて審査をしてようやく決定されたのが五%の過失であつたと。ですから、八〇%の過失が五%になつたと、このよーな一例を見ても損保会社に私は顔を向けた調査をやつていると

ば三〇%の減額となりますし、死亡した場合は約二千百万円となってしまいます。だけれども、

五%の過失であれば減額もないし、三千万円の支給になるわけです。だから、本当にこうした査定は任意保険にも連鎖するわけですから、保険会社はできるだけ被害者の過失割合を多くし、保険の支払いを抑制しようとしていると思うんです。

こうした事態を私は幾つも聞いてきたわけですが、こんなやり方は直ちにやはり是正されただけの私はちゃんとした指導をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○副大臣(村田吉隆君) 损害査定あるいは損害調査につきまして、委員がおっしゃるようになりますけれども、確かに自算会の収支計算書を見ましても、自賠責の付加保険料の中からいただいてある収入のほかに会員からの会費の収入があることも事実でございます。

しかし、人間構成を見ましても、公益側の理事とそれから損保会社側の理事という構成を見ましても、公益側の代表する理事の方が人数が多いとされていますけれども、自算会の元職員が証言しているんですけれども、自賠責の趣旨からいえば疑わしきは被害者の利益にのはずだけれども、私がいた、

その自算会にいた職員が、調査事務所では、疑わしきは保険金の抑制をでしたと正直に述べています。

今後とも、先生のおっしゃるようなことがありますので、今後とも御批判に当たることがないようになりますと、自賠責保険制度といふのはいわば社会保障的な制度でございますので、おっしゃるとおり被害者救済というのが一番の眼目、目的でございまますので、今後とも御批判に当たることがないようになります。

○大沢辰美君 では、自算会の収入金額の内容

○國務大臣(扇千景君) 先ほど大沢先生がお読みになつた新聞記事というのは私は大変残念なことだなと思っております。仮にそれが事実であれば残念なきわみだと思いますけれども、御存じのところ、自算会によります損害調査の公正なあります損害の調査が公正中立でないというようなことは中立性、今、先生がおっしゃつたとおりのことです。

○副大臣(村田吉隆君) ちょっと、收支計算書を見まして、平成十一年度の収入で見ますと、自賠責保険収入が二百二十六億六千九百二十三万七千円、それから会費・入会金収入が二十三億二千五百円、負担金収入は三千七百十五万一千円、そのほか、それくらいの収入、全部読みますよか、受取利息とか雑収入とか、あるいは敷金・保証金戻り収入とか、特定預金取り崩し収入とかいろいろございますのですが、都合収入合計は二百五十五億九百六十七万五千円ということになります。

その適正化について、一つは、今回の法案によりまして保険金の支払い基準を定める、これが明記してございますし、また二つ目には、保険会社に対して保険金の支払いに関する情報提供を義務づける、皆さんにこれはわかるということをございます。また三つ目に、これらに違反していると認められるときには国は必要な命令等を行うこと、これは明記してございます。

そういう意味で、これら三つの仕組みによりまして、少なくとも損害調査の公正改正というものは私は確保されるものと考えておりますので、国土交通省としましても、今回の法改正というもの、法の中に位置づけられました処置を実施することによりまして、今、先生が御指摘のような損害会社による損害調査が公正中立なものとなるという、それをしっかりと私たちも指導していくべきだと考えております。

○大沢辰美君 今までの再保険制度がある中でも過少支払いという非常に件数の多い、金額にして多い事態があつて、そして今回三つの基準を設けて重々にその点を公平中立でやるということですけれども、私はやはり心配でたまりません。そのことを指摘させていただきまして、最後にもう一点お聞きしたいと思います。

午前中も参考人の方が述べられておりましたのが、重度の後遺障害対策についてですけれども、高次脳機能障害対策は本当に重要な課題だと思っております。御存じのように、事故によって脳外傷に起因して言語、思考、記憶等の機能に障害がある方であります。本年一月から認定システムが開始されました。しかし、高次脳機能障害であることがわからないために認定を受けられない人もいます。事故から年月がたっている人も含めて柔軟に後遺障害として認定すべきであると。

それで、午前中来られた参考人の方は数字で、私たちは柔軟にと思想いますが、三年ぐらいは時効を設定してほしいという希望も述べられておりましたが、その点についての考え方をお伺いします。

○國務大臣(扇千景君)

先ほども大沢先生は聞い

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。
このため、先生御指摘のとおり、本年一月から、自動車事故による高次脳機能障害につきまして、新たに医師などの専門家の合議によりますところの審査を行いまして、後遺障害として的確に認定して自賠責保険の支払いを行うということにいたしたところでございます。

その中で、既に後遺障害の認定を受けている方であつても、再度新たな認定システムによる審査を受けることができるこにいたしております。

被災者救済に欠けることのないようにしていくことをいたしております。

○大沢辰美君 もう一分ありますので。最後と言いましたが、もう一点、介護の問題について。

これまで、一月から三月までの三ヶ月で計八十七件の審査を行いましたが、七十一件につきまして高次脳機能障害としての等級認定を行つてはいるところでございます。

○大沢辰美君 もう一分ありますので。最後と言いましたが、もう一点、介護の問題について。

後遺障害を持たれている家族や被害者にとって、治療、介護など大変な状況に置かれていることは今までの質問にもございました。特に、療養センターの整備拡充は急務であるということも指摘されていました。

最近の医療技術等の発展によつて、いわゆる植物状態の患者さんが、入院患者の約二割の人が植物状態から脱却していると言われています。これ

は本当に大きな成果だと思いますね。待機者の解消など、療養センターの整備拡充を図るべきであり、また自宅での介護を受けている後遺障害者に

思ひます。

○國務大臣(扇千景君) お答えいたします。

今回の政府再保険廃止の際の条件としまして、

ていてくださったと思ひますけれども、同じ御質問がございましたので、既にお答えしておりますけれども、再度、療養センターにつきましては、運営センターや、現在、七月で八十床、中部の療養センターや開業するということにもいたしております。

このため、先生は自宅介護のことをおっしゃいましたけれども、それも今後は介護料の支給範囲の拡大、あるいは短期入院制度の創設等をいたしまして対象を広めて、またそれを進めておりますので、今後も被災者救済対策の一層の充実を図つていただきたいと思っております。ごめんなさい、五十床でした。失礼しました。

○渕上貞雄君 社民党的の渕上です。
被害者救済の強化についてお伺いいたします。

国が損害保険会社の集めた保険料の六割を預かって運用して被害者対策に充てていた再保険制度を廃止することに伴う最低限の条件は、やはり被害者保護の充実強化であると考えます。そもそも、その運用益は自賠法によつて発生をしたものであり、本来、被害者保護に使われるものであります。国の現行の被害者救済事業はまだまだ私は不十分だと考えております。

高次脳機能障害者の在宅介護料は一日当たりわずか二千二百五十円でしかなく、二十四時間介護で身体を休めることはできないと思ひます。精神的にも経済的にも追い込まれた家族にとって、たつた二時間分のヘルパー代金にもならない。最重度の要介護老人に月額三十五万円分のサービスが提供される介護保険制度とは格段の差があります。

そこで、交通事故の被害者の苦労はまことに大きくなり、その事故にかんがみるに、やはり被害者対策を一層充実していく必要があると考えますが、

被害者救済を強化するためどのような施策を講じようとしているのか、お伺いいたします。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。

今回の政府再保険廃止の際の条件としまして、

規制緩和推進計画の中でも五条件が示されておりまして、その中で被害者保護の充実ということが明記されています。被害者保護の充実が私どもにとつて大変重要な政策課題であるというふうに思つております。特に、交通事故による重度の後遺障害者がここ十年で二倍に増加する状況にござります。重度後遺障害者対策が急務であるというふうに思つております。

そこで、十三年度予算におきましては、介護料の支給対象の拡大などの被害者保護対策の充実を図つたところでございまして、今後とも被害者保護対策、特に重度後遺障害者対策の充実を図つてまいりたいと考えております。

○渕上貞雄君 次に、遺族の心のケアについてお伺いいたします。

不幸にして事故で亡くなれた遺族、家族への心のケアについても、やはり積極的に取り組まなければならぬ課題だと考えております。したがつて、やはり調査したり研究をしたり、その対策を講ずるべきであると考えますが、これはぜひともどうかひとつ考えていただきたい大きな社会問題であると私は考えておりますし、遺族を代表しての参考人からの御意見などを聞いてみても、やはりこれから先、対応すべき課題ではないかと

いうふうに思つておりますので、その見解をお伺いいたします。

○國務大臣(扇千景君) 渕上先生が仰せのとおり、交通事故によつて亡くなられた御家族の精神的な負担というものは本当に大変なものであろうと思いますし、私の身近なところにもそういう心の痛みを持つた人たちがいらっしゃることも、大変な苦痛をしようて、こんなに悲しい人生があつたのかと嘆く方もございます。

御指摘のとおり、私どもは、交通事故によつて亡くなられた家族の負われる精神的な苦痛をいやすために、少なくとも自動車事故対策センターで、全国に自動車事故対策センターの支所が全都道府県に約五十カ所ございます。そこに家庭相談員を置きまして、そして交通児やその御家族の

な根拠があれば問題はないと思うのであります。が、自算会には警察のような人員も事故調査能力もないと思いますし、参考人の御意見でも、死人に□なしというような言葉が出ておりました。現場の調査を本当に徹底しようとするなら、やはり警察の協力、つまり実況見分調書開示は不可欠なことだと思いますし、警察と正式な協力関係はやはり結ばるべきではないかというふうに思うのであります。

多くの遺族や被害者が望んでいることは、事故の本当の真実を知りたいという一点に、やはり参考人からもお話をございました。一瞬にして起きた事故でございますから、れっきとした物理的な現象であり、例えば、タイヤの跡とか微妙な濃淡や、事故車についたちよつとしたくぼみだとか塗装の落ちだとか、思わぬ真実が浮かび上がつてきたり事故の真相が解明されるというのがたびたび報道でもされておりましたし、そういうことを考えますと、現場の見取り図と事故車の写真ぐらいは自賠責の請求に活用できるようになりますが、その点、いかがでございましょうか。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。

自賠責保険の損害調査の際には、できるだけ適正な事実認定を行っていくことが必要だというふうには思っております。その意味では、他の機関の各種の情報も可能な限り入手した上で損害調査を行っていくことが適当だと思っております。

したがいまして、自賠責保険の損害調査の際に、警察からのお情報提供があった場合におきましては、これを積極的に活用していくように指導してまいりたいと考えておりますし、また、できるだけ警察に協力を願うように、私どもの方からもお願いしてまいりたいと思っております。

○渕上貞雄君 最後の質問になりますが、これらもやはりこの件について改革は進めていくべきだと思つておりますし、本法案につきましては政府再保険制度の廃止を主な内容としております。課題は山積していると思いますが、例えれば先ほ

ども御質問申し上げました遺族の心のケアの問題、P.T.S.D対策、加害者無責の場合の被害者救済のあり方、示談交渉制度の見直し、命の値段の算出、恒久的事故防止ビジョンの策定、交通事故関連行政窗口の一本化など、早急にやはり取り組まなければならぬ課題があると思います。また、事故後の賠償問題で苦しむ二次的被害者の声についても、国土交通省や金融庁、自算会、保険会社はもっとやはり意見を吸い上げるべきではないかと考えます。

これらの課題の解決に向けて、国土交通省は引き続き根本的な改革に取り組んでいただきたいと考えております。大臣の御所見をお伺いして、質問を終わります。

○国務大臣(扇千景君) 保険金の支払いに関しましての制度で、被害者の保護の立場に立った考え方をしていくべきだという渕上先生の御指摘、そのとおりでございまして、私どもは、少なくとも

保険金の支払いに関しましては、被害者の保護の立場に立つて適正な支払いがなされるように今後も確保していく、そういうつもりでございます。このために、今回の制度の改正で死亡事故等一

定の重要な事案に関しては国が引き続きチェックを行うということを明示してござります。被災者に対する措置を施していくところでござりますので、私たちも措置をしているところでござりますので、被害者からの信頼を得られるように努力していきましたが、いろいろふうに思つております。

また、制度施行後の実施状況、これをフォローしていくことも私は今後の大変なことであります。確実にできるように措置してまいりたいと考えております。

○委員長(今泉昭君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、長谷川道郎君、筆坂秀世君及び北澤俊美君が委員を辞任され、その補欠として矢野哲朗君、池田幹幸君及び藤井俊男君が選任されました。

かと思うんですが、近年の交通事故の状況は死亡事故が減っている、こういうことです。医学の進歩で、むしろあとの相当重傷な事故でも助かっているんだろうと思うんですね。

それで、死亡事故そのものはそういうことで私は見ておるんですけど、いずれにしてもこのような被害者の保護をどのように充実させていくことを考えておるのか。また、介護費用の給付範囲の拡大はわかつたんですけれども、その増額についてはいかがでしようか。現行、自宅介護は二千二百五十円ということなんですねけれども、これはもう少しややしたらどうか、こう思つてますが、どうですか。

○国務大臣(扇千景君) 今、先生がおっしゃいましたように、交通事故の死者数は減少しておりますけれども、逆に重度後遺障害を抱える人が多くなつておるという事実もございます。

ですから、今、先生がおっしゃつたように、金額が何とかできないのかということで、私もその金額を見ておりますけれども、平成十年度で二千二百五十円、少ないじゃないかと仰せでござりますけれども、少なくとも今回改正いたしますことによりまして、逆に支給額で、介護も入りましたので、総トータルでは金額が多くなつておるといふことと、そして今まで十二年六月現在では、介護料制度、労災保険制度と今、私比較しているところですけれども、少なくとも支給者も、十二年六月で八百三十人でしたけれども、今回十三年度の見込みではこれを五千八百人にまで増大で

きるということも今回新制度でなつておりますので、金額も総トータルの金額で、今、先生がおっしゃいました日額一千二百五十円という額でござりますけれども、これをトータルでいきますと、

今まで月額六万八千四百四十円でございましたものが、今回は介護もふえるということで金額的には増額になるということも事実でございますので、月額がこれでトータルで、自宅介護を受けている人も見られるようになつて、自宅介護の人も円にふえます。

ですから、そういう意味では、ヘルパー等による有料の介護を受けている人と、そして寝たきりで自宅で介護を受けている人にもこれは出るようになりますので、そういう意味では金額的にはわずかでござりますけれども、少なくとも自宅で療養していらっしゃる方にも、短期ではございますけれども、病院に一時短期入院して、そして療養していただいて御家族の苦労を緩和するということも今度創設してござりますので、あらゆる面でできる限り、費用、そして心のケア、そして御家族の負担等々あらゆる面で、今後も私たちは少しだけ今回の改正によって何か先に希望が持てるような、みんなが元気になれるようなものができますればということで、今後もあらゆる面で検討していきたいと思っております。

○田名部匡省君 厚生省、来てますか。北原参考人に先ほど質問したときに、大変心配しておりました。N.H.Kのテレビ番組でも取り上げておつた問題ですけれども、若年者が事故で要介護となつて、お母さんが必死になつて介護していると。仮に介護している親が病気になつたり先に死亡した場合、一体被害者の介護はだれがどのようない形で続けていくことになるのか、あるいは障害福祉でこのような人々を介護していくことになるのか、厚生省の見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(今田寛睦君) 御指摘の交通事故によりまして後遺症が生じた場合に、身体障害者福祉法の適用をまず受けることができます。つまり、厚生省の見解をお伺いしたいと思います。され、そのことを区別して対応しているわけではございませんので、一般的の福祉サービスは基本的には受けられるということです。

ちなみに申し上げますと、例えばホームヘルパーの派遣やショートステイといった在宅サービスを受けることもできますし、それから特殊寝台、それから入浴補助用具などの日常生活用具についても給付が可能であります。さらに、療護施設、親御さんが亡くなられたりして本当に重度で家庭介護ができないという状況の方に対しましての身体障害者療護施設のいわゆる施設サービスに係る利用、こういったものも可能であります。繰り返しになりますけれども、交通事故にかかわらず、原因にかかわらず、そういうたつた福祉サービスは基本的に給付するという考え方で運用いたしております。

○田名部匡省君 私はよくわかりませんが、参考人の意見では、もっとあちこちにこの重度の方々の施設をつくつてほしいという要望があつたんですね。でもしかし、事故だろうが労災だろうが、なぜこの種のものは縦割りで事故の病院をつくつたり労災の病院があつたり、これもう同じ国民を診るわけですから、そういうふうにやつたらどうかなと思う。どうもここが私はよく理解できません。

それから、これはお答えは結構ですけれども、被害者に対する支払われる保険金の明細等の情報を開示する、これは紛争処理機関の問題ですけれども、保険会社に査定要綱の遵守義務を課す、これで過少払いは防げるんですか。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。今回の改正案におきましては、一定の死亡等の重要な事案につきましてはチェックを行うシステムを設けておりますが、それ以外に紛争処理の仕組みを設けて、この仕組みあるいは機関と申しますが、それを適切に監督するといったようなことを考えております。それから、支払い基準とか情報提供の義務違反につきまして、被害者から国土交通大臣に申し出ができることになっておりまます。また、この支払い基準や情報提供の義務違反があった場合には適正化の命令を行うことができます。

ちなみに申し上げますと、例えばホームヘルパーの派遣やショートステイといった在宅サービスを受けることもできますし、それから特殊寝台、それから入浴補助用具などの日常生活用具についても給付が可能であります。さらに、療護施設、親御さんが亡くなられたりして本当に重度で家庭介護ができないという状況の方に対しましての身体障害者療護施設のいわゆる施設サービスに係る利用、こういったものも可能であります。繰り返しになりますけれども、交通事故にかかわらず、原因にかかわらず、そういうたつた福祉サービスは基本的に給付するという考え方で運用いたしております。

○田名部匡省君 この紛争処理機関に要する費用は、一体だれがこれを負担するのかということと、これは自賠責保険の保険料から出るのか、それとも自賠責保険料には一切どのような形でも含まれないで紛争処理を求める人の負担になるのか、ということをお聞かせください。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。紛争処理機関の費用の支弁の問題でございますが、新たな紛争処理機関の設立につきましては、政府再保險を廃止した後の保険金支払いの適正化を図るための措置として損保業界の方から関係者に提案したものでございます。

○田名部匡省君 結局はユーザーの負担になるのではないか、こう思ふんですが、再保險を廃止して、事務方が減りますとか、参考人の話もさつきでけれども、保険会社に査定要綱の遵守義務を課す、これで過少払いは防げるんですか。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。今回の改正案におきましては、一定の死亡等の重要な事案につきましてはチェックを行うシステムを設けておりますが、それ以外に紛争処理の仕組みを設けて、この仕組みあるいは機関と申しますが、それを適切に監督するといったようなことを考えております。それから、支払い基準とか情

こういった手段を通じまして、保険金の支払いの適正化を図っていくことができるというふうに思っているところでございまして、保険金の払台、それから入浴補助用具などの日常生活用具についても給付が可能であります。さらに、療護施設、親御さんが亡くなられたりして本当に重度で家庭介護ができないという状況の方に対しましての身体障害者療護施設のいわゆる施設サービスに係る利用、こういったものも可能であります。繰り返しになりますけれども、交通事故にかかわらず、原因にかかわらず、そういうたつた福祉サービスは基本的に給付するという考え方で運用いたしております。

○田名部匡省君 この紛争処理機関に要する費用は、一体だれがこれを負担するのかということと、これは自賠責保険の保険料から出るのか、それとも自賠責保険料には一切どのような形でも含まれないで紛争処理を求める人の負担になるのか、ということをお聞かせください。

○田名部匡省君 この紛争処理機関に要する費用は、一体だれがこれを負担するのかということと、これは自賠責保険の保険料から出るのか、それとも自賠責保険料には一切どのような形でも含まれないで紛争処理を求める人の負担になるのか、

こう思つております。

○田名部匡省君 お答えいたします。紛争処理機関の費用の支弁の問題でございますが、新たに紛争処理機関の設立につきましては、政府再保險を廃止した後の保険金支払いの適正化を図るための措置として損保業界の方から関係者に提案したものでございます。

○田名部匡省君 次に、任意保険の問題をお伺いいたしますが、これは自賠責と一体となつて非常に大きな役割を私は果たしてきたと思う。競争によって保険料が大分安くなつたと聞いております。

○田名部匡省君 お答えいたします。紛争処理機関を民間の機関ということになりますので、その費用につきましては民間関係者が、私ども国土交通省やあるいは金融庁とも相談しながら、今後検討させていただくということになります。

○田名部匡省君 月ですか。

○政府参考人(田口義明君) いや、年額でございます。

○田名部匡省君 私が、友達が保険代理店において、一体何ばぐらいかかるんだと言つたら、物によつては五十万を超えるのがあるといふんです。それは本当かうそかわかりません。五十万も保険料を払うとしたら、入れるわけがないんですけど、私もなんのうるうと思つたから、きょう聞い

ます。

○田名部匡省君 お答えいたしました。

○政府参考人(田口義明君) 保険料は車種等によつても異なりまして……

○田名部匡省君 任意だよ、任意。

○政府参考人(田口義明君) はい。任意でござい

ます。営業用の……(発言する者あり)

○委員長(今泉昭君) 静粛に。

○政府参考人(田口義明君) 営業用のものという

ような、営業車両といふようなもので十万円近い

と、いうようなハイリスクのものについてはござい

ますが、一般用のものですが先ほど申し上げたよ

うなものでございます。

○田名部匡省君 私の聞き方が悪かつたのかどう

かわかりませんが、もう一遍聞いてみますけれど

も、余り保険料が高かつたら逆に入らなくなつ

て、保険自体またおかしくなるんではないかなと

思つて僕は話を聞いておつたんです。

○田名部匡省君 お答えいたしました。次に、この新たな機関を設けることによって、事務方が減りますとか、参考人の話もさつきで、それを適切に監督するといつたようなことを伺つて、そう思つたんですが、これによる経費の削減効果がどの程度かわかりませんがあるんでしよう、これが第一点。

○政府参考人(田口義明君) お答えいたしました。任意保険におきましては、契約者のリスクの実態に応じまして保険料を算出することになつておられます。若い方は一般に事故率が高いといふりまして、若い方は運転の経験年数が少なくて、割引率が低いといふような事情もありまして、保険料が相対的に高くなる傾向にございます。

それで、お尋ねの十八歳、十九歳の若年の方が新規に契約する場合の任意の保険料でござります

が、一例といたしまして、保険金額無制限の対人賠償責任保険の保険料、年額でございますが、排

気量が例えば五百CC以下という自動車の場合で六万円弱ほどにならうかと思います。

○田名部匡省君 お聞き方が悪かつたのかどう

かわかりませんが、もう一遍聞いてみますけれど

も、余り保険料が高かつたら逆に入らなくなつ

て、保険自体またおかしくなるんではないかなと

思つて僕は話を聞いておつたんです。

それから、盗難の多い車種、これも断られるというは多いんだ。そうですね。よくテレビで印度ネシアなんかへみんなオートバイを盗んでは持つていつて売ったりなんか外車なんかはベンツなんか相当やられているようですけれども、そ

ういう断る車種、というのはあるんですね。

○政府参考人(田口義明君) 対象となります車種等にもよつて事情は大分異なりますが、例えば盗難が極めて多い車種、一例を申しますとベンツの新型のようなものでござりますね、そういうものについて盗難の保険を掛けるというときに、御指摘のようなことが起つたり得るということはござります。

○田名部匡省君 もう時間ですから終わりますけれども、この保険制度というのはだれのためにあるのか、何のためにあるのかというのをやっぱりきつとやつてやりませんと、運用益なんかもさつきも質問あつてバリアフリーに使うとかなんとか、そんなものは道路財源でやればいい話で、余りこれを金があるからといってあつちで使つたりこつちへ使つたり、一般に全省庶多いですよ、金があると必ず使うことを考へるんだ。そういうことのないようにしていただきたい。

大体、それは事故だつてかつて死者が一万人とかなんとか言われて、これは戦争をやつたつて一万人死ぬといつたら大変な戦争ですよ、毎年。だから、あすは我が身と前も申し上げましたけれども、こういうものだけはきちんとしておいてやらぬと、起きたときに困らぬような仕組みだけは今後とも検討してやつていただきたいと、こう思ひます。

○委員長(今泉昭君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、佐藤雄平君が委員を辞任され、その補欠として高嶋良充君が選任されました。

○戸田邦司君 私は、今回のこの法案についていろいろ考えさせられるところがありました。

先ほど、参考人にもいろいろ質問したところであります。が、保険といふものに対する日本社会で

の意識といいますか、これが海外と大分違うのかなという点があります。ヨーロッパの国で大体強制保険というのはないんじゃないかと思います。

ですから、みんな任意保険でやつていると。だれもがとは言いませんが、大体の人はきつと保険を掛けている。それで、自動車の保険に入つてない人が相當いるんですよ、ヨーロッパでもいま

す。先ほど一〇%とか言つていましたけれども、そういう人たちがおりますよ、こういう話がありましたが、その人たちは一般的な保険、例えばスポーツをしていてとかボランティア活動をして

いた場合に備えて一般的な保険に入つてはいるとか、それで他人に被害を与えた場合、そつと

なことを言う人もおります。しかし、日本の社会ではなかなかそういうことにはなつておりますが、

から、これは安全保障と同じことかなと思ひます。そこで私は自動車保険には入りませんといふ

ことのないようにしていただきたい。

大体、それは事故だつてかつて死者が一万人

とかなんとか言われて、これは戦争をやつたつて一万人死ぬといつたら大変な戦争ですよ、毎年。だから、あすは我が身と前も申し上げましたけれども、こういうものだけはきちんとしておいてやらぬと、起きたときに困らぬような仕組みだけは今後とも検討してやつていただきたいと、こう思ひます。

終わります。

○委員長(今泉昭君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、佐藤雄平君が委員を辞任され、その補欠として高嶋良充君が選任されました。

○副大臣(泉信也君) 政府再保険の廃止によりまして、支払いの適正化ということに対します

国の関与の仕組みが最も大きく変わるのが今回の一つの特徴だと思っておりまして、支払いの適正化に関する国土交通省の職員の資質の向上と申

しましようか、今、先生御指摘のように、紛争処理機関の監督でありますとか、あるいは情報開示に対する批判に国土交通大臣への申し入れ等にい

かに對処するか、こうした事柄にどう対応していくかということは大変重要なことだと思っております。

これまである面では機械的処理をしてきたところもございますが、約百二十万件の案件につい

て処理をしてきた実績、経験等をさらに磨きまして大きな陣容を整えるというようなことは、お話しのようになかなか難しい時代ではあります。

この適正な支払いを確保するために最大限努力していくつもりでございます。

○戸田邦司君 やつぱりそこに相当のエキスパートとしての運用といいますか、そういう点が要求されると思いますから、これは国土交通省としても特に力を入れて運用していただきたい、こう思っております。

次に、今回の法案の中で被害者救済、それから事故防止、そういうことについてこの法案の核的な部分であろうかと思っております。

それで、その部分は後ほどまた大臣にお伺いしたいと思いますが、今回の支払い適正化措置の中

で非常に重要な役割を果たしているのは紛争処理機関ではないかと思います。中立性とか公正性、これが非常に厳しく求められているところであります

が、この紛争処理機関の運用、先ほども

ちよつと議論がありましたが、これが一方の当事者である損保協会の丸抱えというようなことであると被害者の信頼を得られない、そういうことがあります。

ですから、自賠責の運用益、これまで日弁連の無料法律相談などにも使われてきたという経緯もありますから、この紛争処理機関についても活用

して、紛争処理機関が損保会社寄りではないと、そういうような点からもこの点は非常に重要な点ではないかと思っています。

○副大臣(泉信也君) 紛争処理機関の中立性、公正性というものは、先生御指摘のように、最も重

要なことだと思っております。

ですから、この機関がいやしくも損保会社の丸抱えというようなことになりますと、被害者の信頼を得るということは大変難しいわけでございます。

して、こうした面からも国としてどのように関与していくか、これから大きな検討しなければならない課題でございますが、財源面につきまして

も、御指摘の運用益等の活用も含めまして検討されたいと思います。

○戸田邦司君 この点はやはりユーバーサイドから見て非常に重要な点だと思いますので、ひとつそういう観点を重要視して、それで御検討いただ

きたい、こう思います。

それから、今回の制度の中でやつぱり核心的な部分であります被害者救済あるいは事故防止、こういった対策が重要視されております。被害者救

済につきましては、例えば外国の例などを考えてみると、一般的な社会保障制度の中で吸収されてしまつて格別問題にならないというようなこともあります

ると思いますが、我が国の保険制度といいますから、そうはいかない。しかも、自動車事故の特

殊性ということを考えますと、この運用の果実、医療保険その他の制度も全然違つてゐるわけです

ます。こういった仕組みをつくったということは一つのすぐれた点ではないかと私は思つております。金に糸目はついていないわけですから、そつと見ると、こういった仕組みをつくったということは

そこで、年間百万を超える事故の被害者を救済

していく、それから一人を超えるような死亡者が出てるというようなことを考えても、事故を少しでも減らしていく、そういうための運用益を活用した被害者救済と事故防止対策、これは国土交通省としてもこれから特に今回の法律改正を踏まえて重要な点かと思思いますので、この点をしっかりと充実していただきたい、こう思つておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(扇千景君) 戸田先生御指摘のように、自動車事故の件数あるいは死傷者数というのは現在も増加しつつあるというのは今、先生御指摘のとおりでございますし、自動車事故による被害者の救済というものがいかに事故防止対策も含めて大事であるかというのは、きょうもる御論議いただいたところでござりますけれども、先生がおっしゃいますように、運用益を利用して、約二兆円の運用益の中で二十分の九ということで、二兆円の中でも約一兆一千億はユーチャーに還元する、これは戸田先生に大変お褒めをいただきましたので、これはよかったです。ううに言つていたんだんすけれども、残りの約九千億円、この九千億円の運用益によって、今後も安全対策等、あるいは事故防止という、少なくともそつうふうに思つております。

少なくとも我々としても、被害者救済対策としましては十三年度で百二十四億円、そして自動車の事故防止対策に関しましては六十二億円、合計で百八十六億円、これは運用益を利用しながら安全、防止、そして被害者の救済に運用していくいたいと思っておりますので、まずこのことをより皆さん方に周知徹底して御理解いただくということにも努めてまいりたいと思っておりますし、ます何よりも安全対策に万全を期すということを図つていただきたいと思っております。

○戸田邦司君 私はこの自賠責の仕組み、制度、

これはなかなか一般の人に理解されないことが多いです。車を持っているととにかくお金を取られるなどという感じが非常に強い中で、この自動賠償保険の重要性といいますか、仕組みは今まで変わりましたよ、こういうことにまつかり充実していただきたい、こう思つておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(扇千景君) 戸田先生御指摘のように、自動車事故の件数あるいは死傷者数というのは現在も増加しつつあるというのは今、先生御指摘のとおりでございますし、自動車事故による被害者の救済というものがいかに事故防止対策も含めて大事であるかというのは、きょうもる御論議いたしましたのでござりますけれども、先生がおっしゃいますように、運用益を利用して、約二兆円の運用益の中で二十分の九ということで、二兆円の中でも約一兆一千億はユーチャーに還元する、これは戸田先生に大変お褒めをいただきましたので、これはよかったです。ううに言つていたんだんすけれども、残りの約九千億円、この九千億円の運用益によって、今後も安全対策等、あるいは事故防止という、少なくともそつうふうに思つております。

○委員長(今泉昭君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、中島啓雄君が委員を辞任され、その補欠として海老原義彦君が選任されました。

○委員長(今泉昭君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

○大沢辰美君 私は、日本共産党を代表して、自由意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○委員長(今泉昭君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

○寺崎昭久君 私は、ただいま可決されました自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、無所属の会、自由党及び二院クラブ・自由連合の各派共同提案による附議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

調査、損害の拡大防止等の措置を速やかにとることが可能であり、自動車事故の原因等の究明、事故発生防止、被害をどう少なくするかなど、政府が責任を持って国民の生命・健康を守るためにも、再保険を廃止すべきではありません。

反対理由の第二は、再保険特会の運用益を財源に重度後遺障害の被害者救済が行われてきましたが、再保険廃止に伴って被害者救済対策に限界が生じ、後退するからです。

再保険を廃止し、累積運用益約二兆円のうち二十分の九を被害者救済に充て、その運用益で措置することになりますが、なぜ二十分の九なのか、大きな疑問を持つてます。本来、自賠責保険は被害者救済を目的としているのですが、低金利政策のもとで財政融資資金預託金利ですが、もつと大幅に被害者対策に充当すべきであります。また、基金的に運用することになるわけですが、低金利政策のもとで財政融資資金預託金利では、いずれ枯渇せざるを得ません。

最後に、紛争処理機関を設けるとしていますが、それ自体は問題としておりません。しかし、現在、自算会に設置されている再審査会と基本的には変わるものではなく、自算会や保険会社がつづった損害調査の結果を覆すだけの調査を事故から数カ月経過して調停機関で行えるのか、私は疑問であります。

以上、反対理由を述べて、討論を終わります。

○委員長(今泉昭君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

○寺崎昭久君 私は、ただいま可決されました自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案に賛成の方の拳手を願います。

これより採決に入ります。

本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、寺崎君から発言を求められておりますので、これを許します。寺崎昭久君。

○寺崎昭久君 私は、ただいま可決されました自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、無所属の会、自由党及び二院クラブ・自由連合の各派共同提案による附議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、自賠責保険制度に関する審議会の緊密な連携を図り、審議会の意見を十分尊重し、制度の充実、運営の適正化に努めること。

二、ノーロス・ノープロフィットの原則を堅持しつつ、保険料率の見直しを適時・適切に行うこと。

三、損害保険会社等は、保険料等を全額運用することになることを踏まえ、その安全かつ効率的な運用を図るとともに、再保険廃止による事務コストの削減を契機に、徹底した各種経費の節減及び合理化に努めること。

四、保険金等の過少払いと過払いを防止するための業務の改善を図るとともに、被害者等に対する情報開示・説明等を充実させ、また、損害査定の透明性、客觀性の定着に努めるこ。

五、自賠責保険金の支払いと各種公的保険制度による給付が競合する場合、被害者救済に最もふさわしいものが適用されるよう、各制度との分担、調整の円滑化を図ること。

六、政府保障事業の保障金の支払いについて、

公平性の確保の観点から、被害者の過失相殺の緩和、実勢を加味した治療費査定及びこれらの事務の早期処理等について検討するこ

と。

七、指定紛争処理機関については、効率的な運用を行うとともに、紛争処理業務の独立性、中立性及び公平性を確保し、所管官庁の出身者がその役員になることは厳に抑制すること。

八、運用益活用事業については、財源が自賠責保険の果実であることに留意し、事業の必要性及び実施方法を見直すとともに、その情報を公開すること。

九、自動車事故対策センターの運営について、事業の内容を見直し、ニーズの高い事業の充実、低い事業の縮減を行うとともに、組織・人員の縮減に努めること。

十、重度後遺障害者等の自動車事故被害者の急増にかんがみ、遺族の心のケアを含めた被害者保護の充実を図るとともに、いわゆる自損事故を起こした被害者の救済についても検討すること。

十一、療護センターにおける介護病床の整備とともに、一般病院への短期入院・委託等により、介護病床の拡大に努め、重度後遺障害者の療養対策の強化を図ること。

十二、医師会等の協力のもと、診療報酬基準案を作成し、その普及に努めているが、未実施の府県があることから、その早期浸透に努めること。

十三、自賠責特会から一般会計への繰入金及び自賠責特会の当該勘定において生じていたと見込まれる運用収入は、速やかに自賠責特会に繰り戻すこと。

十四、自動車事故の被害者の救済及び自動車事故の防止については、この改正法の施行後五年以内に、社会経済情勢の推移等を踏まえ、賦課金制度の導入の可能性を含め、検討を行なうこと。

右決議です。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(今泉昭君) ただいま寺崎君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(今泉昭君) 多数と認めます。よって、寺崎君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とするに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、扇国土交通大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。扇国土交通大臣。

○委員長(今泉昭君) 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいたきました。

また、ただいま可決されましたこの附帯決議案につきましても、提起されました自賠責保険制度の充実につきましては、その趣旨を十分に尊重し

てまいりたいと存じております。

○委員長(今泉昭君) なお、審査報告書の作成についても、扇国土交通大臣から深く感謝を申し上げ、ごあいさつとさせさせていただきます。

○委員長(今泉昭君) ありがとうございます。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

つきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(今泉昭君) 御異議ないと認め、さよう

ございました。

○委員長(今泉昭君) 次に、小型船舶の登録等に

関する法律案を議題いたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。扇国土交

通大臣。

○委員長(今泉昭君) ただいま議題となりまし

た小型船舶の登録等に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

総トン数二十トン未満の小型船舶の保有隻数は、近年のプレジャーボートの急速な普及等に伴い、五十万隻を超えるとしており、小型船舶は、国民生活において広く重要な地位を占めるようになっております。しかしながら、その一方では、小型船舶をめぐり、約十四万隻とも言われる放置艇や公共水面における不法投棄が大きな社会問題となつております。また、小型船舶への誘導や不法投棄の未然防止のため、小型船舶の所有者を確知するための制度が強く求められております。また、小型船舶の売買の急速な拡大に伴い、多重売買等の売買トラブルの防止や信用販売の円滑化を促進する観点からも、小型船舶の所有権を公証する制度が求められております。

このようない状況を踏まえ、小型船舶の所有権を公証する登録制度を導入することが必要であるため、この法律案を提案することとした次第でござります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

六月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、小型船舶の登録等に関する法律案
二、土地収用法の一部を改正する法律案

第三章 小型船舶の登録等に関する法律案
第四章 雑則(第二十五条～第三十三条)
第五章 罰則(第三十四条～第三十九条)

第六章 附則
第一章 総則(第一条～第二条)
第二章 登録及び測度(第三条～第二十条)
第三章 小型船舶検査機構による登録測度事務の実施等(第十一条～第二十四条)
第四章 雑則(第二十五条～第三十三条)
第五章 罰則(第三十四条～第三十九条)

第六章 附則
第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、小型船舶の所有権の公証のための登録に関する制度等について定めることにより、小型船舶の所有者の利便性の向上を図り、もって小型船舶を利用した諸活動の健全な発達に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「小型船舶」とは、総トン数二十トン未満の船舶のうち、日本船舶船法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。(以下同じ)又は日本船舶以外の船舶(本邦の各港間又は湖、川若しくは港のみを航行する船舶に限る)であつて、次に掲げる船舶以外のものをいう。

その他の、小型船舶が国際航海に従事する場合における国籍証明書の交付等について定めることと

してあります。

以上が、この法律案を提案する理由でございま

す。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成賜り

ますようお願い申し上げます。

○委員長(今泉昭君) ただいま議題となりまし

た小型船舶の登録等に関する法律案を議題とい

たしました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

ありがとうございました。

○委員長(今泉昭君) 以上で趣旨説明の聴取は終りました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

二 ろかい又は主としてろかいをもつて運転する舟、係留船その他国土交通省令で定める船

第二章 登録及び測度

(登録の一般的効力)

第三条 小型船舶は、小型船舶登録原簿(以下「原簿」という。)に登録を受けたものでなければ、これを航行の用に供してはならない。ただし、臨時航行として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第四条 登録を受けた小型船舶の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

第五条 原簿は、その全部又は一部を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。

第六条 登録を受けていない小型船舶の登録(以下「新規登録」という。)を受けようとする場合に登録の申請をし、かつ、当該船舶を提示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の申請があつた場合は、申請に虚偽があると認められたときを除き、当該船舶の総トン数の測度(以下「測度」という。)を行い、かつ、次に掲げる事項及び国土交通省令で定める基準により定めた船舶番号を原簿に記載することによって新規登録を行わなければならない。

一 船舶の種類
二 船籍港
三 船舶の長さ、幅及び深さ
四 総トン数
五 船体識別番号
六 推進機関を有するものにあっては、その種類及び型式

七 所有者の氏名又は名称及び住所

八 登録年月日 (登録事項の通知)

第七条 國土交通大臣は、新規登録を行つたときは、申請者に対し、登録事項を国土交通省令では定める方法により通知しなければならない。

第八条 小型船舶の所有者は、前条の規定により船舶番号の通知を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく当該船舶に当該船舶番号を表示しなければならない。

(変更登録)

第九条 新規登録を受けた小型船舶(以下「登録小型船舶」という。)について第六条第二項各号(第八号を除く。)に掲げる事項のいずれかに変更があつた場合(次条の規定による移転登録又は第十二条の規定による抹消登録の申請をすべき場合を除く。)には、その所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣に対して、変更登録の申請をし、かつ、同項第二号又は第七号に掲げる事項のみの変更の場合を除き、当該船舶を提示しなければならない。

2 国土交通大臣は、変更登録の申請があつた場合には、申請に虚偽があると認められたときを除き、測度(第六条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の場合を除く。)及び変更登録を行わなければならない。

3 第七条の規定は、変更登録を行つた場合について準用する。

(移転登録)

第十条 登録小型船舶について所有者の変更があつた場合には、新所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣に対し、

移転登録の申請をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の申請があつた場合は、申請に虚偽があると認められたときを除き、当該船舶の総トン数の測度(以下「測度」という。)を行い、かつ、次に掲げる事項及び国土交通省令で定める基準により定めた船舶番号を原簿に記載することによって新規登録を行わなければならない。

3 第七条の規定は、移転登録を行つた場合について準用する。

(船舶番号の変更)

第十四条 何人も、国土交通大臣に対し、原簿の

第十一条 國土交通大臣は、前一条の申請があつた場合その他の場合において、登録小型船舶についてその船舶番号が第六条第二項の国土交通省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、その船舶番号を変更するものとする。

第十五条 小型船舶又はその船体若しくはその推進機関(以下「小型船舶等」という。)の製造を業とする者(以下「製造業者」という。)以外の者は、船体識別番号又は推進機関の型式以下「船体識別番号等」という。)を打刻してはならない。

勝本若しくは抄本又は原簿のうち磁気ディスクをもつて調製された部分に記録されている事を証明した書面(以下「登録事項証明書等」という。)の交付を請求することができる。

(輸入業者による船体識別番号等の打刻)

第十六条 小型船舶等の輸入を業とする者(以下「輸入業者」という。)は、小型船舶等を輸入したときは、輸入した日から十五日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その船体識別番号等、打刻の状況その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 小型船舶等の輸入の実績等を勘案して国土交通大臣が指定する輸入業者は、前条第一項の規定にかかるらず、輸入した小型船舶等に船体識別番号等の打刻がない場合その他国土交通省令で定める場合に限り、これに船体識別番号等の打刻を行うことができる。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

(打刻の塗抹等の禁止)

第十七条 何人も、船体識別番号等の打刻を塗抹

第十三条 抹消登録を行つた小型船舶に係る原簿の記録は、当該抹消登録を行つた日から十年間保存しなければならない。

2 小型船舶の登録に係る申請書及び第十九条第一項に規定する譲渡証明書その他の添付書類は、當該申請があつた日から五年間保存しなければならない。

3 第七条の規定は、抹消登録を行つた場合について準用する。

(登録事項証明書等)

第十四条 何人も、国土交通大臣に対し、原簿の

し、その他船体識別番号等の識別を困難にする行為をしてはならない。ただし、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条の規定により打刻を塗抹すべき旨の命令を受けたときは、この限りでない。

(戦権による打刻等)

第十八条 國土交通大臣は、小型船舶が次の各号のいずれかに該当するときは、当該船舶の所有者に対し、船体識別番号等の打刻を受け、若しくはその打刻を塗抹すべきことを命じ、又は自ら船体識別番号等を打刻し、若しくはその打刻を塗抹することができる。

一 船体識別番号等の打刻を有しないとき。
二 船体識別番号等の打刻が他の小型船舶の船体識別番号等の打刻と同一のものであるとき。
三 船体識別番号等の打刻が識別困難なものであるとき。

(譲渡証明書)

第十九条 小型船舶を譲渡する者は、当該船舶を譲渡した旨及び次に掲げる事項を記載した書面(以下「譲渡証明書」という。)を譲受人に交付しなければならない。

一 譲渡の年月日
二 船体識別番号
三 推進機関を有するものにあっては、その種類及び型式
四 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所

2 譲渡証明書は、譲渡に係る小型船舶一隻につき、二通以上交付してはならない。
3 小型船舶を譲渡する者は、当該船舶に関する既に交付を受けている譲渡証明書を有するときは、これを譲受人に交付しなければならない。
4 譲受人は、新規登録又は移転登録の申請をする場合には、申請書に譲渡証明書(前項の規定により交付されたものを含む。)を添付しなければならない。

5 譲渡証明書に関する細目的事項は、國土交通

省令で定める。

(政令への委任)

第二十条 登録の回復、登録の更正その他登録に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 小型船舶検査機構による登録測度事務の実施等

(小型船舶検査機構による登録測度事務の実施)

第二十一条 國土交通大臣は、小型船舶検査機構による登録測度事務(以下「機構」という。)に、前章に規定する小型船舶の登録及び測度に関する事務(第十五条から第十八条までの規定による事務を除く。以下「登録測度事務」という。)を行わせることができること。

2 國土交通大臣は、前項の規定により機構に登録測度事務を行わせるときは、機構が登録測度事務を開始する日及び登録測度事務を行う事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 國土交通大臣は、第一項の規定により機構に登録測度事務を行わせるときは、自ら登録測度事務を行わないものとする。

4 機構が登録測度事務を行う場合における第六条、第七条、第九条第三項、第十条第三項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。), 第九条第一項及び第二項、第十条第一項及び第二項(第十二条第四項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項、第十二条第一項から第三項まで並びに第十四条の規定の適用については、これらの規定中「國土交通大臣」とあるのは、「小型船舶検査機構」とする。

(国籍証明書等)

第二十五条 日本船舶である小型船舶の所有者は、國土交通大臣から有効な国籍証明書(当該船舶が日本船舶であることを証明する書面をいう。以下同じ。)の交付を受け、これを当該船舶内に備え置き、かつ、國土交通省令で定めるところにより船名を表示しなければ、当該船舶を国際航海(一國の港と他の國の港との間の航海をいう。)に從事させてはならない。

2 國土交通大臣は、国籍証明書の交付の申請があつたときは、当該船舶に係る登録測度事務の記載その他の事項を審査して、国籍証明書を交付するものとする。

3 國籍証明書は、次に掲げる場合には、その効

きる。

3 登録測度事務規程で定めるべき事項は、國土交通省令で定める。

(秘密保持義務)

第二十三条 登録測度事務に従事する機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録測度事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(国土交通大臣による登録測度事務の実施等)

第二十四条 國土交通大臣は、第二十一条第三項の規定にかかるらず、機構が天災その他の事由により登録測度事務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該登録測度事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 國土交通大臣は、前項の規定により登録測度事務の全部又は一部を自ら行うこととし、又は同項の規定により自ら行っている登録測度事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

3 國土交通大臣が第一項の規定により登録測度事務の全部又は一部を自ら行う場合における登録測度事務の引継ぎその他の必要な事項については、國土交通省令で定める。

(第四章 雜則)

(国籍証明書等)

第二十五条 日本船舶である小型船舶の所有者は、國土交通大臣から有効な国籍証明書(当該

船舶が日本船舶であることを証明する書面をい

う。以下同じ。)の交付を受け、これを当該船舶

内に備え置き、かつ、國土交通省令で定めるところにより船名を表示しなければ、当該船舶を国際航海(一國の港と他の國の港との間の航海をいう。)に從事させてはならない。

2 國土交通大臣は、国籍証明書の交付の申請があつたときは、当該船舶に係る登録測度事務の記載その他の事項を審査して、国籍証明書を交付するものとする。

3 國籍証明書は、次に掲げる場合には、その効

力を失う。

一 当該国籍証明書について、その交付又は前回の検認を受けた日から起算して六年を経過する日までに、國土交通大臣の検認を受けなかつたとき。

二 当該船舶について移転登録又は抹消登録が行われたとき。

三 当該船舶の国籍又は船名が変更されたとき。

(報告徵収及び立入検査)

第二十六条 登録小型船舶は、質權の目的とすることができる。

4 第二項の規定は、前項第一号の検認の申請があつたときについて準用する。

5 國籍証明書の様式、その交付、書換え、再交付及び検認の申請その他の国籍証明書に関し必要な事項は、國土交通省令で定める。

(質權設定の禁止)

第二十七条 登録小型船舶に対する強制執行及び仮差押えの執行については、地方裁判所が執行裁判所又は保全執行裁判所として、これを管轄する。ただし、仮差押えの執行で最高裁判所が裁判所又は保全執行裁判所として、これを管轄する。最高裁判所が強制執行裁判所として、これを管轄する。

2 前項の強制執行及び仮差押えの執行に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

3 前二項の規定は、登録小型船舶の競売について準用する。

(報告徵収及び立入検査)

第二十八条 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、小型船舶の所有若しくは業務に関し報告をさせ、又はその職員に、次に掲げる者の事務所その他の事業場若しくは当該船舶の所在すると認める場所に立ち入り、当該船舶、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 國土交通大臣は、国籍証明書の交付の申請が

あつたときは、当該船舶に係る登録測度事務の記載その他の事項を審査して、国籍証明書を交付するものとする。

3 國籍証明書は、次に掲げる場合には、その効

3 第二十八条の規定は、前項において準用する項の規定による公示があつたものとみなす。

4 第十五条第二項の規定により届出をした指定整備業者に対する報告徵収及び立入検査について準用する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二項において準用する第十五条第二項の規定による届出をしないで、又は届け出たところに従わないで、船体識別番号等を打刻した者

二 第二項において準用する第十五条第三項の規定による命令に違反した者

三 前項において準用する第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 前項において準用する第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第五条 この法律の施行の際現に現存船の所有者であつた者が行う当該現存船に係る新規登録の申請については、第十九条第四項の規定は、適用しない。

第六条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、命令で定める。

（準備行為）

第七条 國土交通大臣は、施行日から機構に登録測度事務を行わせようとするときは、施行日前においても、施行日から機構が登録測度事務を行う旨及び機構が登録測度事務を行う事務所の所在地を官報で公示することができる。

2 前項の公示があつたときは、第二十一条第二項の規定による公示があつたものとみなす。

第八条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国内にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍並びに日本における国際連合の軍隊には、第三条、第八条、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十五条第一項及び第二十八条の規定は、適用しない。

第九条 船舶法の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「規程ハ」の下に「小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第三号）及び之ニ基キテ発スル命令ニ別段ノ定アルモノヲ除クノ外」を加える。

（船舶安全法の一部改正）

第十条 船舶安全法の一部を次のように改正する。

第二十五条の二に次の二項を加える。

2 小型船舶検査機構は、前項に規定するものほか、小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第三号。以下「小型船舶登録法」という。）に基づき、登録測度事務を行うこととする。

第三条の二中「ハ同法を「又ハ小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第四号）」の一部を次のように改正する。

第二十五条の四十五中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第三号中「第二十五条の二十七第一項」を「第二十五条の二十七」に改める。

（工場抵当法の一部改正）

第十二条 工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「ハ同法を「又ハ小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第三号以下小型船舶登録法ト称ス）ニ依ル小型船舶（以下小型船舶ト称ス）ハ道路運送車両法又ハ小型船舶登録法」に改める。

（工場抵当法の一部改正）

第十四条 工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「ハ同法を「又ハ小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第三号以下小型船舶登録法ト称ス）ニ依ル小型船舶（以下小型船舶ト称ス）ハ道路運送車両法又ハ小型船舶登録法」に改める。

（工場抵当法の一部改正）

第十四条の二中「登録事項等証明書」の下に「又ハ小型船舶登録法第十四条ノ規定ニ依ル原簿ニシテ磁気ディスクヲ以テ調製シタル部分ニ記録シタル事項ヲ証明シタル書面」を加える。

（工場抵当法の一部改正）

第十四条の二中「自動車」の下に「小型船舶」を加える。

（工場抵当法の一部改正に伴う経過措置）

2 機構は、第二十五条の二第一項の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

一 小型船舶登録法第二十一条第一項に規定する登録測度事務

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

三 機構は、前二項に規定する業務のほか、国土交通大臣の認可を受けて、第二十五条の二の目的を達成するために必要な業務を行うことができる。

四 第二十五条の三十九及び第二十五条の四十第一項中「この法律」の下に「又ハ小型船舶登録法」を加える。

（工場抵当法の一部改正）

第十二条 前条の規定による改正前の工場抵当法の規定は、この法律の施行の際現に同法第十一条第二号に掲げるものとして工場財團に属する登記をした後は、この限りでない。

2 前項本文の小型船舶の所有者は、当該船舶が新規登録を受けたときは、工場財團目録の記載の変更の登記を申請しなければならない。

3 前項の変更の登記の申請書には、当該船舶に係る登記事項証明書等を添付しなければならない。

4 第二項の変更の登記をした場合には、登記所は、当該船舶が工場財團に属している旨を国土交通大臣（機構が登録測度事務を行う場合にあつては、機構）に通知しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定による通知があるときは、原簿に当該船舶が工場財團に属する旨の登記をしなければならない。

（鉱業財團、漁業財團及び港湾運送事業財團に関する経過措置）

第十三条 前条の規定は、鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）第三条、漁業財團抵当法（大正十四年法律第九号）第六条又は港湾運送事業法（昭和二十六年法律第一百六十一号）第二十六条の規定により鉱業財團、漁業財團又は港湾運送事業財團についてそれぞれ工場抵当法中工場財團に関する規定が準用される場合において、この法律の施行の際現に当該財團に属している小型船舶について準用する。

（道路交通事業抵当法の一部改正）

第十四条 道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「又は道路運送車両法」を「又ハ小型船舶登録法第十四条ノ規定ニ依ル原簿ニシテ磁気ディスクヲ以テ調製シタル部分ニ記録シタル事項ヲ証明シタル書面」を加える。

（道路交通事業抵当法の一部改正）

第十四条の二中「自動車」の下に「小型船舶」を加える。

（道路交通事業抵当法の一部改正）

第七条第一項中「又は道路運送車両法」を「又ハ小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百四号）による小型船舶」を加え、同

えに、「差押の」を「差押えの」に、「参加差押を」を「参加差押えを」に、「又は建設機械」を「建設機械又は小型船舶」に改める。

第九十一条中「又は建設機械」を「建設機械又は小型船舶」に、「差し押えた」を「差し押された」に改める。

第一百四条の二第一項中「建設機械」の下に「、小型船舶」を加える。

第一百九条の見出しを「(動産等の引渡し)」に改め、同条第一項中「若しくは建設機械」を「、建設機械若しくは小型船舶」に改める。(観光施設財団抵当法の一部改正)

第十九条　観光施設財団抵当法(昭和四十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「総トン数二十トン未満の船舶及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く」を「総トン数二十トン以上の船舶(端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く)及び小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二号)」に規定する(観光施設財団抵当法の一部改正に伴う経過措置)。

第二十条　附則第十二条の規定は、この法律の施行の際現に観光施設財団抵当法第四条第五号に掲げるものとして観光施設財団に属している小型船舶について準用する。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第二十一条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第六百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「又は建設機械抵当法」を「、建設機械抵当法」に改め、「建設機械」という。」の下に「又は小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二号)」の規定により登録を受けた小型船舶(同項において単に「小型船舶」という。)を加える。

第三十五条第一項中「若しくは建設機械」を「、建設機械若しくは小型船舶」に改める。

土地収用法の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正)

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の一、あつ、旋委員のあつ、旋(第十

置する公衆便所」に改める。

「第二章の二 あつ、旋委員のあつ旋」を「第二章の二 土地等の取得に関する紛争の処理」に改める。

第一節 あゝせん

第十五条の二の見出し中「あつ旋」を「あつせん」と改め、同条第一項中「の」を「のいすれか」に、「あつ旋委員のあつ旋」を「あつせん委員のあつせん」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「あつ旋を」を「あつせんを」に、「除くの外、あつ旋委員のあつ旋」を「除き、あつせん委員のあつせん」に改め、同条第三項中「あつ旋委員のあつ旋」を「あつせん委員のあつせん」に改める。

第十五条の四の見出しを「(あつせんの打切り)」に改め、同条中「あつ旋委員」を「あつせん委員」に、「あつ旋」を「あつせん」に改める。
第五条の五の見出し中「あつ旋委員」を「あつせん委員」に改め、同条第一項中「あつ旋委員」を「あつせん委員」に、「あつ旋が」を「あつせんが」に、「因りあつ旋」を「よりあつせん」に改め、同条第二項中「あつ旋委員」を「あつせん委員」に改め。

第十五条の六の見出し中「あつ旋」を「あつせん」と改め、同条中「除くの外」を「除き」に、「あつ旋」を「あつせん」に改める。
第二章の二に次の二節を加える。

(仲裁の申請) 第二節 仲裁
第十五条の七 第十五条の二第一項本文に規定する場合において、当該紛争が土地等の取得に際しての対償のみに関するものであるときは、関係当事者の双方は、書面をもつて、当該紛争に係る土地等が所在する都道府県の知事に対して、仲裁委員による当該紛争の仲裁(以下単に「仲裁」という。)を申請することができる。ただし

し、当該土地等について、第二十六条第一項（第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示があつた後は、この限りでない。

に報告しなければならない。
仲裁委員は、前項の規定による報告をしたときは、当然に退任するものとする。

尊重しなければならない。ただし、第二十四条第二項の総覽期間内に前条第一項の意見書(国土交通大臣が、事業の認定をしようとする場合にあつては事業の認定をすることについて異議がある旨の意見が記載されたものに限り、事業の認定を拒否しようとする場合にあつては事業の認定をすべき旨の意見が記載されたものに限る)の提出がなかつた場合においては、この限りでない。

都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ、第三十四条

(仲裁の申請の手続等)

仲裁の申請の手續 仲裁の手續に要する費用その他仲裁に関し必要な事項は、政令で定める。
第三章第一節中第十六条の前に次の一条を加え

(事業の説明) る。

第十五条の十四 起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ

め、国土交通省令で定める説明会の開催その他
の措置を講じて、事業の目的及び内容につい

て、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。

第十八条第二項中「左に」を「次に」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項に次

の一号を加える。

の実施状況を記載した書面

当該事業の認定について利害関係を有する者から
次条第二項の縦覧期間内に国土交通省令で定める

ところにより公聴会を開催すべき旨の請求があつたときその他二を加える。

第二十五条の次に次の二条を加える。

(社会資本整備審議会の意見の取扱)
第二十五条の二 國土交通大臣は、事業の認定に
關する上記二条の二、二条の三は、つゝ、シ

する処分を行おうとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聽き、その意見を参考にしなければなりません。

卷之三

尊重しなければならない。ただし、第二十四条第二項の総覽期間内に前条第一項の意見書(国土交通大臣が、事業の認定をしようとする場合にあつては事業の認定をすることについて異議がある旨の意見が記載されたものに限り、事業の認定を拒否しようとする場合にあつては事業の認定をすべき旨の意見が記載されたものに限る)の提出がなかつた場合には、この限りでない。

2 都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ、第三十四条の七第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。ただし、第二十四条第二項の総覽期間内に前条第一項の意見書(都道府県知事が、事業の認定をしようとする場合にあつては事業の認定をすることについて異議がある旨の意見が記載されたものに限り、事業の認定を拒否しようとする場合にあつては事業の認定をすべき旨の意見が記載されたものに限る)の提出がなかつた場合においては、この限りでない。

第二十六条第一項中「及び第二十六条の二」を「事業の認定をした理由及び次条」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 都道府県知事が事業の認定に
関する処分を行うに際して意見を聴く審議会等

第三十四条の七 都道府県に、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置く。

2 審議会等の組織及び運営に關する必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第三十五条第一項中「第三十六条第一項に規定する」を「次条第一項」に改める。

第三十六条第一項中「作成し、これに署名押印しなければ」を「作成しなければ」に改め、同条第二項中「起業者は」の下に「自ら土地調書及び物

二項調書に署名押印し」を加え、同条第四項中「同

ぞ、かきを「溝、垣」に改め、「(以下この条において「損失を受けた者」という。)」を削り、「損失を受けた者は」を「当該工事をすることを必要とする者は」に改める。

第九十四条第六項中「から第四項まで」を「から第五項まで」に、「とあり、又は」を「とあり、及び」に、「第六十三条第三項」を「第六十三条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項に、「添付書類」を「添付書類」に、「前二項」を「第一項若しくは第一項」に、「又は前項」を「又は第二項」に改め、「若しくはその相手方」との下に、「第六十五条の二第一項、第二項及び第七項中「土地所有者又は関係人」とあるのは「裁決申請者又はその相手方(これらの者のうち起業者である者を除く。)」とを加える。

第一百条の二 起業者が、権利取得裁決において定められた権利取得の時期までに払渡しをすべ

き補償金等の全部を現金又は普通為替証書等(郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)第八条の普通為替証書その他これと同程度の支払の確実性があるものとして国土交通省令で定められる支払手段をいう。次項において同じ。)により書留郵便(国土交通大臣が定める方法によるものに限る。同項において同じ。)付して、当該権利取得の時期から国内において郵便物が配達されるために通常要する期間を勘案して政令で定める一定の期間前までに、補償金等を受けるべき者の住所(国内にあるものに限る。)にあてて発送した場合における前条第一項の規定の適用については、当該補償金等の全部は、当該権利取得の時期までに払い渡されたものとみなす。

2 起業者が、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに払渡しをすべき補償金の全部を現金又は普通為替証書等により書留郵便に付して、当該明渡しの期限から前項の政令で定める一定の期間前までに、補償金を受けるべき者の住所(国内にあるものに限る。)にあてて発送し

た場合における前条第二項の規定の適用については、当該補償金の全部は、当該明渡しの期限までに払い渡されたものとみなす。

第九十四条第十項から第十二項までの規定は、前二項の場合において、権利取得裁決において定められた権利取得の時期又は明渡裁決において定められた明渡しの期限が経過した後に補償金等を受けるべき者がその払渡しを受けていないとき準用する。この場合において、同条第十項中「前項の規定による訴えの提起がなかつたときは、第八項の規定によつてされた裁決」とあるのは、「権利取得裁決又は明渡裁決」と読み替えるものとする。

第一百二十五条第二項第一号中「第十五条の二第一項」の下に「又は第十五条の七第一項」を、「あつせんの下に「又は仲裁」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(仲裁の手続に要する費用の負担)

第一百二十五条の二 仲裁の手続のうち第十五条の七第一項に規定する関係当事者の申出に基づいて行うものに要する費用は、当該申出をした者の負担とする。

第一百三十六条第一項中「第十五条の二第一項」の下に「及び第十五条の七第一項」を加える。

二 宅地、店舗その他の建物の取得に関すること。

起業者は、前項の規定による申出があつた場合においては、事情の許す限り、当該申出に係る措置を講ずるように努めるものとする。

三 職業の紹介、指導又は訓練に関すること。

起業者は、前項の規定による申出があつた場合においては、事情の許す限り、当該申出に係る措置を講ずるように努めるものとする。

四 第百三十七条中「あつせん委員」を「あつせん委員及び仲裁委員」に改める。

五百三十八条の見出し中「土石砂れき」を「土石砂れき」に改め、同条第一項中「土石砂れき」を「土石砂れき」に改め、同条第二号中「第七十二条」の下に「第八十条の二」を加える。

五百三十九条の三第一号中「第十五条の二第二項及び第三項」の下に「(第十五条の七第二項において準用する場合を含む。)」を、「第十五条の五まで」の下に「、第十五条の八から第十五条の十一まで、第十五条の十二において準用する公示催告統続及び仲裁手続ニ関スル法律第八編」を、「第三十四条の四第三項」の下に「、第三十六条の二第二項」を、「第六十五条第一項」の下に「、第六十五条

の二第七項」を、「第九十条の四」の下に「、第一百条の二第三項において準用する第九十四条第十一項」を加え、同条第二号中「第三十六条第四項」の下に「、第三十六条の二第二項」を加え、同条を第一條に改め、ただし書を削る。

五百四十六条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「一千万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「立入」を「立入り」に改める。

五百四十四条中「一万円」を「三十万円」に改める。

五百四十五条中「罰するの外」を「罰するほか」に改め、ただし書を削る。

五百四十五条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「一千万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「以下第三号」を「次号」に改める。

五百四十五条中「政府は、公共の利益の増進と私有財産との調整を図りつて、その事業の実施するためには、その事業の施行について利害關係を有する者等の理解を得ることが重要であることにかんがみ、事業に関する情報の公開等その事業の施行についてこれらの者の理解を得るために措置について、総合的な見地から検討を加えるものとする。

第一条 この法律による改正後の土地収用法(以下この条及び次条において「新法」という。)第十五条の十四、第十八条第二項第七号、第二十三条规定第一項、第二十五条の二及び第二十六条第一項の規定は、この法律の施行後に新法第十八条第一項の規定により申請がされた事業の認定の手続について適用し、この法律の施行前にこの法律による改正前の土地収用法(次条において「旧法」という。)第十八条第一項の規定により申請があつた事業の認定の手続については、なお従前の例による。

第二条 この法律による改正後の土地収用法(以下この条及び次条において「新法」という。)第十五条の十四、第十八条第二項第七号、第二十三条规定第一項、第二十五条の二及び第二十六条第一項の規定は、この法律の施行前にされた旧法第二十条第一項の規定により申請がされた事業の認定の手続について適用し、この法律の施行前にこの法律による改正前の土地収用法(次条において「旧法」という。)第十八条第一項の規定により申請があつた事業の認定の手続については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にされた旧法第二十条第一項の規定による事業の認定又は事業の認定の告示及び前条の規定によりお従前の例によることとされる場合における事業の認定又は事業の認定の告示は、それぞれ又は事業の認定の告示及び前条の規定によりお従前の例によることとされる場合における事業の認定又は事業の認定の告示とみなす。

第四条 前二条の規定は、土地収用法第五条に掲げる権利若しくは同法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用する場合又は同法第七条に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 政府は、公共の利益の増進と私有財産との調整を図りつて、その事業の実施するためには、その事業の施行について利害關係を有する者等の理解を得ることが重要であることにかんがみ、事業に関する情報の公開等その事業の施行についてこれらの者の理解を得るために措置について、総合的な見地から検討を加えるものとする。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の項第一号中「第十五条の二第二項及び第三項」の下に「(第十五条の七第二項において準用する場合を含む。)」を、「第十五条の五まで」の下に「、第十五条の八から第十五条の十一まで、第十五条の十二において準用する公示催告手続及ビ仲裁手続ニ関スル法律第八編」を、「第三十四条の四第三項」の下に「、第三十六条の二第四項」を、「第六十五条第一項」の下に「、第六十五条第二項」を、「第九十条の四」の下に「、第一百条の二第三項において準用する第十九条第十一項」を加え、同表土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の項第二号中「第三十六条第四項」の下に「、第三十六条の二第三項」を、「第三十六条第五第一項」の下に「、第三十六条第七第一項」を、「の知事」とありの条の七第一項」を、「の知事」とありの条の下に「、第三十六条第二項中「第十五条の二第二項中「収用し、又は使用しようとする一筆の土地が所在する市町村の長」とあり」を、「聴いた上で」との下に「、同法第十五条の八中「収用委員会」とあるのは「当該申請に係る土地等が所在する都道府県の収用委員会」と、「推薦する者について」とあるのは「推薦する者について、あらかじめ当該都道府県の知事の意見を聴いた上で」とを、「補助人」と、同法の下に「第三十六条の二第三項」を加える。

第三十四条第一項中「及び」の下に「第三章十四」に改め、「第三章第二節」の下に「、第三章の二」を、「第三十六条第五項」の下に「、第三十六条の二第四項」を加え、「、第百三十九条の二」を「から第百三十九条の三まで」に改め、同

特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第十六条」を「第十五条の二」に改め、「第三章第二節」の下に「、第三章の二」を、「第三十六条第五項」の下に「、第三十六条の二第四項」を加え、「、第百三十九条の二」を「から第百三十九条の三まで」に改め、同

第九条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び」の下に「特定公共事業の認定をした理由並びに」を加える。

第二十七条中「第百条」の下に「、第百条の二」を加える。

第三十八条の四第二項中「から第六十五条まで」を「から第六十五条の二まで」に改める。

第二十一条第一項中「から第六十五条まで」を「から第六十五条の二まで」に改める。

第二十一条第一項並びに同法に改める。

である者」とを加える。

第二十条中「同法第二十三条第二項並びに」を「同法第二十三条第一項中場合において、当該事業の認定について利害関係を有する者から次

条第二項の総覧期間内に国土交通省令で定めるところにより公聴会を開催すべき旨の請求があつたときその他」とあるのは「場合において」と、同条第二項並びに同法に改める。

第三十二条第四項中「認可事業者」との下に「、同条第六項中「起業者である者」とあるのは「認可事業者である者」と加える。

「認可事業者である者」と加える。

国土交通省設置法の一部改正

第十一条第一項並びに同法に改める。

第十二条 国土交通省設置法(平成十一年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「公共用地の取得に

関する特別措置法」を「土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)、公共用地の取得に関する特別措置法」に改める。

第六項中「起業者である者」とあるのは「認可事業者である者」と加える。

「認可事業者である者」と加える。

国土交通省設置法の一部改正

第十一条第一項並びに同法に改める。

第十二条第一項第三号中「公共用地の取得に

関する特別措置法」を「土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)、公共用地の取得に関する特別措置法」に改める。

第六項中「起業者である者」とあるのは「認可事業者である者」と加える。

「認可事業者である者」と加える。

国土交通省設置法の一部改正

第十一条第一項並びに同法に改める。

第十二条第一項第三号中「公共用地の取得に

関する特別措置法」を「土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)、公共用地の取得に関する特別措置法」に改める。

第六項中「起業者である者」とあるのは「認可事業者である者」と加える。

「認可事業者である者」と加える。

国土交通省設置法の一部改正

第十一条第一項並びに同法に改める。

第十二条第一項第三号中「公共用地の取得に

関する特別措置法」を「土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)、公共用地の取得に関する特別措置法」に改める。

第六項中「起業者である者」とあるのは「認可事業者である者」と加える。

平成十三年六月二十九日印刷

平成十三年七月二日發行

參議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D